

一般会計予算決算常任委員会
民生福祉分科会記録

令和7年3月12日

【開催日】 令和7年3月12日（水）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前9時30分～午後7時

【出席委員】

委員長	奥 良 秀	副委員長	吉 永 美 子
委員	中 岡 英 二	委員	古 豊 和 恵
委員	前 田 浩 司	委員	山 田 伸 幸

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

副 議 長	中 村 博 行		
-------	---------	--	--

【執行部出席者】

副 市 長	古 川 博 三	福 祉 部 長	吉 岡 忠 司
福祉部次長兼高齢福祉課長	尾 山 貴 子	高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長	荒 川 智 美
高齢福祉課課長補佐	竹 内 広 明	高齢福祉課高齢福祉係長	藤 永 一 徳
高齢福祉課介護保険係長	見 田 健 治	高齢福祉課介護保険係主任	木 口 屋 裕 樹
福祉指導監査室長	篠 原 紀 子	福祉指導監査室参事	塚 本 晃 子
障害福祉課長	杉 山 洋 子	障害福祉課課長補佐	松 本 啓 嗣
障害福祉課障害福祉係長	幸 池 百 子	障害福祉課障害支援係長	岡 手 優 子
福祉部次長兼子育て支援課長	石 田 恵 子	子育て支援課課長補佐	野 村 豪
子育て支援課子育て支援係長	藤 田 浩 子	子育て支援課保育係長	重 村 亮 太 郎
健康増進課長兼子育て世代包括支援センター所長	山 本 玄	健康増進課技監	大 海 弘 美
健康増進課主査兼健康管理係長	野 原 崇 史	健康増進課健康増進係長（食育担当）	加 藤 諭 香 江
健康増進課健康増進係長（成人担当）	伊 藤 比 呂 子	健康増進課健康増進係長	山 本 真 由 実
市民部長	梅 田 智 幸	市民部次長兼環境課長	山 本 満 康
市民課長	浅 川 縁	市民課課長補佐	藤 田 弘 太 郎
市民課住民係長	西 村 真 愛	南 支 所 長	坂 根 良 太 郎
環境課主幹	湯 浅 隆	環境課主査兼環境保全係長	河 村 倫 裕

環境課主査兼生活衛生係長	三 浦 陽 子	環境課生活衛生係主任	岡 田 友 香
環境課主査兼環境政策係長	原 野 浩 一		
環境調査センター所長	辻 永 民 憲	環境衛生センター所長	村 長 康 宣
環境衛生センター主任	松 尾 勝 義	小野田浄化センター主任	磯 部 修 一
山陽総合事務所長	和 氣 康 隆	山陽総合事務所市民窓口課長	亀 崎 芳 江
山陽総合事務所市民窓口課課長補佐	松 永 真 由 美	山陽総合事務所市民窓口課市民サービス係長	水 上 亮
建築住宅課主査兼建築係長	山 本 雅 之		

【事務局出席者】

事務局 長	石 田 隆	庶務調査係長	山 田 寿 実 子
-------	-------	--------	-----------

【審査内容】

- 1 議案第10号 令和7年度山陽小野田市一般会計予算について

午前9時30分 開会

奥良秀分科会長 ただいまから、一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会を開会いたします。本日の予定につきましては、お手元のとおり進めさせていただきますのでよろしく願いいたします。それでは、議案第10号令和7年度山陽小野田市一般会計予算につきまして、審査番号①、こちらは審査事業が子育て支援課ですので順を追って進めたいと思います。初めに審査事業8について、執行部より説明を求めたいと思います。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 それでは、令和7年度一般会計民生福祉分科会予算審査対象事業、子育て支援課分について御説明します。令和7年度一般会計予算審査資料の52ページをお開きください。審査番号8番、こども計画推進事業について御説明します。事業概要は、令和5年4月1日に施行された、こども基本法において、市町村に、国が定めるこども大綱を勘案し、市におけるこども政策についての計画、こども計画の策定に努めることが規定されています。本市においても、全てのこども・若者の健やかな成長及び身体的・精神的・社会的幸福の実現に

向け、令和7年度末までの策定を目指すものです。こども計画には、子ども貧困対策推進計画やこども若者計画を内包する予定であり、貧困対策に係るアンケート調査等を実施し、そのデータを基に計画を策定する予定です。このアンケートの実施と併せて、調査・分析については、実績やノウハウのある専門事業者に委託する予定であり、より実態に近いデータを取得し、将来の子育て支援施策に実態を反映させ、子育てしやすいまちづくりを推進していくための計画策定を行います。事業の対象・手段・意図については、対象は児童とその保護者とし、手段はこども政策についての計画の策定及び実施、意図は全てのこども・若者の健全な成長及び身体的・精神的・社会的幸福の実現を目指すためとしております。事業の活動指標は、令和7年度中に計画策定を行うこととしており、それ以外の数値目標等はありません。次に、この事業についての妥当性・有効性・効率性に関する評価点は35点となっております。続いて53ページを御覧ください。支出内訳については、計画策定のためのアンケート集計・分析委託料として、400万9,000円を計上しております。財源内訳としては、国からのこども政策推進事業費補助金を150万円充当する予定です。こども計画策定に関する資料は54ページから57ページに添付しております。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

奥良秀分科会長 執行部からの説明が終わりましたので、委員の質疑を求めたいと思います。ページは全てで、質疑はページを言うようお願いいたします。

山田伸幸委員 こども計画は、事前に資料として配られた山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画のことでしょうか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 委員がおっしゃった子ども・子育て支援事業計画とはまた別で、子ども基本法において努力義務とされているものがこども計画となります。

山田伸幸委員 子ども・子育て支援事業計画もかなりデータを取ってやっているんですけど、これを基にしてということではないわけですね。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 こども計画ですが、こども基本法の第10条に基づいて策定するものになります。まず、県がこども大綱を勘案して、県のこども計画を作成いたします。市町村は、こども大綱と県のこども計画を勘案して、市のこども計画を作成することとなります。先ほど山田委員がおっしゃられました子ども・子育て支援事業計画についてですが、これも同じく10条の中に、既存の各法令に基づく計画と一体のものとして作成することができるとございますので、このこども計画の中に子ども・子育て支援事業計画を内包する予定としております。

奥良秀分科会長 ただいま、こども計画推進事業について審査しておりますので、その中身で質疑をお願いしたいと思います。

中岡英二委員 53ページの特記事項の中で、県内他市の状況として令和6年度にもう8市が策定しております。本市においては令和7年度に策定する予定とありますが、先ほど、数値の目標がないと言われました。必ず令和7年度までにできるという計画はないんですか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 計画に関しての活動指標、成果指標については、一応活動指標といたしまして、令和7年度中に計画を策定するというので挙げさせていただいております。具体的な数値につきましては、今から計画を策定するものになりますので、まず令和7年度中に策定することを指標として掲げているということになります。

中岡英二委員 必ずできるということですね。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 策定に向けて、しっかり進めてまいりたい

と考えております。

中岡英二委員 52ページの事業概要のところ、アンケート調査をノウハウのある専門業者に委託するとありますが、個人情報も大変大事な情報と思うんですけど、そういうのが担保されているような業者でしょうか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 こちらの業者につきましては入札を予定しております、個人情報の取扱いについては事項を設けて契約を締結する予定ですので、取扱いには十分注意します。

奥良秀分科会長 どのような事業選定をする予定でしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 先ほど係長が「入札をさせていただきます」という御説明をいたしました。入札につきましては、監理室の物品調達等の競争入札の参加有資格者の名簿がございますので、その中から、この事業に適切な業者を選定して、進めていくようになるかと思います。

奥良秀分科会長 入札のことで、よく聞くんですけど地元業者はこの中には入っているのでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 この業務が専門的で、かなりノウハウが必要となってくる業務となっておりますので、現時点では市内業者は入っておりません。

奥良秀分科会長 同じところで、例えば実績数とかも全て勘案されているのでしょうか。要は、こども計画をつくられた実績がどれだけあるかというのをきちんと調べられて入札の土俵に上げられているのでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 その参加業者が実際にどれぐらいこのこども計画に携わっているかということについては把握しておりません。た

だし、県内他市等が、今年度中に計画を策定しておりますので、どちらの業者に委託をされてお願いをされたかというのは、電話等で確認しており、その辺りも参考にさせていただこうと思っております。

奥良秀分科会長 ただ、その実績がないところが入札される可能性もあるということですよ。どうなんですか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 基本的には調査と分析の部類で登録をされていらっしゃる業者を選定するようになりますので、実績として今までどういう調査をされているかは事前に監理室の資料等で確認をさせていただいて選定を考えております。

奥良秀分科会長 なぜそれを聞くかということ、このたびの日の出保育園の設計業務で、もちろん実績がある会社が入られたのに遅延するという事態がありました。それで、このたびの業者ももちろん実績があって、きちんと業績も上げられている会社とは思いますが、そうであっても起こる可能性はありましたので、どうなのかということをお聞きしたかったです。その辺は大丈夫なんですか。他の業務が忙しくて、こちらの業務が遅れましたということにならないんですか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 その辺りについては、いろいろな経験をしておりますので、今後に反映させていこうとは思っております。業務の進捗管理につきましては、当然業者のほうの問題も多大にあるとは思いますが、ただし、こちらはその進捗管理をしっかりと見極めるという責任もございまして、そこは十分、都度仕様書等に基づいて、進捗管理がスケジュールどおりに進んでいるかどうかについてはきちんと見ていきたいと思っております。

山田伸幸委員 お聞きしますけれど、子ども・子育て支援事業計画案は、そういった事業者へ委託をしてまとめられたのか、どうなのか。

奥良秀分科会長 いや、こども計画についての事業審査をしておりますので、それについてどのように関係しているのかの説明だけお願いします。

山田伸幸委員 要するに、恐らくこういったまとめ方をされていくんだらうと思います。これがどういうふうにまとめられたかというのはやっぱりどうしても知っておくべきだと思いますので、お答えください。

藤田子育て支援課子育て支援係長 子ども・子育て支援事業計画の調査委託につきましては調査・分析だけを委託しておりますので、策定自体は子育て支援課で実施しております。業者についても調整をしながら行いましたので、今後のこども計画においても、決まりました業者と調整しながら実施していきたいと考えております。

山田伸幸委員 では、こども計画については、アンケート部分の集計だけを委託するんですか、それとも冊子にまとめるところまで行くんでしょうか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 アンケート調査の調査と分析、あとは子供の意見聴取等は委託をしたいと考えております。

古豊和恵委員 このアンケート調査等は対象者が児童とその保護者——児童というのは、市内の何歳から何歳までが対象で全市内の子供が対象なのか。保護者というのは、どこまでの保護者が対象なのかを教えてください。

藤田子育て支援課子育て支援係長 アンケート調査につきましては、2種類ほど予定しております。まず一つは、子供の生活に関するアンケートを予定しております。こちらは小学校5年生、中学校2年生の全児童とその保護者を予定しております。もう一つが、こども・若者に関するアンケートでございます。こちらは、16歳から39歳の間の市内の在住者を予定しております、対象数を1,000人と予定しております。

古豊和恵委員 これは非常に微妙な質問で、貧困対策も入っていますので、難しい内容になると思うんですね。このアンケートは、どういう内容であるか、されるのは業者がされると思うんですけども、市はどこまで把握しているのか教えてください。

藤田子育て支援課子育て支援係長 把握というのが質問内容ということでしょうかね。（うなづく者あり）質問内容につきましてはこれまで国や県がそれぞれこの生活に関するアンケートを実施しておりますので、そちらの内容を参考に実施したいと考えております。市が質問については設定したいと考えております。

奥良秀分科会長 それと、他市の状況も見られていると思いますので、他市のことも勘案されるのでしょうか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 そのとおりでございます。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 今回の補足をさせていただきます。こども計画は子ども大綱を勘案してと御説明いたしました。こども大綱というのが、こども・若者育成支援推進大綱と子供の貧困対策に関する大綱を一元化してできたものになります。子供の貧困対策に関する大綱の中に基本的な方針でありますとか、指標が示されております。その辺りも勘案して質問事項を検討するようになろうかと思っております。

古豊和恵委員 アンケート内容を見て、この家庭は、この子は貧困であるとか、この子は貧困になるであろうとかというのがアンケートを見て分かるわけですか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 一応収入の金額と自分の自己申告にはなるんですけども、その辺も保護者に対して聞くような形になろうかと思

ます。いろいろな設問の中で、業者が分析をして貧困層に該当するというのは出てこようかとは思いますが、これまで実施したことがないので、その辺がどうなるかは未知数でございます。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 補足いたします。このアンケート調査ですが、誰が貧困とか、個別の案件を把握するものではなくて、山陽小野田市の子供がどういう状況か、その傾向を把握する内容になりますので、それを基に計画を策定していく、どういうふうに対策をしていくかということを経営の中に盛り込むためのものになります。

古豊和恵委員 それでは、傾向と対策ということで、傾向が分かればその対策、あと個人が分かるわけですか。市として……

奥良秀分科会長 今、やっていますのがこども計画についての事業で、今からつくっていきますよということです。まだ出来上がっていませんので、その後の話になると思います。

前田浩司委員 先ほどの2種類の検査をされるっていう話だったんですけども、まず子供の生活に関して、小学校5年生並びに中学校2年生、これはいつ時点が対象になるのでしょうか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 来年度に実施する予定としておりますので、令和7年度の小学校5年生と中学校2年生と考えております。

前田浩司委員 小学校5年生全員、中学校2年生全員と思ってよろしいでしょうか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 そのとおりでございます。

前田浩司委員 続いて、保護者の方の調査という話がありました。例えば、小

学校5年生もいるし中学校2年生の方もいらっしゃいます。そのときに保護者は、小学校用、中学校用というような形で2種類対応しないといけない内容になるのでしょうか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 恐らくそうなると思うんですけども、重複する部分についてはどちらか一方でアンケートに回答していただきたいと考えております。

奥良秀分科会長 どちらかということですね。

前田浩司委員 もう1点、子ども・若者向けというアンケートがあるという話だったんですけども、年齢が15歳から39歳、これはどういう条件で抽出されるのでしょうか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 こちらは、子育て支援課で無作為での抽出を考えております。

前田浩司委員 この人数については、先ほど説明がありました1,000人を対象としておりますという理解でよろしいのでしょうか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 そのとおりでございます。

山田伸幸委員 こども計画が、子供の貧困対策推進計画、そしてこども・若者計画を内包することになると思います。となると、かなり幅広い分野にアンケートが行くことになるわけで、それは今後の施策に生かすということがはっきり書かれているわけです。例えば、具体的にそれが本当に活かされるような施策展開につながるのかというのは課題として上がっていくんですけど、ただ単に計画をつくっただけで終わりはしないかという心配もあるんです。その辺はどのように取り組まれるお考えでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 確かに、委員がおっしゃられますように、かなり広範囲な計画になろうかと思っております。先ほど係長も申し上げましたが、貧困対策、あと、こども・若者に対するアンケート、これらは今まで行ったことがございません。ですので、今回アンケートを行うことで、山陽小野田市の子供、若者、あと貧困に関する状況が把握できると考えております。どういう内容が出てくるかというのはまだ行っておりませんので分かりませんが、その辺りについては、今後の施策をどういうふうに進めていくか、どこに一番アプローチが必要になるのか、そのアンケートの状況を見て考えてまいります。計画の中に、今後推進していく内容であったり、課題の洗い出しを計画の中に盛り込みながら、今回が第1期の計画になりますので、今後また2期、3期をつくるに当たって、少しずつブラッシュアップして施策につなげていきたいと考えております。

山田伸幸委員 これは県がつくっている山口県こども計画の最終案ということなんです。これを見ていくと、子供というより少子化に的を絞って子供たちの育ちとともに、そして若者の結婚観あるいはこういった形で山陽小野田市で提示を図るかということまで含めてやるとなると、子育て支援課の範疇を超えていくんじゃないかなと思うんですけど、その辺は横の連携を取りながらやられるんでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 今回、こども・若者ということで、どこまでが若者かということになるんですが、39歳ぐらいまで、若者の中に入ると定義されております。当然子育て支援課だけで、これらの内容を全て網羅するというのはなかなか難しいところもございます。教育委員会の社会教育課とも連携し、内容を確認しながら計画を策定していく予定としております。

山田伸幸委員 今、出なかったんですけど、商工労働課の関係で、若者の就業

についても絶対に必要になってくるデータですので、その辺も含めていかないと、これは網羅できない。となると、もう子育て支援課の課題ではなくて、山陽小野田市全体で取り組むべき課題ではないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

奥良秀分科会長 子育て支援課で答えられるところだけ教えてください。

古川副市長 今、御指摘がございました、子供、若者というのは今、次長が言いましたように39歳ですから、青年会議所も40歳までの活動、これが若者という範疇になろうかと思えます。そうした中で、委員からも御指摘がございましたこの計画は、やはり、少子化対策またこれからの社会をつくっていく子供をどのように育てていくかという大きな柱になろうかと思えます。そうした中で、担当も申しましたが教育委員会も包含する、また、市民活動にもかかわってくると思えます。また、若者は青年会議所とかそういうような範疇になると、シティセールス課とか商工労働課にも及んできますので、この計画等をよく承知してもらい、市としてこれを進めてまいりたいと考えます。

山田伸幸委員 先ほどの説明の中でも県内他市が策定をしているということなんですけど、これは今までどういう情報の取得をされているのでしょうか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 まず県から各市町に照会がきまして、その取りまとめ結果が県から来ましたので、そちらを基にしております。

山田伸幸委員 要するに本市は後発になるわけですね。となると、先にやられたところのノウハウなども活用するという優れた点もあるわけですから、そういったことも含めて取り組まれますか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 確かに言われるように、もう県内で多くの市が今年度中に策定しており、素案がネットのほうにも出ております。

その内容については今、確認をさせていただいております。ボリュームについても、各市で状況が全く違いますので、本市として計画をどのように策定していくかということは、現在、課内で検討しているところでございます。

山田伸幸委員 実はこのこども計画というのは、移住者にとっても非常に注目されている部分なんです。となると、やっぱり本市がただ単に業者に委託をしてつくただけでは本市の魅力にまでは到達しないと思うわけです。ですからやはり、他市にない計画をどのように作り上げていくかが課題となってくるんじゃないかなと思うんですけど、その辺の意気込みはいかがでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 先ほど県内他市がもう策定しておりますというお話をしました。そこもしっかり参考にさせていただきまして、県外他市にもいろいろ計画も策定されている自治体がございますので、その辺りをいろいろ見させていただく中で、特徴も盛り込んでいきたいと思っております。このこども計画は、今後の子育て施策、あと本市の若者まで広げて、いろいろ対策を進めていくための計画になろうかと思っておりますので、その辺りについてはしっかり認識をして進めていく所存でございます。

奥良秀分科会長 山田委員の質疑の中でアンケートの調査・分析、出来上がりまで言われました。もう一度確認しますが、あくまで出来上がるまでは、市としてつくられることですか。そういう質疑がありましたので、よろしいでしょうか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 あくまでも業者に委託するのは調査と分析でございます。

前田浩司委員 先ほどのアンケートの1,000人の話ですけれども、例えば

本当に今、少子化で、どの自治体も大変厳しい状況にあるので、人数を多少増やすことはもう無理なんではないでしょうか。若い人たちが結婚して出産に結びつけるために、やはり一番大事なのは、ここの年代層の御意見をしっかり情報収集することかなと思うんですけど、その辺いかがでしょうか。

奥良秀分科会長 1,000人を増やすことができるのかという質疑だと思います。

藤田子育て支援課子育て支援係長 まだ入札前でもございますし、予算との関係もございますので、前向きに検討はしていきたいとは思います。

奥良秀分科会長 1,000人の根拠はありますか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 県内他市等の状況から、本市の規模を考えて1,000人とさせていただいております。法的な根拠等はありません。

奥良秀分科会長 この1,000人について、例えば年齢別とか男女比とかも均衡的にやられているのでしょうか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 均衡的にやりたいと考えております。

山田伸幸委員 他市の例として、ぜひきちんとつかんでおいていただきたいのは、若者の場合、こういうアンケートに答えないというおそれがあると思うんですね。そこで若者用に、例えばQRコードをつけて、全部スマホでお答えできるような対応も必要ではないかなと思うんですけどいかがですか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 現在、アンケートの回答手法については、

ウェブ回答と郵送併用で考えております。

吉永美子副分科会長 1,000人に対してということですが、回答率としてはどの程度を見込んで出しておられますか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 予定では50%で考えております。

吉永美子副分科会長 これアトランダムに出していかれるということですよ。50%行くと確信を持ってほしいですけど、大丈夫でしょうか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 我々としては本当に50%欲しいところではあります。今回の子ども・子育て支援事業計画のアンケート調査の回答率を見ても、今回はウェブ回答だけでさせていただいたんですけども、思うような回答率ではございませんでしたので、今回は郵送も併用して実施したいとは思っております。

吉永美子副分科会長 郵送ですよ。やっぱり若い人とかはスマホで答えるとかというやり方は不可能なんですか。

奥良秀分科会長 スマホでは答えられますか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 ウェブで回答できるようにしておりますので、スマホで回答できるようにしております。

吉永美子副分科会長 それで、先ほどアンケート集計分析委託料については競争入札ということでした。専門的であるというお話が出ておりますけども、やっぱり分析のやり方ですよ。その点については競争入札だとやっぱり低いほうが取ってしまうけれども、それについて不安とかはないでしょうか。他市の状況を見られてその辺は大丈夫だという思いを持っておられますか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 他市の状況も回収率等を参考にしながら、
どういうふうにすれば回収率が高くなるか考えていきたいと思っています。
す。

吉永美子副分科会長 答えが半分でした。分析の手法についての不安はないか
どうかです。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 その辺りは、仕様書のほうにしっかり入れ
込んで、やっていただくように考えております。

山田伸幸委員 私が大変だろうなと思うのは、やっぱり若者のところですね。
これにどこまで届くか。市民が対象になると思うんですけど、やはり
そこをどうやってつかんでいくか、アンケートに結びつけていくかとい
う努力が——これは、いろいろな形でやっていかないと、ただ無作為に
郵便を送っただけでは郵便を開かないという例も随分ありますので、も
う少し幅広くされていく工夫が必要ではないかなと思います。例えば、
市民活動センターもいろいろやっていますので、あそこでの情報を得た
りとか、いろいろなアンケートがあふれていますのでそういった手法も
参考にしながらしていくということが必要だと思うんです。ただ、この
アンケートを先にやってしまわないと、新年度中につくるということに
なりませんので、アンケートはいつぐらいまでをめぐりに考えておられる
んでしょうか。

奥良秀分科会長 アンケートをいつから開始して、いつまでに結果を出される
のかという質疑だと思います。

藤田子育て支援課子育て支援係長 予定では、入札を終えまして順調にいきま
すと7月頃の実施を考えております。

奥良秀分科会長 回収は。

藤田子育て支援課子育て支援係長 調査・分析が全て終わって報告書を出していただくのを10月末頃を予定しておりますので、それまでに1か月程度、アンケート調査の期間を設けたいと考えております。

中岡英二委員 一番初めにそういう実施計画はあるのですかと聞いたときに、ないと言われたんです。今、言われたことを紙ベースでこの委員会に出されたほうがよかったんじゃないですか。たしか先ほど実施計画とかあるのですかと聞いたときはありませんという御回答だったんですが、今、聞いたら出ていますよね。それを紙ベースで出すべきじゃないんですか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 先ほど委員がおっしゃられたのが、活動指標と成果指標のところと認識いたしましたので、そこについては数字的な目標は今のところ定めておりませんと御回答いたしました。仕様書につきましては、今後、進めていくスケジュールを、今、こちらとして考えている内容を口頭でお答えさせていただきましたので、この事務事業調書の中に指標として入れるのは、どうかなということでありませんと御回答いたしました。

中岡英二委員 なぜ初めに聞いたかということ、他市がやっていて、うちを含めて2市だけやっていないくて、令和7年度につくるとなっていますよね。やはり1年しかない期間でできるのかなという心配があったんですよ。それはアンケートの取り方はさっきからいろいろ言われていますけど、まず、どのようなタイムスケジュールでやるのかなというのが一番気になったものですからお聞きしたんです。私の聞き方が悪かったかもしれませんが、その辺は、初めに言っていただければ、安心して質疑もできると思うんですよね。その辺、今後お願いしたいと思いますが、どうですか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 その辺りにつきましては、まだ案の段階ではありますけど、1枚示したものを御用意すればよかったかなと思っております。今後、その辺はしっかり考えてやっていきたいと思っております。

奥良秀分科会長 その他、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）回収率の話なんですけど、今から入札をされるときに、その中に盛り込まれるとは思いますが、なかなか上げるのは難しいということで、他市も懸案をされて見られているということですが、例えば、1,000人が妥当かどうか分かりませんが、他市も1,000人集められ、どのぐらいの回収率かというのはもう参照されてるんでしょうか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 他市の回答率も、市によって様々ではあるんですけども、30%前後から、50%に行くところはそんなにないというのは把握しております。

奥良秀分科会長 ということは、子育て支援課で50%以上を求められているということは、それ以上のことをやっていかないと50%を超えられないと思うんです。かなりハードルの高いことを答弁されていると私は思っているんですけど、その辺は大丈夫なんでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 この計画の策定については、子供の意見をしっかり反映をさせてつくりなさいということが記載されております。アンケートを行いますということで先ほどから御説明させていただいておりますが、それとあわせて、ワークショップ等の開催も検討しております。アンケートは必ず実施するものですので、先ほどからお話をさせていただいておりますが、ワークショップの開催につきましても、仕様書の中に盛り込みながら、実際に直接子供、若者とお話しして生の意見を聞くような場の設定も今、考えております。ですので、アンケートで十分回収はしたいとは思っておりますが、不足の部分は、そういった部分で補っていく予定としております。

奥良秀分科会長 アンケートで小学生と中学生ですね、こちらのほうも紙ベースで郵送されるのでしょうか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 こちらにつきましては、学校を經由してと考えております。1人1台タブレットを持っていらっしゃると思うので、ウェブで回答がしやすい子供用のアンケートを考えております。

奥良秀分科会長 それはウェブを使われて1人1台タブレットのことだと思っておりますが、それは学校でやられるのでしょうか、家庭でやられるのでしょうか。どのようにお考えでしょうか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 こちらにつきましては学校で実施をしていただけるように考えておりますが、学校との協議は、これから教育委員会との協議の中で、最終的にどちらにするかというのを決めるようになるかと思えます。

奥良秀分科会長 小学生と中学生のアンケート内容は同じなのでしょうか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 基本的な事項については同じと考えておりますが、内容の理解度が多分異なってくると思うので、その仕様については、それぞれで文言とかを考えております。

奥良秀分科会長 大体、平均何分ぐらいで答えられるぐらいのアンケートになるのでしょうか。それが分からないと、やはり途中でやめたとなるかもしれません。やはりこのアンケートを出すことも大事ですけど、回収が一番大事だと思いますので、どのぐらいかかるのでしょうか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 詳細については、どうしても設問数が多くなるんじゃないかとは予測はしているんですけども、できるだけ短時間

に答えられるように工夫していきたいと考えております。

奥良秀分科会長　やはりそうなると、家庭でというよりは、学校でのほうがいいのではないかと思うんですが。

石田福祉部次長兼子育て支援課長　今年度、子ども・子育て支援事業計画を策定する際にアンケートを行いました。項目がかなり多くて、回収率があまり芳しくない状況にありました。そこも反省点として、このたびのアンケートにつきましては、なるべくこちらが把握したい趣旨を端的な言葉で簡単に答えられるような工夫はしていきたいと思っております。学校での回答というお話ですが、その辺りにつきましては、新年度に入りまして、校長会等に出向き、皆さんの御負担にならないような方法を考えながら、アンケートをしっかりと回収していきたいと思っております。

古豊和恵委員　そのアンケート内容なんですけれども、どの時点で目を通されるのかは決まっているんですか。できた時点でしょうか。

奥良秀分科会長　古豊委員が質疑されているのは、業者から上がってきたものを子育て支援課が確認されるのかという質疑でしょうか。

古豊和恵委員　そうです。

奥良秀分科会長　入札が終わりました、事業者からの出来上がったアンケートの確認を、子育て支援課はいつされるのでしょうかということをおっしゃいました。多分入札次第だと思いますが。

藤田子育て支援課子育て支援係長　先ほど、調査の実施を7月にはしたいと申したと思います。それより前に質問の設定については案を出していただくようになるかと思っておりますので、入札終わってすぐ取りかかっているように思っております。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 補足いたします。調査の実施期間を一応7月から予定しております。ですので調査票のアンケートの作成の内容を確認するのは6月ぐらいの予定としております。

古豊和恵委員 専門の方がつくられるから問題ないと思うんですけど、やはりそれぞれの市によって、いろいろ違いが出てくると思うんです。こちらが全部チェックして、うちの市に合わないというのは意見として出されるんでしょうか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 そのとおりでございます。

古豊和恵委員 その時点で、もし変更があれば変更していただけるということですね。

藤田子育て支援課子育て支援係長 そのとおりです。

山田伸幸委員 小学校、中学校は子供のところだと思うんですけど、例えば高校生とか、若者に着目をして市内の企業にお願いをされたら、かなりの回収が見込めるんじゃないですか。ただ、企業だったら、先ほど出た貧困という問題についてはかなり少なくなっていくような気がするんですけど、そういったことで回答を増やしていくことも必要ではないかなと思うんですけどいかがでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 アンケートの対象者や内容につきましては委員の御意見も参考にさせていただきながら進めていきたいと思っております。

奥良秀分科会長 その他質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしということで事業審査8を終了いたします。続きまして、審査事業9の事業審査を行いたいと思っておりますので執行部からの説明を求めます。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 審査資料の58ページをお開きください。

審査番号9番、子ども医療費助成事業について御説明します。この事業は、重点施策2「ひとを創る」の具体的施策(1)子育て支援の充実に該当する事業となります。事業概要については、子育て世代の経済的負担を軽減するため、小学校1年生から中学校3年生までの児童の保険適用医療費の自己負担分を助成する事業であり、少しずつ内容を拡充し、令和5年8月1日からは所得制限を撤廃しての事業実施となっております。この事業の対象・手段・意図についてですが、対象は小学1年生から中学3年生までの児童、手段は対象者に受給者証を交付し、医療費自己負担分の助成、意図は児童の保健の向上、子育て世代の経済的負担の軽減としております。事業の活動指標は、受給者証発行枚数とし、令和7年度の目標値は4,400人としております。令和7年度に向けた評価は、前年評価として、成果、コスト共に現状維持となっております。この事業についての妥当性・有効性・効率性に関する評価点は37点となっております。資料の59ページを御覧ください。この事業の支出内訳についてですが、子ども医療助成費として1億3,160万円を計上しております。この財源内訳については、高額療養費、ふるさと支援基金を3,100万円充当予定です。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

奥良秀分科会長 執行部から説明が終わりましたので、委員の質疑を求めたいと思います。

山田伸幸委員 この問題については一般質問で2人の議員がして、考え方の基本はかなり分かってきたんですけど、先ほど出た受給者証の発行について、目標が100%かなと思ったらそうでもないんですけど、この辺の違いはどういったことがあるんでしょうか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 こちらにつきましては、指標のほうは全児

童数対象となる数を計上させていただいておりますが、実際には、他の医療費助成等を受給していらっしゃる方は、そちらが優先になります。そちらの方に関してはこの子ども医療を適用しないので、差が出てくるということになります。

山田伸幸委員 他の医療費助成というのは、どういったものがあるんでしょうか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 例えば、重度の障害等の医療費助成を受けられていらっしゃる方は、国の医療費助成を優先で受けていただくようになります。

山田伸幸委員 先日の議論を聞いておまして、高校適用までが、県内の他のほとんどの自治体でみなされて、特に今年度、ほとんどのところが実施されたんですけど、そういった情報は本市では得ていなかったんでしょうか。

奥良秀分科会長 高校生までの助成をしているかどうかという情報を聞かれているかどうかですね。情報を聞いているかどうかだけ。

藤田子育て支援課子育て支援係長 県内の情報等につきましては、県からも情報等はございますので把握はしております。

山田伸幸委員 私が聞いている中では、特に隣の宇部市が踏み出したということで、なぜ山陽小野田市の子供は、そこまで受けられないだろうかという問合せもありました。本市がそこまで行かれなかったのは何か理由があったんでしょうか。

吉岡福祉部長 今回の議案には高校生までの予算は含まれておりません。その理由につきましても、先日から一般質問等でお答えしたとおりでございます。

ます。

山田伸幸委員 では、原課ではそういった検討をされたんですね。

奥良秀分科会長 今、やってるのが本市の子ども医療費助成制度についてをやっております。検討したかどうか分かりますか。

吉岡福祉部長 いろいろな検討はしております。

山田伸幸委員 今、特に子供の医療費というのは、県の資料なんかを見ても、子育ての負担を軽減してほしいというのが、保護者からの非常に大きな要望として上がっております。本市としてはそういった保護者の負担軽減ということについては、どのように考えられているのでしょうか。

奥良秀分科会長 負担軽減というよりも、他市とは違う制度もされていると思うんですが、いかがでしょうか。

古川副市長 先ほど吉岡部長が申しましたように、これは一般質問で答弁したそれ以上もそれ以下もございません。学校給食の無償化、うちはそれに替わる小学校、中学校の入学者のお祝い金ということでやっております。子育てに対しての助成というのは、医療費だけでなく総合的に勘案するというのが考え方でございます。前回の議案の審査の中でも、アンケートを取るのに子供だけじゃなくて、幅広く若者まで取るということも言われましたが、やはり、子育て支援は医療費の無償化だけではなく、いろいろな面で総合的にどういうことをやっておるかということで、山陽小野田市が子育てに対してどう考えておるかというのを他市の皆様から、またいろいろな方から評価を頂くことだと考えております。

奥良秀分科会長 審査事業9について行っておりますので、この内容で質疑を

行いたいと思います。

山田伸幸委員 では、平等性というところで、全ての対象者が、そういった恩恵が受けられるということで、医療費に限ると全児童生徒が対象になってくると思うわけですが、その辺の考え方としてはいかがでしょうか。

古川副市長 これは学校給食と一緒に、学校給食は、憲法の中で教育を受ける権利の中で一律に定めるのが筋ということで、今回、国がそのような措置をしていると思います。こういうような医療費の制度につきましても、国が一律にやるというのが基本的な考えだろうと考えております。そうした中で、市長会等々でもそういう要望はしております。

奥良秀分科会長 あくまで今、山陽小野田市の子ども医療制度について審査をしておりますので、この中身について予算審査をしていただくようお願いいたします。

中岡英二委員 59ページの財源内訳のところお聞きします。その他の中で、高額療養費とかふるさと支援基金を3,100万円、一般財源から1億円と出されていますが、令和8年度から高額療養費だけで、ふるさと支援基金がなくなっております。そして一般財源が1億3,000万円と増えています。どうして財源が変わってきたのかお聞きします。

野村子育て支援課課長補佐 ふるさと支援基金の活用につきましては、市の中では企画課が、毎年度こちらの財源を取り扱っておりまして、市の様々な事業を見ながら、どの事業に充当するかを企画課で決めております。令和7年度につきましては、この事業に対してふるさと支援基金を充当すると企画課で決定しましたので充当しております。令和8年度以降につきましては、原課としては未定というところになりますので、この財源充当は高額療養費のみとしております。

中岡英二委員 これを見ますと、令和7年度は全部一般財源ですよね。令和8年度、令和9年度以降、国からの補助を予測できますか。

古川副市長 今、野村補佐が説明しましたが、ふるさと支援基金は、今回新型コロナウイルス対策や地方創生の中で、補正でついた予算でございましたので、令和7年度は充当いたしております。また、今後、国のほうが、今、石破内閣は地方創生ということを打ち出しておりますので、そうした中で、こういう交付金なり補助金があったら、またこれに特定財源として充当するという考えは持っております。

山田伸幸委員 対象を小学校1年生から中学校3年生までの児童ということに決められたその経過を説明してください。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 子ども医療費のこれまでの経過ということによろしいでしょうか。（うなずく者あり）子ども医療費の助成事業につきましては、平成26年8月から制度を開始しております。その当時は小学校1年生から小学校3年生までが対象で、保険適用医療費の自己負担額3割のうち1割を助成しておりました。その頃は所得制限がまだございました。平成28年の8月から対象者を拡大いたしまして、小学校3年生までを中学校3年生までとしております。令和2年8月から助成割合を2割に拡充しております。令和3年8月から助成割合を3割全額助成に拡充しております。令和5年8月から所得制限を撤廃している、このような経過になっております。

山田伸幸委員 では小学校1年生から中学校3年生までの児童を対象とされている理由についてお答えください。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 先ほど、平成26年8月から制度を開始したと御説明いたしました。その中で、他市の状況であるとか、社会的な状況等を勘案しながら、少しずつ対象を広げてきての今、小学校1年生

から中学校3年生までとなっていると考えております。

山田伸幸委員 今の話だと他市がやっているから、もしくは、社会的に求められたからというぐらいですか。もっといろいろな理由があったんじゃないんですか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 この事業の目的ですが、子育て世代の経済的負担を軽減するためというのが、まず第一義としてありまして、制度の開始当時から少しずつ拡充していく上で、中学3年生までということになっております。令和5年度に所得制限の撤廃をいたしましたので、その時点で中学生までの全ての児童が助成の対象ということになっておりますので、どういった理由で小学校1年生から中学校3年生までかという、なかなか答えづらいところはあるんですが、そのような経過を踏んでいく中で、今の状況になっていると考えております。

山田伸幸委員 要する今のお答えでは、だんだん上げてきたとしか聞かれないんですよね。やはり今年度から、他市が高卒までに一斉に踏み出す中で、では、なぜ本市が中学3年生までにとどめているのかという、そういう理由としては、今の答弁では十分ではないと思うんですけど、いかがですか。

奥良秀分科会長 他市が一斉にというのはちょっと語弊があると思います。来年度から上げられるところもあるということなんですが、その辺についてどのようなお考えかということですね。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 一般質問の中でも先ほど副市長からの説明の中にもあったと思います。いろいろな子育て支援事業がたくさんございます。その中で、総合的に勘案した結果が今の状況ということになっております。

奥良秀分科会長 本市の考え方でやっているということによろしいですね。

山陽小野田市は山陽小野田市独自の考えできちんと助成をしているということによろしいでしょうか。

古川副市長 会長のお見込みのとおりです。

山田伸幸委員 ということは、今の考え方でいくと、本市では、この先中学校3年生までから増やす考えはないということによろしいのでしょうか。

奥良秀分科会長 今、子ども医療費助成制度について、令和7年度の予算をやっております。その中身は入ってないと思います。

山田伸幸委員 それはあまりにも乱暴過ぎませんか。実際に今、山陽小野田市は中学校3年生までとするとやっているんですから、なぜ拡大しないのかということの問題にしているんです。それがなぜいけないんですか。

奥良秀分科会長 いけないとは言っていません。ただ、この令和7年度の予算の中には高校生についての医療費助成制度のことは書いてありませんので、言わせていただきました。

山田伸幸委員 ですから先ほど他市ということも出てきましたので、ではなぜ山陽小野田市が中学校3年生までとしているのかというのは、総合的に勘案、要はその総合的な、客観的な具体的な理由は何ですかということになるわけですよ。それを教えてください。

古川副市長 それは先ほど来からも言うており、小学校の入学、中学校の入学を総合的に考えている。山田委員は、この医療費の無償化に特化して他市との均衡を言われていますけど、総合的に子育てに対する施策をどのような形で打って出るかということを考える中で、令和7年度については、中学校までということによって予算計上させていただいております。

山田伸幸委員 今、小学校入学祝い金、中学校入学祝い金については議論をしておりません。それは本市のそういったことをやっているということと言われただけですよね。私が聞いているのは、中学校3年生までの児童は18歳までです。

古川副市長 児童は12歳までです。

奥良秀分科会長 不穏当な発言は、注意してください。

山田伸幸委員 人の発言中に横から入るというのは、大変失礼なやり方ではないでしょうか。児童は18歳ですよ。子ども条例で18歳ですよ。それは認識が間違っていますよ。ですから、私たちは子供の医療費は18歳まで広げるべきだと言っているわけですが違っているんですか。私の18歳という認識が違っているんですか。

古川副市長 小学校が児童、中学校は生徒と言っていましたので、そのつもりで言ったまでです。どうもすみませんでした。

山田伸幸委員 この事業名が、子ども医療費助成事業と名乗っているわけですから、子供ということであれば、18歳まで当然広げていくのがしかるべき事業の方向であると思うわけですから、これをずっと言ってるわけです。突然、16歳から子供の医療費助成が受けられなくなるという明確な理由は示されておらず、本市では16歳から18歳の子供については対象外とされているんですけれども、その理由が私は知りたいんです。

奥良秀分科会長 先ほど来から執行部は、他市と当市を比べて総合的に子育てについてを言われております。（発言する者あり）いや、自分の判断じゃないです。今、執行部からの答弁を私はそのままお伝えしているだけなので、それについてどうこうということもありませんし、今、山田委

員につきましては、小学校1年生から中学校3年生以外のことを、令和7年度予算にないものを質疑されていますので、何が違うのか明確に教えてください。

山田伸幸委員 事務事業名が子ども医療費助成事業となっているわけです。子供とはだいたい何歳までを指すかということ、もうこれは国際的に18歳までという規定があります。なのに、山陽小野田市では16歳から18歳の子供の医療費助成は対象外とされているので、その理由が知りたいわけです。これを答えるべきではないでしょうか。

奥良秀分科会長 では執行部に質疑させてもらいます。子供とついているもので、小学校1年生から中学校3年生以外のもの、いろいろ種類はあるんですよね。千差万別だと思うんですが、この子供という意味が中学校1年生から3年生、そこに固定するものなのかどうなのかというのは、何かあるのでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 児童福祉法で言うところの児童は18歳までになります。子供の定義ですが、明確なものがあるようには認識しておりません。その辺りは今、持ち合わせておりませんので、なかなかお答えしづらいところではあるんですが、子供イコール18歳という定義があるかどうかについては認識しておりません。児童福祉法で言うところの児童が18歳ということは承知しております。

奥良秀分科会長 質疑の内容が、今、小学校1年生から中学校3年生まで対象とされていることですよね。それが、ただ、あくまで子供と付けているだけでよろしいんですかと質疑しているんです。

吉岡福祉部長 この事務事業名は子ども医療費助成事業とありますけども、これはあくまでもこの事業が市民に分かりやすくするためにつけた名前ということですので、これによってその事業の内容が縛られるものではな

いと考えております。

山田伸幸委員 今の部長の答弁は、あまりにも詭弁ではないですか。子供の定義を変えたらいけないですよ。子ども医療費助成事業って書いてあるんだから、子供にふさわしく、それを提供していくべきではないかということを行っているわけですから、本市の都合だけでそれを変えるということになるわけですよ。それはおかしいんじゃないですか。

吉岡福祉部長 先ほども申しましたが、あくまでも市民に分かりやすいということで命名をしております。詭弁とは考えてはおりません。

奥良秀分科会長 その他質疑を求めます。質疑なしでよろしいでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしということで9の審査を終わります。ちょっと時間がたちましたので休憩に入りたいと思います。ただいま午前10時45分ですから、午前10時55分から再開いたします。

午前10時45分 休憩

午前11時 再開

奥良秀分科会長 休憩を解きまして分科会を再開いたします。機器の不具合がありましたので、開始時間が多少遅れました。審査事業を再開します。続きまして、審査事業10番について執行部より説明を求めたいと思います。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 審査資料の61ページをお開きください。審査番号10番 小野田地区公立保育所整備事業について御説明します。この事業は、重点施策2「ひとを創る」の具体的施策（1）子育て支援の充実に該当する事業となります。まず、事業概要については、公立保育所再編基本計画に基づく、公立保育所の再編整備であり、小野田

地区にあります日の出保育園について、現在の定員120名と同じ規模で、既存園舎の北側土地に新園舎の建て替えを行う事業となります。資料の69ページをお開きください。現在の日の出保育園の園舎等の図面になりますが、年次的に事業を行ってまいります。令和7年度については、資料69ページの右端の第2工程（園舎建設）となっている部分の工事等を実施予定で、日の出保育園の新園舎建設に係る工事監理業務委託、設計意図伝達業務委託、建設工事（建築・機械・電気）、外構実施設計業務委託を行う予定です。日の出保育園の新園舎建設に関する図面は、64ページから70ページにかけて添付しておりますので、参考にしてください。この事業の対象・手段・意図については、対象は公立保育所、手段は公立保育所再編計画に基づいての再編整備、意図は公立保育所の環境改善及び運営の効率化の実現としております。事業の成果指標ですが厚生労働省基準の待機児童数を挙げております。目標は減少としており、令和6年4月から7月において、保育所入所についての待機児童は0となっております。令和7年度に向けた評価ですが、成果・コストともに現状維持となっております。また、この事業についての妥当性・有効性・効率性に関する評価点は35点となっております。続いて62ページを御覧ください。令和7年度の事業内容は、先ほども御説明いたしました。工事監理業務委託、設計意図伝達業務委託、建設工事（建築・機械・電気）、外構実施設計業務委託を行う予定としております。この事業の支出内訳としては、新園舎建築に関する工事請負費で、部分払金として4億1,390万円、同じく電気工事に関する工事請負費で、前払金として6,090万円、外構実施設計業務委託料として720万円、手数料として5万9,000円、消耗品費として3万8,000円の合計4億8,209万7,000円計上しております。これらの財源内訳は、起債であります施設整備事業債、社会福祉施設整備事業債を4億3,300万円充当しております。説明は以上です。御審査のほどよろしく願いいたします。

奥良秀分科会長 執行部から説明が終わりましたので、委員の質疑を求めたい

と思います。資料がかなり広範になりますので、資料のところから質疑されるときにはページを言って質疑を行ってください。

古豊和恵委員 62 ページで、令和7年度の工事請負費4億1,390万円とありますけれども、これは建築、機械それぞれの単価はお幾らなんでしょう。

野村子育て支援課課長補佐 こちらにつきましては、建築機械設備工事として一括で契約をしておりますので、それぞれの単価というのはございません。

古豊和恵委員 それではまとめて幾らでしょうか。

野村子育て支援課課長補佐 予算上ここで示してあります4億1,390万円となっております。

奥良秀分科会長 それはあくまで前払い金だと思います。今、言われているのは、工事請負費の建築機械の一式の入札の結果だと思うんですが、いかがでしょうか。

野村子育て支援課課長補佐 総額ということよろしいですか。（うなずく者あり）そちらにつきまして、先日可決されました請負契約の締結についてで審査していただいたと思いますが、13億867万円となっております。

古豊和恵委員 この13億867万円をもし建物の坪単価に直すと一坪が幾らになるのでしょうか。

野村子育て支援課課長補佐 坪単価に直しますと、およそ260万円程度です。

古豊和恵委員 この260万円というのは、公立保育園のねたろう保育園と比べてどうなのでしょう。

奥良秀分科会長 これは補正のときにも質疑したんですが、振り返りじゃないですけど、もう一度お願いします。

野村子育て支援課課長補佐 ねたろう保育園につきましては、参考までに坪単価にしますとおよそ190万円となっております。前回の契約の締結の議案のときに御説明させていただきましたが、その後の資材の高騰等を勘案しますと、日の出保育園につきましても妥当な数字と思っております。

古豊和恵委員 確かに値上がりはしていると思うんですけども、190万円だったのが260万円、これは、どこが考えて妥当な数字となったのでしょうか。

野村子育て支援課課長補佐 先日も建築住宅課の職員が御説明はしたかと思いますが、一つ一つの原材料とかを比べても、それぞれ当時と比べて1.何倍かになっています。またそれ以外にも工期につきまして、ねたろう保育園につきましては工期がおよそ16か月だったのが、この日の出保育園につきましては23か月となります。工期が長いということもありまして、ねたろう保育園に比べて金額が上がっているということになります。

山田伸幸委員 財源内訳で地方債が、そこに50%、80%で4億3,300万円となっているんです。これは何が50%で何が80%なのか教えてください。

奥良秀分科会長 国庫支出金のところだと思います。

野村子育て支援課課長補佐 この地方債は、建築工事請負費の50%につきましては、施設整備事業債が充てられることとなります。このうちの50%が施設整備事業債となりまして、残りの事業費の80%に社会福祉施設整備事業債を充てております。

山田伸幸委員 50%というのは、充当率になるんですかね。

野村子育て支援課課長補佐 おっしゃるとおり、充当率になります。

山田伸幸委員 ということは後から交付金なりで、50%もしくは80%が返ってくるということでしょうか。

野村子育て支援課課長補佐 こちらの62ページの調書の左下のところに記載はしておりますが、施設整備事業債につきましては建設工事費の50%に充当できまして、こちらについては70%の交付税算入措置がございます。残りの社会福祉施設整備事業債につきましては、残りの事業費の80%に充当するのですが、こちらについては交付税の措置がないものとなっております。

山田伸幸委員 では、これは金額としてどういう金額になるのでしょうか。4億3,300万円がどういうふうに振り分けられるのか、教えてください。

野村子育て支援課課長補佐 まず、施設整備事業債は2億3,740万円となっております。残りが社会福祉施設整備事業債で1億9,560万円となっております。

奥良秀分科会長 ここは補正でもかなりやりました。活動指標または成果指標のところ、令和7年度の待機児童数を減少と書かれているんですが、令和6年度4月から7月までゼロ人って書いてあるんですね。という

ことは、令和7年度の指標としたら、ゼロでもいいんじゃないのかなあと思うんですが、減少にされている理由は何なんでしょうか。

野村子育て支援課課長補佐 こちらの活動指標につきまして、総合計画策定時の目標としております。その総合計画策定時に生じていた待機児童に対して、減少していくということを目指しております。こちらに書いてある指標につきましては、基本的にはその年度の3月末現在の待機児童を目標の数値としているんですが、令和6年度につきましては、今回提出した事務事業調書上は4月から7月の状況ですので、その時点ではゼロ人でした。実際、現在の待機児童が10人ほどです。設定の仕方としてはそのような理由で設定をしているということです。

奥良秀分科会長 分かりました。決算委員会じゃなく、まだその実数が分からなかったので、質問をさせていただきました。

山田伸幸委員 この計画をする頃は、もっと定数も多くて、そうしないとやれないほど待機児童も多くて、途中から少子化とか他の保育所の努力なんかもあって、この待機児童がどんどん減っていていると思うんですけど、今後も定数120人ということで維持できるんでしょうか。どうですか。

野村子育て支援課課長補佐 こちらの定数につきましては、今、おっしゃられたとおり当初の計画では定員170人としておりました。ところが近年の出生数とかを考慮いたしまして、現在と同じ定員の120人に変更したところです。さらに、現在の状況を考えますと、今後の出生数や保育の需要の動向をよく注視していかなければいけないんですが、保育所を経営しているのは公立だけではなくて私立もございいます。そちらの動向も注視しながら今後の保育の需要とかが、また減少とか、そういったこともあるという状況となった際は、改めて適切な検討を行っていきたいと考えております。

奥良秀分科会長 適切な定員ということであれば、例えば民業圧迫にならないこともきちんと考えながらということも包含された発言ということでしょうか。

野村子育て支援課課長補佐 おっしゃられるとおりです。

山田伸幸委員 これ正面図とか図面で書かれているんですけど、子供たちが行ってみたいと思わせるような何か魅力的な特色があるのでしょうか。

野村子育て支援課課長補佐 前回もお話はしたかと思いますが、日の出保育園の特色はランチルームを設けることと考えております。こちらを設けることによりまして、子供たちが一斉に昼食を取ることができて、異なる年齢間の子供たちの交流が図れたり、またランチルームから調理の様子とかも見られたりしますので食育にもつながるものと考えております。

山田伸幸委員 私が気にしているのは、外観上の特色なんですけど、その辺は何もないのでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 今後、建築をしていきます新園舎は道路に面して、本当によく見えるところに設置するようになります。ですので、そちらの壁面を何らか工夫はしていきたいとは考えておりますが、今後の建築を進めていく中で、その辺りは検討してまいりたいと思っております。

奥良秀分科会長 その他、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）先ほど特色というか、まだ工事も始まっていないので、中身がどういうふうになるか分からないんですけど、例えば、67ページの外観で、山陽小野田市立日の出保育所というところがありますよね。これの色とかは何かお考えでしょうか。というのが、例えば人通りが多くて、車通りも

多いところで、例えばキャッチーなものを映し出すことができるのであれば、そういう考えがどうなのかなっていうのもあるんですが、いかがでしょうか。

野村子育て支援課課長補佐 この外観とかの色決めにつきまして、これからまた行っていくところになります。いろいろな意見があると思いますので、皆さんの意見を参考にしながら、これから決めていきたいと思っております。

山田伸幸委員 それと、地べたはそのままコンクリートを打って、その上に柔らかいものはあるということなんですけど、スマイルキッズで貼っているような素材なんですか。

野村子育て支援課課長補佐 スマイルキッズではかなり柔らかい素材にはなるかと思いますが、そこまで柔らかいものにはなりません。実際施工しているところでいきますと、小野田児童クラブを、床下がないような形で施工していますので、それと同じような足触りになろうかと思えます。

山田伸幸委員 その1階部分の座面の高さなんですけれど、駐車場から比べて何センチメートルぐらい高いんですか。

野村子育て支援課課長補佐 グラウンドレベルから比べますと、30センチメートル、フロアレベルが上がっております。

山田伸幸委員ということは30センチメートルの厚さのコンクリートを打つんですか。

野村子育て支援課課長補佐 床材の幅とかもありますので、30センチメートル丸々がコンクリートになるわけではございません。

中岡英二委員 ちょっとお聞きしますが、今、ノロウイルスとかが保育園などでかなり流行ってますが、そういう抗菌対策で何か器具を変えたりとか、食器を変えたりとか、そういうお考えがあるのかお聞きします。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 ノロウイルス等、子供たちの間で感染がはやる時期がございます。その辺りについての対応ですが、基本的なところ、手洗いであったり、うがいであったりということはしっかりさせていただきますし、それに伴って例えば食器を変えるとか、そういったところまでは今のところは考えておりません。

前田浩司委員 ちょっと失礼な質疑になるかもしれませんが。こういう保育所施設で、デジタルサイネージの設置が可能なのかどうか分かりませんが、私個人の意見はやっぱり保育園とか幼稚園とか、そういった情報をあの辺りで見えるようにしたらいいかなと思うんです。あそこは交差点に近いので、やっぱり事故を起こされても困るので、その辺も一つ検討していただいて、何か発信や一つの拠点として、行く行くは検討していくお考えがあるのか、現時点でそういう構想があるのかお尋ねさせていただきます。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 現時点で、デジタルサイネージ等の設置は考えておりません。ただ、先ほどから建物の壁面の色であったり、デザインであったりというのは、市の保育施設ということで、PRにもつながる場所と思っておりますので、どういった形でのPR方法がいいのか、今の御意見も参考にさせていただきながら検討してまいりたいと思います。

吉永美子副分科会長 せっかく出ているので重ねて言います。前回は申し上げましたけれども、本当に目立つところですので、やはり明るい雰囲気、子供たちがにこにこ会話をしながら通っていただける保育園とさらになりますように期待しているところです。このスマイルシティ山陽小野田

のロゴマークをつけていくと山陽小野田市にある保育園だということを強調できるものではないかと思っておりますので、改めて申し上げておきますがいかがでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 課内での検討の内容になりますが、ロゴマークを壁面にするのも一つの案として出ております。まだ、それは決定事項ではありませんが、先ほどお話したとおり、検討していく中で、どういうふうにしていくかというのは考えたいと思います。

山田伸幸委員 よくある手法で、例えば、宇部市だったら、カッタくんを保育園の壁面に書いたりとか、各地域を見ていくとそれぞれのキャラクターを壁面に書くとかいうことがあるんですけど、これだとただ単に文字だけが書かれているということなんですけど、何か工夫はされませんか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 先ほどロゴマークという御意見も頂きました。まず、市をPRするロゴマークにもなりますので、その辺りでの検討を進めていきたいと思えます。

古豊和恵委員 いろいろロゴマークとか、文字を書くとか言われました。やはり何年かすると色も退色してくるし、だんだん汚れてくると思うんですね。車もたくさん通りますので、そういうのもしっかりと考えて、相談していただきたいんですけども、そういうのも考慮しているんでしょうか。

奥良秀分科会長 メンテナンスの部分ですね。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 汚れが目立つ色、目立たない色等もございますので、まず壁面の色をどういうふうにするかは、検討していきたいと思えます。あと汚れ等につきましては、維持管理の範疇になるかと思えますので、その中で状況を見ながら対応してまいります。

奥良秀分科会長 その他、よろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり） 62 ページの外構実施設計は、もう出されているのでしょうか。

野村子育て支援課課長補佐 こちらにつきましては令和7年度に行う予定としております。

奥良秀分科会長 令和7年度に入札をする予定ということですね。

山田伸幸委員 省エネへの取組としては、こういったことがあるのでしょうか。

野村子育て支援課課長補佐 太陽光発電の設置を考えております。

山田伸幸委員 それは例えば、災害が起きたときの備蓄も考えられて、蓄電池の採用とかもされるのでしょうか。

野村子育て支援課課長補佐 蓄電池は入っておりません。

奥良秀分科会長 その他、質疑はありますか。この事業につきまして、よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり） それでは、審査事業10につきまして終了いたします。続きまして、予算書に移り、審査事業の①番なので歳出から行きたいと思っておりますので、156ページをお開きください。156ページ、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費から始めたいと思っております。

山田伸幸委員 157ページで子ども・子育て協議会委員20人とあります。これがどういった目的を持って、そしてどういった構成で設けられるのか、その点まずお聞きいたします。

藤田子育て支援課子育て支援係長 この子ども・子育て協議会につきましては、

現在策定中の子ども・子育て支援事業計画の実施状況等の検証と策定に向けての協議を行っていただく協議会となります。また、特定教育保育施設、特定地域型保育所の利用定員等につきましても協議をしていただくものとなっております。構成員につきましても、現在17名で構成をしております。子育て当事者、市民公募、校長会等で、小学校、中学校の校長会等から選出していただいております。

山田伸幸委員 今までもあった協議会でしたから、大体どういった出席状況が分かればお答えください。

奥良秀分科会長 実績値は決算なんで、何回ぐらいされる予定なのかということをお願いします。

藤田子育て支援課子育て支援係長 令和6年度につきましては、これまで3回実施しております。出席率等については、ほぼ、皆さん出席されております。

奥良秀分科会長 令和7年度は何回される予定でしょうか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 令和7年度は2回を予定しております。

前田浩司委員 ちなみに公募の方は、何人ぐらいいらっしゃるんですか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 市民公募は現在1名でございます。

山田伸幸委員 市民公募の募集は何人だったんですか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 2名程度でございます。

奥良秀分科会長 今、156ページ、157ページです。なければ、158、

159ページに移ります。

山田伸幸委員 会計年度任用職員の報酬が11人分計上されているんですが、この方々はこういったところにおられるんでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 この会計年度任用職員の方ですが、子育て支援課、スマイルキッズ、あと、ことばの教室にいらっしゃる職員になります。

奥良秀分科会長 振り分けは分かりますか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 この会計年度任用職員の11人の方ですが、パートタイムの会計年度任用職員になります。子育て支援課が2名、スマイルキッズが6名、ことばの教室が3名の計11名となっております。

奥良秀分科会長委員 よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）では、158、159ページに移ります。

吉永美子副分科会長 用地借上料についてです。令和6年度当初予算でもお聞きしておりますが、これは津布田保育園の跡地の借上料だと思います。その際、検討委員会で検討中というお話があったと思いますが、この件について、今の状況をお聞かせください。

野村子育て支援課課長補佐 こちらは、おっしゃられたとおり旧津布田保育園における借地料になります。廃止した施設につきましては、市全体を通しますと、この保育園だけではありませんので、今、全体を通して市有財産活用検討委員会の中での検討を進めているところです。今年度におきましても令和6年11月20日に開催された市有財産活用検討委員会で検討を進めているところです。

吉永美子副分科会長 なかなか年数はたっておりますが、上がっているという
ことは結論が出ていないという状況ということですね。

野村子育て支援課課長補佐 引き続き慎重に検討を重ねているところです。

奥良秀分科会長 草もかなり繁茂してきていますが、令和7年度も、職員
の方が草刈りをされる御予定なんではないでしょうか。

野村子育て支援課課長補佐 子育て支援課の職員で適切に管理してまいります。

前田浩司委員 159ページの12節委託料の廃棄物処分委託料はどちらの施
設の処分になるのでしょうか。

重村子育て支援課保育係長 これは公立保育園とスマイルキッズと児童クラブ
の廃棄物になります。

奥良秀分科会長 児童クラブも入るんですね。公立の施設ですね。

山田伸幸委員 18節負担金、補助及び交付金のところですが、地域組織活
動育成事業補助金は、具体的にどういった活動をする団体に給付され、
どれぐらいの団体があるのか、お答えください。

藤田子育て支援課子育て支援係長 こちらは、いわゆる母親クラブ地域活動に
対する補助金になります。現在、市内には7団体ございまして、そちら
に補助しております。

山田伸幸委員 この母親クラブの活動の内容で、それを評価されて、こういっ
た補助金が出ていると思うんですけど、具体的にどういったことを期待
されているのでしょうか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 地域における親子とか世代間の交流、児童福祉の向上に図る活動をされていらっしゃる、そちらに対しての地域での子育て支援体制の充実を図るために寄与していただいているということで補助しております。

山田伸幸委員 その上の児童遊園整備補助金ですけど、かなり児童遊園を見ると荒れているところが多くて、その辺の整備は、この金額ではとても追いつかないような気がします。地域に全部お任せで終わっているんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 こちらの補助金につきましては、自治会が管理する児童遊園に対しての補修等の補助になります。申出があればこちらの補助金を申請していただいて、受け付けるようになっています。あくまでも申請主義になります。

奥良秀分科会長 この金額は枠取りということですのでよろしいですね。

藤田子育て支援課子育て支援係長 はい、そのとおりです。

山田伸幸委員 現在何か所でこれが使われているんですか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 令和6年度は1自治会から申請がございました。

奥良秀分科会長 児童遊園は何か所ありますか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 市が管理する児童遊園という解釈でしょうか。（うなずく者あり）

奥良秀分科会長 それと自治会の管理する児童遊園も、もし分かれれば。

藤田子育て支援課子育て支援係長 市が管理する児童遊園は六つございます。自治会が管理するものについては、こちらのほうで把握できておりません。

山田伸幸委員 よく問題になるのが遊具のことなんですけれど、その辺の点検とかあるいはもう撤去を、どうされるんでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 先ほど六つ児童遊園があると御説明いたしました。この児童遊園についての草刈り等も、子育て支援課の職員で状況を見ながら行っております。それと遊具の点検につきましては、毎月1回、各児童遊園を回りまして、遊具の点検はしております。

山田伸幸委員 事故があってははいけませんので、それをする必要があるかと思えます。現在、補修もできていなくて、使用禁止となっているものも随分あるんじゃないかなと思うんですけど、その辺どうですか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 先ほど毎月点検をしておりますとお話をさせていただきました。本当に危険度が高く、遊ぶとけがをしそうなものについては、ロープ等を張って使用できないような対応をしております。

古豊和恵委員 先ほど、児童遊園整備は1か所ほどと言われました。それは市の管理のものでしょうか。それとも自治会の管理のものでしょうか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 自治会管理の公園でございます。

古豊和恵委員 すると、自治会から自治会管理の公園を整備したいということで申請をすれば、それが受理されて出るということでしょうかね。

藤田子育て支援課子育て支援係長 はい、そのとおりでございます。

吉永美子副分科会長 まず今出た児童遊園で自治会管理の分につきまして、考え方として、遊具の撤去については撤去を除くと書いてあります。撤去ではなく、なぜ除くという考え方になっているのか教えていただけますか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 これにつきましては、整備に対しての補助金になります。要綱等を作成した当時は、補助して造るものになりますので、撤去を考えておらずに、今要綱の中に撤去が入っていないという状況になっております。以前、一般質問でも頂いたと思います。公園の遊具等の整備につきましては、市内の他の課とも協議をいたしまして、この撤去の部分については、今後どういうふうにしていくかというのは、今、検討中の状況です。

吉永美子副分科会長 撤去イコールマイナスとは私は思っておりませんので、ぜひ、前向きな検討をお願いします。上の15節材料費、これは令和6年度には上がっていないと思います。1万8,000円とはいえど、この中身についてお知らせください。

藤田子育て支援課子育て支援係長 こちらの材料費につきましては、令和6年度も計上はさせていただいておるかと思えます。

吉永美子副分科会長 失礼いたしました。

藤田子育て支援課子育て支援係長 こちらについては、市が管理する児童遊園の真砂土を入れ替えるための材料費となっております。

奥良秀分科会長 入学祝い給付金の人数についてお願いします。

藤田子育て支援課子育て支援係長 人数についてですが、小学校入学を430名、中学校入学を510名で見込んでおります。

奥良秀分科会長 あともう一つ、保育所施設整備費補助金について、これはどういったものなのか。

重村子育て支援課保育係長 これは石井手保育園が増改築をするための補助金になります。

奥良秀分科会長 これは入札か何かをされるのでしょうか。

重村子育て支援課保育係長 園のほうが入札等をされると思います。

奥良秀分科会長 分かりました。158ページ、159ページ。

山田伸幸委員 12節委託料で、なるみ園指定管理者委託料となっています。今、なるみ園の利用者はどれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 令和5年度の実績になりますが、20人いらっしゃいます。幼稚園、保育園の並行通園が15人、通年通園が5人と把握しております。

奥良秀分科会長 よろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）続きまして160ページ、161ページ。

中岡英二委員 161ページの18節負担金、補助及び交付金は、昨年と比べてかなり多くなっているんですけど、どういう理由でこんなに増額されたのかお聞きします。ちなみに、昨年は4億2,600万円です。

野村子育て支援課課長補佐 こちらについて、大きく増えたところにつきまし

ては、この表の中にあります、保育士独自加配事業補助金を2,500万円増額しております。こちらは令和6年度も事業をしているんですが、この令和6年度につきましては、9月補正で事業化しております。昨年度は当初では事業化していませんでしたので、その分増額しております。

中岡英二委員 この対象になる保育園は何件ぐらいあって、加配の保育士の条件などを教えていただけますか。

重村子育て支援課保育係長 対象の保育園としては、今、できると手を挙げている園が6園あります。条件としては国の配置基準を満たした上で、さらに3歳未満のクラスに1人以上の保育士を配置した場合になります。

中岡英二委員 保育士1人が、何人の園児を担当するのか。

重村子育て支援課保育係長 国の基準としては、ゼロ歳児、3人に対して1人、一、二歳児については6人に対して1人ですが、その基準を満たした上でさらに加配をすれば、この補助金の対象になるということです。

奥良秀分科会長 補正でもやったんですが、こういう制度があるんですけど、なかなか手挙げをされていないと、たしか説明があったと思います。今、加配のところをやりましたね。よろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）12節委託料の私立分の保育所運営費が、1億4,000万円上がってきてるんですが、これは何かあったんでしょうか。

野村子育て支援課課長補佐 前年度と比較しますと、逆に下がっております。こちらにつきまして子供の数の減少分となっております。

吉永美子副分科会長 18節のところ、誰もが育ち学び遊べる保育環境づくり推進事業費補助金ということで、令和6年度インクルーシブの遊具とかお話があったと思います。かなり行き渡ったということで今回、令和

7年度は半分ぐらいになっておると思うんですけど、予算上どういう状況でしょうか。

重村子育て支援課保育係長 令和6年度に実施したいという園が6園あったのですが、実際に実施したのは5園です。令和7年度に実施したいという園が3園あったのでこのたび3園分を計上させていただいています。

吉永美子副分科会長 全体の園からすると、令和7年度でどこまで到達するようになるんですか。要らないというところもあるということでしょうか。

重村子育て支援課保育係長 この事業が令和7年度までの事業で、多分、そのほかのところは、この補助金を活用しないとか、あるいは独自で購入するというところだと思います。

奥良秀分科会長 その18節の一番下の第2子以降の保育料、たしか補正でもう出されてると思うんですが、もう一度人数だけ確認させてください。

重村子育て支援課保育係長 これは認可外保育所の無償化の補助金になります。企業主導型が10人と、一般認可外が10人でそれぞれ計上しております。

奥良秀分科会長 161ページまでよろしいでしょうか。

古豊和恵委員 12節委託料、子育て短期支援事業費が、令和6年度に比べて少しですけども高くなっています。子供が減っているのに高くなっているというのは利用者が増えたんでしょうか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 こちらのほうは、単価契約をさせていただいているんですけども、その単価が、令和6年度から令和7年度に上がっておりますので、その分の増加分となっております。

山田伸幸委員 認定こども園のことをお伺いします。今、1園だと思うんですけど、今後これを検討しておられるところはあるのでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 子育て支援課で把握しておりますのが、今のところ1園ございます。(発言する者あり)新しいところになります。

奥良秀分科会長 よろしいですかね。(「はい」と呼ぶ者あり)次に移りたいと思います。162ページ、163ページです。

山田伸幸委員 18節ひとり親家庭高等職業訓練促進修了支援給付金ですが、これは何人程度を目途としておられるのでしょうか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 6人程度を予定しております。

山田伸幸委員 これだけの金額となると、職業訓練の必要な経費がほとんど賄われるんじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 こちらの講座につきましては、通学を要する講座になっておりますことから、就労ができないという前提での補助となります。

山田伸幸委員 これは大体何か月ぐらい給付されるんですかね。

藤田子育て支援課子育て支援係長 養成機関における受講期間にはなるんですけども、上限が4年となっております。

中岡英二委員 ちょっと分からないので教えてください。前ページの19節扶助費からの続きで、児童手当が12億4,910万円になっています。去年は8億3,610万円ということで、かなり増えてますよね。これ

はどういった理由ですか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 今年度、児童手当を拡充しましたので、その増額分となります。

山田伸幸委員 拡充の内容は人数を増やしたのか、それとも支給が増えていったのか、いかがでしょうか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 まず、支給対象年齢が中学生から高校生までに変わりました。そして、保護者の所得制限が撤廃されております。第三子の加算についても増額となっております。

山田伸幸委員 今の中に本市の独自なものはあるんですか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 ございません。

前田浩司委員 分かればなんですけれども、逆に今の児童手当の高校生対象まで増やされた件は、他市の状況はどうなんですか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 市独自の政策かというところでよろしいですかね。

前田浩司委員 すみません。だから山陽小野田市はそういうふうに父兄に対して、こういう対応を取っておられるじゃないですか。他市は、実際どうなのかなど。分かる範囲で結構です。

藤田子育て支援課子育て支援係長 国の制度ですので、全国で実施していると思います。

奥良秀分科会長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり） 163ページを

終わって、164、165ページに移ります。保育所費です。

山田伸幸委員 職員のところを見ている。正規職員と任期付職員を見ると、かなり任期付職員のほうが増えていっているんじゃないかなと思うんですけど、正規職員は増やさないという方向でやっておられるんでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 昨年度と令和7年度を比較してみますと、正規職員の数は変わっておりません。

奥良秀分科会長 変わっていないということですね。12節の設計委託料なんですけど、165ページの12節委託料、設計委託料。

野村子育て支援課課長補佐 こちらは日の出保育園の外構の実施設計の委託料になります。

山田伸幸委員 委託料のところには人材派遣というのがあるんですけど、これは何ですか。

野村子育て支援課課長補佐 こちらにつきましては、実際は該当者はいないんですが、市では医療的ケア児の受入れの体制を整えております。その医療的ケア児を受け入れるために、看護師をねたろう保育園に配置しているんですが、看護師が休暇を取るとかいったときも、医療的ケアを行わなければいけませんので、その際にそういった看護できる方を医療機関から派遣していただくといった委託料になっております。

奥良秀分科会長 165ページまで行っています。よろしいですかね。（「なし」と呼ぶ者あり）166、167ページ。

吉永美子副分科会長 この14節工事請負費の中には、ねたろう保育園の浸水

対策も入っておりますよね。

野村子育て支援課課長補佐 おっしゃられるとおり、この内数としましては、
3,086万8,000円が、ねたろう保育園の浸水対策工事費となっております。

吉永美子副分科会長 これは先日の本会議で質疑がありましたが、第2段階での対策ということよろしいですか。

野村子育て支援課課長補佐 こちらの工事が完了しましたら、恒久的な対策が取れると見込んでおります。

吉永美子副分科会長 これによって、浸水はもうしないということで恒久的に
対策はきちんとできましたという認識を執行部は持っておられるということよろしいですね。

野村子育て支援課課長補佐 おっしゃられるとおりです。

吉永美子副分科会長 分かりました。

山田伸幸委員 これはいつぐらいには完成するのか、梅雨までに間に合うんですか。

奥良秀分科会長 答弁があったと思いますが、もう一度。

野村子育て支援課課長補佐 こちらにつきましては、今年の5月末までに現場での施工が終わるように、工事を進めているところです。

奥良秀分科会長 もう入札が終わっていますね。167ページよろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）次が168、169ページ。

山田伸幸委員 児童クラブの請負をされている業者が変わったんですが、人員の確保で、以前は大変苦勞されて確保されていたんですけど、今はどうなんでしょうか。

野村子育て支援課課長補佐 現時点では、事業者から人員の確保に苦勞しているというような声は聞いておりません。

奥良秀分科会長 168、169ページよろしいですか。

吉永美子副分科会長 12節送迎業務委託料、48万円よろしいですか。これが、令和6年当初のとき、実績でこの金額になっているとお話があったと思っていたんですが、予算上さらなる減額となっています。この点について教えてください。

重村子育て支援課保育係長 これも実績がさらに減ったので減額しました。

吉永美子副分科会長 さらに減っていく要因って何なんですか。児童クラブですわね。

重村子育て支援課保育係長 これが、旧津布田小学校から埴生児童クラブに通う子供で、その子供も数名しかいません。その中で、送迎のタクシーを使いたい、なおかつ長期休暇中のみでいいよというところで減ったのかなと思います。

吉永美子副分科会長 津布田地域の子が埴生児童クラブに行っているけど、送迎を使わない親御さんが迎えに来られるというように、いろんなことがあるんですけども、実態としてはそれがどんどん減っているということですね。

重村子育て支援課保育係長 当初何に使うか分からなかったということがあって、多めに予算要求していました。3年目ぐらいになって、大体このぐらいになってきたということです。

山田伸幸委員 保育業務委託料が1億7,200万円ということなんですけど、現在、各クラブの定員と実際の利用者の状況はどうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 児童クラブの利用状況の御質問かと思いますが、来年度令和7年度入所希望をされている期限内に申し込まれた方は、今のところ待機ゼロとなっております。

山田伸幸委員 ということは、かなり利用者が減ってきて、少子化が大きな理由だと思うんです。委託料は、そういった減った分も考えられた上での金額なんでしょうか。それとも、もう年間まとめてこういうことになるんではないでしょうか。

野村子育て支援課課長補佐 この委託料につきまして、入る児童数が変わったからといって変わるものではありません。1クラスを1単位というんですが、そちらを運営するに当たりまして、必ず職員が2名以上必要になりますので、そちらから換算しての委託料となっております。

奥良秀分科会長 その他、7目の児童館費まで、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、休憩に入りたいと思います。それでは、分科会を休憩して、13時より審査番号④から再開させていただきます。では休憩に入ります。

午後0時5分 休憩

午後1時 再開

奥良秀分科会長　それでは休憩を解きまして、分科会を再開いたします。審査番号①の途中ですが、ただいまより審査番号④について審査をしてまいります。この中に審査事業がありますので、まずは審査事業の説明を頂きたいと思います。審査事業17番の説明を執行部に求めます。

山本市民部次長兼環境課長　審査事業17、飼い主のいない猫不妊・去勢手術補助事業について説明します。資料96ページをお開きください。本事業は、事業概要にあるとおり、年々増加する飼い主のいない猫による生活環境トラブルの減少を図るため、飼い主のいない猫に係る不妊・去勢手術費用の補助を行うものです。本事業につきましては、9月の決算委員会においても説明いたしましたが、改めて制度概要から説明いたします。資料99ページを御覧ください。まず、制度概要ですが、飼い主のいない猫の繁殖防止及びそれらの猫による生活環境被害の軽減等を目的として、TNR活動を実施するものに補助金を交付します。交付対象者は、登録を受けた地域猫活動団体、交付対象事業は、市内に生息する飼い主のいない猫に対するTNR活動です。補助金額は、不妊・去勢手術に係る費用で、オス1頭につき5,000円、メス1頭につき1万円を補助します。令和5年度実績は、交付確定件数12件、オス73頭、メス84頭、合計157頭、120万円の予算に対し、119万9,696円を不妊・去勢手術費補助金として交付しました。令和6年度1月31日現在の実績は、交付確定件数14件、オス104頭、メス134頭、合計238頭、220万円の予算に対し、185万6,000円を交付しています。確定している1月31日現在の実績の内訳は、資料100ページのとおりです。事業開始3年目となる令和7年度は、今年度と同程度、オス110頭、メス165頭、合計275頭の不妊・去勢頭数を見込み、継続して飼い主のいない猫による生活環境トラブルの減少を図っていきたいと考えています。予算書184、185ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費、18節負担金、補助及び交付金、不妊・去勢手術費補助金として220万円を計上しています。また、当該事業の歳出に対する財源について、予算書184ページの特定財源・その他・繰入金220万円は、

ふるさと支援基金繰入金を充当しています。説明は以上です。御審査のほどよろしく申し上げます。

奥良秀分科会長 執行部からの事業審査の説明がありましたので、委員からの質疑を求めたいと思います。資料に沿ってページを何ページからの質疑ということで、質疑を求めたいと思います。

山田伸幸委員 猫のトラブル一般全部をひとくくりにするわけにはいかないわけですが、私ども自治会内でもこういった活動をされる方がおられて、今までは自費でやっていたので、これに乗せることによって随分助かったということで、この事業に対する評価が非常に高くなっているところですが、ただ、そういった活動に対して、まだまだ一般市民の中で不理解があるんじゃないかなということで、もう少し広報的な部分が必要ではないかなと思うんですけど、どのようにお考えでしょうか。

三浦環境課主査兼生活衛生係長 前回、委員会で御指摘いただきまして、ホームページのほうも地域猫活動団体の活動状況について、より詳しくお知らせするようにしております。また今後、広報紙でも広報してまいりたいと考えています。

山田伸幸委員 これに対し活動しておられる団体はよく分かっておられると思うんですけど、一般市民からの問合せとかは来ているんでしょうか。

三浦環境課主査兼生活衛生係長 一般市民の方からも、猫の御相談があったときには、こういった団体があるということを御紹介させていただいています。

山田伸幸委員 この活動によって、効果が現れるのはもう少し先かもしれませんけれど、何らかの事業による前進面とか、そういった面は受け取っておられるでしょうか。

山本市民部次長兼環境課長 猫の数は、犬と違って登録がなく、地域猫の数は実際には把握できておらず、明らかに頭数が減ったというのは把握できておりません。ただ、車等にひかれた死体の回収を委託しているんですけども、その死体回収の件数が減少傾向にあるので、その部分では一定の効果があつたのかなと感じているところです。

古豊和恵委員 捕獲頭数を見ますと、令和5年度は雄が73頭、雌が84頭、令和6年度は雄が104頭、雌が234頭と、令和7年度はかなり雌のほうが多いように思うんです。大体常に雌のほうが捕獲数は多いものなんでしょうか。

三浦環境課主査兼生活衛生係長 雌のほうの捕獲数が多いといいますより、団体からの補助金の申請の中で雌が多いということになります。

奥良秀分科会長 もう一度どうぞ。

古豊和恵委員 よく分からないので、もう1回詳しくお願いします。

奥良秀分科会長 もう一度質疑をお願いします。

古豊和恵委員 雄よりも雌のほうの数的に30匹から50匹多いですよ。令和7年度予算は50頭ぐらい多く予算が取ってありますけれども、これは雌のほうが多体的に多いということで、この数が予算に入っているんでしょうか。

山本市民部次長兼環境課長 基本的に雄と雌の数は同じぐらいかなと思いますけれども、申請がこれまで令和5年度も令和6年度も実際に雌のほうが多かったのも、令和7年度予算を積算するに当たって、雌のほうをちょっと多く見積もっております。実際、団体がこの申請をされる際

には猫を捕まえてみないと雄か雌かというのは分かりませんので、あくまでこれは令和7年度予算の見込みは予定であって、捕まえられた数によって、雄と雌の頭数は変わってくると思います。

古豊和恵委員 地域猫っていうのは雄と雌、同じぐらいの数かなと思うんですけども、実績状況を見ても104頭と134頭、30頭余り雌のほうが多いんですけど、捕まえてみたら雌のほうが多かったということでもよろしいですかね。

山本市民部次長兼環境課長 これまでの実績はそのようになっております。

前田浩司委員 ちなみに、今、団体の登録数は何件なんですか。ホームページを見ているんですけども、団体数とか、団体名が出ていない。何団体あるんでしょうか。

三浦環境課主査兼生活衛生係長 6団体です。

前田浩司委員 市に登録してあるのが6団体で、今回この対象になった団体は5団体という理解でよろしいんですよね。

奥良秀分科会長 対象になったっていうよりも実績を上げられたのかということ。

三浦環境課主査兼生活衛生係長 おっしゃるとおりです。

前田浩司委員 ちなみに今、6団体なんですけれども、これをもうちょっと増やしていくとか、この辺は市のほうはどのように考えておられるんでしょうか。

三浦環境課主査兼生活衛生係長 市のほうで増やしていくといいますか、団体

をつくりたいというような御相談があった際には積極的に説明をして団体の設立を促しております。

前田浩司委員 昨年からこれまで、団体数が逆に増えていないということであれば、そういった情報の周知がうまくいってないのか、実際にそういう団体がないのか、その辺は市はどのように理解しておられるんですか。

山本市民部次長兼環境課長 実態は、詳しくは把握しておりません。ただ、こういう活動されているというのは周知が足りないようであればもう少し周知の方法とかも考えていきたいと思えます。先ほど三浦がお答えしたとおり、猫による相談があった際には、こういう活動されているということは御紹介することがございますので、引き続き相談があった際には、活動を広めるような周知はしていきたいと考えております。

前田浩司委員 最後に、猫の苦情って、いろんな地域で、私もいろいろ聞くんですけども、そういったときに、どういう流れで話を進めていくようになるんでしょうか。逆にそういった問合せが市にあったとすれば、市のほうは間に入っただけの対応なのか、その辺の動きを教えてくださいか。

三浦環境課主査兼生活衛生係長 市に御相談があったら、その場で地域猫活動団体にお電話させていただくこともあります。こういった方が今、御相談に来られているんですけども、何か支援していただけることがありますかというような内容でお電話させていただいたり、それから、市でも苦情の現場確認に行っただけで、団体が対応していただけるということであれば、補助金の申請に動かれるという流れがあります。

山田伸幸委員 私どもの自治会で捕獲に当たっておられる方が何人かいらっしゃるんですけど、市からその捕獲器を借りようと思っても、なかなか回ってこないと聞いたんです。実際に今、このトラップの数がどれくら

いあって、貸出し実績等が分かればお答えください。

三浦環境課主査兼生活衛生係長 現在市に7台捕獲器がありまして、令和6年度は2月末現在、延べ38回貸出しをしております。これは登録団体を対象にしているもので一般の方には貸出しをしております。

吉永美子副分科会長 まず、お聞きしたいのが、97ページですが、令和6年度6月補正ということで4月にすぐ予算が枯渇をしてしまったということで急遽補正を組んだわけですが、令和7年度は単純にそれを足した分でということになっています。途中で補助金がありません、自費でという実態にならないのかをちょっと心配していますが、見通しとしてはいかがですか、大丈夫でしょうか。

三浦環境課主査兼生活衛生係長 来年度は事業開始3年目であり、やはり今年度と同程度の頭数を見込んでおります。

奥良秀分科会長 足らなくならないかっていう質疑なんです。

三浦環境課主査兼生活衛生係長 先ほどのお話ですが、雄と雌の頭数は捕獲してみないと分かりません。足りるということで見込んでおります。

吉永美子副分科会長 何が言いたいかという、令和6年度、要は今年度については、予算がすぐ枯渇して、金額が120万円だったっていうのももちろんあるわけですが——要は生きていますから、どんどん大きくなっていきます。それで、子供が生まれるとか子供をつくれるとかってなっていくわけじゃないですか、止まっていないんですよ。だから、団体が活動するのを止めることがあってはならないと思うんですよ。補助をもらえないで、結局は泣く泣く自分たちで全部出すという実態にはならないのかっていうことを懸念してるのでお聞きしてるんです。市としてはそういった実態にはならないように対応されると、私は安心してよろ

しいでしょうか。

山本市民部次長兼環境課長 現時点で足りる、足りないも分かりませんし、捕まえてみないと分からないところもあります。3年目でもありますので令和7年度の実施状況を勘案しながら、いろいろ考えていきたいと思っております。

吉永美子副分科会長 そうすると、令和7年度が始まって220万円に到達したら、年度途中であっても、もう今年度はありませんということになる可能性はあるということですね。

山本市民部次長兼環境課長 予算には限りがございますので、その可能性がないわけではございません。

吉永美子副分科会長 以前、こういった登録団体との要望なり意見を聞くということをぜひやっていただきたいと私は申し上げたと思っております。アンケートを取ったとあるんですが、そういった団体との情報交換じゃないですけど、あちらからも情報を教えてもらったり、こちらからも市内の状況とかお知らせしたり、それと前申し上げたのは、やっぱり頑張っている団体がこういうやり方だったらできるよとか、そういったこともあるので団体の皆さんが集まったり、市が一緒になって、情報交換するっていう場を設定したりしてこられたのか。設定しておられなければ今後のお考えをお聞きします。

山本市民部次長兼環境課長 登録団体それぞれ、意見がいろいろございまして、方向性が違う場合も中にはございますので、一度に集まっていたらというのなかなか難しいかなと思っております。ただ、申請に来られたり、報告に来られたりする際に、それぞれの団体から活動報告なり、状況なりはお伺いしておりますので、それを踏まえて今後も市の予算化、事業化に向けて反映させていきたいと思っております。

吉永美子副分科会長 登録団体の件ですが、現在6団体ということで、これまでの増減についてお知らせください。6団体がマックスですか。

三浦環境課主査兼生活衛生係長 最大は7団体のときでした。

吉永美子副分科会長 この団体がやめていかれた理由というのは何かございますか。

三浦環境課主査兼生活衛生係長 詳しくは聞いておりませんが、ほかの団体のお手伝いをされるとも聞いております。

吉永美子副分科会長 先ほどの御意見等じゃないですけど、多少なりとも交流がやっぱりあるということですね。団体同士のお手伝いをするということは。A団体がB団体のお手伝いをしたりといったことが現実に行き起きているということですよ。

三浦環境課主査兼生活衛生係長 おっしゃるとおりです。

吉永美子副分科会長 先ほど市民からの相談とかどうですかという委員からの質疑で、あったときは団体を御紹介してますとおっしゃいました。ある団体からお聞きしたのが、やはり一個人から言われたときには自治会に言ってくださいと断らざるを得ないのが大変つらいというお話を聞いております。個人からの場合はどのように対応されているんですか。現実には、個人が、この登録団体に言えばやってくれるという実態になっているのか——私が聞いたのは、とにかく自治会を通していただけませんかと言わざるを得ないのでつらいところがございまして聞いていますが、実態としてはいかがでしょうか。つなぎ方ですね。

三浦環境課主査兼生活衛生係長 団体の申請手続の中で、自治会長の誓約書を

取ってくださいというものがあるので、自治会というのが一つの単位で、了承を得ていただく地元の大きなところにはなっているとは思いますが。市も、地元のほうに一緒にお伺いしたりして、地域の方と進めていくということもできると思いますので、先に自治会の許可を受けられなくても、市にも御相談いただければと思います。

吉永美子副分科会長 先ほど団体との情報交換なり情報共有ということで、そういった団体がやる中で、やっぱりしてあげられないつらさとかが出てくれば、なおさらこうしていったらいいという情報共有とか情報交換ができるわけですよ。市が動けますよと言われるのであれば。やはり私は、団体との話を聞く場を設定するべきと思うんですがいかがですか。

山本市民部次長兼環境課長 令和7年度がスタートしたら、恐らくすぐに申請が出てくるとおられますので、団体から申請があった際に、御意見をお伺いした上で考えていきたいと思っております。

吉永美子副分科会長 ですから、全ての団体からきちんと聞くためには、やはり、文書をつくって、何かあればこれに書いて出してくださいというふうにすべきだと思います。言葉で言うと消えていってしまいますので、申請に来られたときに文書で出していただくものをつけていただきたいと思いますが、いかがですか。

山本市民部次長兼環境課長 今後事業を進めていく上で参考にさせていただきたいと思っております。

中岡英二委員 仮に猫を見つけた方は、自治会の許可を得て、市のほうに御連絡してという流れですよね。もし、捕獲してもらいたいというときに、連絡の仕方というか、その辺もう一度教えてください。

三浦環境課主査兼生活衛生係長 まず、市に御連絡をいただいて、お電話の場

合でも、一旦切らせていただいて、それから、市が団体に当たってみます。対応が可能であれば、どちらかの電話番号をお伝えしていいかというところで、市が間に入って、団体と個人の方を結びつけさせていただくということも可能です。

中岡英二委員 可能ということは、ほかのやり方もあるんですか。直接見つけた人が団体に報告して、その団体から市にお話に行くのではなくて、とにかく来られた方や見つけた方が市に連絡して、市は、その団体と一緒に捕獲するかどうかというのを判断されるということですか。

山本市民部次長兼環境課長 猫の相談と言いましてもいろいろございます。その地域において、地域猫がたくさんいて困っているとかいうことであれば、不妊、去勢をしていけばその地域から猫が増えなくなりますので、そういった場合は団体を御紹介し、この補助金の活動をしていただくこともあります。猫の相談が、例えば、単なるお隣同士の問題のこともございますので、全てを団体につなげるというわけではございません。その相談内容によって、臨機応変に対応しているところです。

奥良秀分科会長 防犯カメラとかと一緒に、近所付き合いといったところにも配慮しながら、市のほうで検討しながらつないだり、要は自治会長とかにも許可を頂いたりしている事業ということですのでよろしいですね。

山本市民部次長兼環境課長 まず、地域猫がいる場合、必ず餌をやられている地域の方がいらっしゃると思います。その方にまず理解していただかないといけませんので、ガイドブック等をお配りして、適正な猫の飼養について、お願いをしています。お隣同士のトラブルとなるとなかなか市は介入できないこともございますし、そのケースバイケースで対応が違いますので、その都度適正な対応となるように努めているところです。

奥良秀分科会長 自治会長の許可も必要ということ。

山本市民部次長兼環境課長 この事業については、TNR、最後のリターンが
ございますので、あくまで地域住民の理解、自治会長の理解が必要とい
うことになります。

奥良秀分科会長 令和7年度、3年目に入って行く中で、もうかなり進んで
きていると思うんですよね。その中で、先ほどから出ている実態把握がど
のぐらいできてるのかなあと。ゴールと目標がイコールじゃないですけ
ど、要は実績を見ながら、実績で数字を決めていくような事業になって
きてるんですけど、令和7年度の予算でゴールはまだ見えてきてないん
でしょうか。

山本市民部次長兼環境課長 令和7年度限りで地域猫がもうこれ以上増えない
ということにはならないと思います。3年目になりますし、これを3年
から5年続けていけば、実施した地区においては、増えることは少なく
なるかなと思います。ただ、まだ実施されてない地域で猫がいるところ
もあるようですので、令和7年度でこれがある程度落ち着くということ
になるかは現時点では分かりません。

奥良秀分科会長 それと100ページの令和6年度の実績表ということで、団
体名が出ているんですけど、もうこの団体の方たちはある程度、こうい
うことをやってますよと、自分たちでSNSとかホームページとかつく
られて、情報の発信はされてるんでしょうか。

山本市民部次長兼環境課長 積極的にされている団体もございます。

奥良秀分科会長 ということはしてないところもあるということでもよろしいで
すか。

山本市民部次長兼環境課長 されてないところもございます。

奥良秀分科会長 そうなんですね。積極的に広報として伝えていくには、ホームページがあるのであれば、そういったところも市の広報紙とかも使って、情報発信の仕方はいろいろあると思うんですよね。そういったことも考えられて運営されてるんですかね。そこまではされてないんですかね。

山本市民部次長兼環境課長 市からリンクを貼って譲渡会等の情報やイベントをお知らせしたこともございます。

奥良秀分科会長 譲渡会ではなくて、この100ページに書いてある不妊、去勢の事業についてのPRはしないんでしょうか。市からリンクを貼って。そこまではしてないんですか。

山本市民部次長兼環境課長 やっていないところもございます。十分でないところは、これから十分な周知になるように努めてまいりたいと思います。

奥良秀分科会長 そういうことをやっていけば、また少しでも、情報を市民と団体をつなぎ合うことができると思いますので、検討していただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

山本市民部次長兼環境課長 本日頂いた御意見を踏まえ、今後の事業に生かしていきたいと思います。

前田浩司委員 今と同じ内容になるんですけども、県のほうで、地域猫活動ハンドブックをつくっておられるので、今、委員長がおっしゃられたように、市としてやっぱり自治会単位か、あるいは交流センターか、どっかに市民の方が見られるような形でのこういったガイドブックをぜひともつくっていただいてということをお願いしたいと思うんですけどもいかがですか。

奥良秀分科会長 回答は。（「いいです」と呼ぶ者あり）分かりました。

吉永美子副分科会長 現在、少なくとも活動しておられる団体が令和6年度で5団体あるということは、令和7年度でも、その団体は活動していかれるでしょうから——既にこの団体の中で市民活動団体として登録をいただいている団体もあります。そうなってくると、先ほど委員長が言った色々なアピールとか、そういう場が増えていきます。ですので、ぜひ、まだ市民活動団体に入っておられない登録団体に対して、本当に時間やお金を使って頑張っていたいでいる団体です。市民活動団体になると、市民活動支援センターがあつてそこでこんなことやってますというチラシも置いていただいたりできるわけですから、市にとってもありがたいことだと思います。今度申請に来られたときに、市民活動団体に登録するとういうメリットがありますとお勧めしていただきたいと思うんですが、環境課としていかがですか。

山本市民部次長兼環境課長 必要に応じて紹介してまいりたいと思います。それから先ほど前田委員がおっしゃられた県のガイドラインですけど、本市の猫の適正飼養等ガイドラインは各地域交流センターにも備えておりますので、すぐに手に取れるようにはしております。

中岡英二委員 この活動団体によって実績頭数がかなり違うんですが、仮に市役所に猫の捕獲をお願いした場合に、その実施団体をどのように決められているのか。5団体ありますけど、実施団体の拠点に対して決めるのか。この団体に連絡するという決め方はどういう方法ですか。

三浦環境課主査兼生活衛生係長 御相談される地域に近いところ、活動拠点が近いところに連絡をさせていただくことになると思います。

奥良秀分科会長 その他にこの事業についての質疑はありますか。（「なし」

と呼ぶ者あり)では、審査事業の17番を終了します。それでは予算書のほうに移りますので、176ページですね。4款1項1目、1目3目4目、4款1項1目も関係はありますよね。ページでいきます。182ページ、183ページですね。

山田伸幸委員 この霊園は、小野田にある霊園のことを言うのでしょうか。

三浦環境課主査兼生活衛生係長 霊園使用料返還金については、東墓地、南墓地と小野田霊園になります。

山田伸幸委員 霊園使用料返還金は、どういったことで、この返還金というのが生じてくるんですか。

三浦環境課主査兼生活衛生係長 墓地を使用されず、返還されるときにお支払いするものです。

奥良秀分科会長 墓地を使用されなかった場合——墓地を返還された場合じゃないのでしょうか。

山本市民部次長兼環境課長 墓地を借りると申し込まれて、申し込まれたときに使用料をお支払いされているんですけども、やはり墓を建てない、墓地を返還したいという場合に使用料を返還するためのものです。

奥良秀分科会長 例えば、お墓を建てて撤去してその土地を戻すものも、この中には入ってくるってことでよろしいでしょうか。

山本市民部次長兼環境課長 一度建てられた場合は返還しません。

山田伸幸委員 現在霊園に関わる区画は、今、何区画あって貸出しがどれぐらいあるんですか。

三浦環境課主査兼生活衛生係長 令和5年度末時点の貸出し区画ですが、小野田霊園が3, 188、東墓地公園が194、南墓地公園が518です。

山田伸幸委員 そのうち実際に使用されている区画は分かっているんですか。

三浦環境課主査兼生活衛生係長 把握できておりません。

奥良秀分科会長 把握するのは難しいんでしょうか。

三浦環境課主査兼生活衛生係長 困難だと考えております。

奥良秀分科会長 182ページ、183ページはよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）次に行きます。184、185ページ、今やった不妊・去勢、3目ですね。

山田伸幸委員 放置自動車廃物判定委員会というのは、年に何回ぐらい行われておりますか。

三浦環境課主査兼生活衛生係長 定期的に開催するものではなく、現在は開催しておりません。

古豊和恵委員 13節の家庭用飲用井戸整備事業補助金とありますけども、年間大体どのぐらいの申請があって、どのぐらい使われているんでしょうか。

岡田環境課生活衛生係主任 令和6年度は1件の修繕の申請がありました。

奥良秀分科会長 今回、この分は何件を見込んだ予算になってるんでしょうか。

岡田環境課生活衛生係主任 新規の設置30万円が1件と修繕10万円が1件を見込んでおります。

古豊和恵委員 現在、市内でこの井戸を使用されてるおうちは何件ぐらいあるんでしょうか。

岡田環境課生活衛生係主任 申し訳ありません。把握しておりません。

奥良秀分科会長 これも把握するのは困難なんでしょうか。

岡田環境課生活衛生係主任 困難だと考えております。

古豊和恵委員 この井戸水は、もし災害があつて水道が止まったときに大変有効だと思うんです。どこに井戸水があるかというのは把握するべきだと思うんですけれど、いかがでしょうか。

山本市民部次長兼環境課長 この補助金は、水道が通ってない地区、例えば山の中や水道が行ってないところで、生活するために井戸を掘られた場合や井戸を使ってらっしゃる場合に補助するものですので、災害で水道が止まってとおっしゃられても、水道がそもそも行ってないところに対する地区での補助ですので該当しないと思っております。

古豊和恵委員 それでは水道が通ってない地域で、水道がないおうちに水道を引かれたのであれば、確認しやすいのではないかなと思うんですけれど、いかがでしょうか。

岡田環境課生活衛生係主任 申し訳ありません。水道局に確認をしてどの地域でどう通ってないのか、それから、そこに家が今実際あるかどうかというのを事細かに確認しないといけませんので、細かな世帯数とか数字を把握することは困難だと考えております。

奥良秀分科会長 185ページまで行ってますけど、よろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）12節の調査委託料37万7,000円は、これは何の委託料でしょうか。

山本市民部次長兼環境課長 環境課で管轄している公衆便所が2か所あるんですけども、かなり古い施設でございまして、廃止を検討しているところです。廃止するに当たっては、まず、解体するに当たってアスベスト等の調査が必要ですので、その事前調査のために予算を計上しているところです。

奥良秀分科会長 2か所ということですけど、どことどこでしょうか。

山本市民部次長兼環境課長 厚狭の天満宮と渡場のバス停にございます。

奥良秀分科会長 この撤去は、周りの人の意見は聞かなくても大丈夫なんでしょうか。市だけで大丈夫なんでしょうか。

山本市民部次長兼環境課長 実際、今、この清掃を地域の方に委託しているんですけども、その方たちの意見、それから利用状況等を勘案して廃止に向けた検討を進めているところです。

奥良秀分科会長 勘案してるということは、使われてないという実績が分かっているからなくしていこうという考えでよろしいでしょうか。

山本市民部次長兼環境課長 トイレトペーパーの減り具合だとか、下水道の使用状況だとかを見ると、あまり使われていないということ把握しております。

奥良秀分科会長 その他、185ページまでよろしいですかね。なければ、1

87ページに移ります。

山田伸幸委員 環境審議会のことをお聞きしたいんですけど、これは、かつては工場や会社が進出してきたときに、環境調査等をやった上で、この環境審議会等も開催されてきたと思うんですけど、今、これはどういう開催状況となっておりますか。

河村環境課主査兼環境保全係長 環境審議会ですけど、令和6年度の実績はありません。おっしゃられたように、工場が進出とか工場を建てるとか増設するとか、そういう環境負荷が大変高いことを考え、予想される場合に開催するというような状況になっておりまして、去年などはそういう大きい事例がなかったということになります。

奥良秀分科会長 過去数年ないんですけど、23人っていう数字が上がってる中で、どういった人になるのでしょうか。

河村環境課主査兼環境保全係長 大学の教授、元教授、学識経験者、あとは、企業の工場長、市民団体から市民の方辺りが構成ということになっております。

奥良秀分科会長 その他、187ページです。

吉永美子副分科会長 令和7年度は給料の部分では、令和6年度より1人増えて5人となっておりますが、この理由について教えてください。

山本市民部次長兼環境課長 今年度末をもって環境調査センターを廃止いたします。廃止はするんですけども、環境調査は引き続き、委託により実施いたします。それによって環境課の業務自体は増えることになりますので、増員を要望して4人から5人に増えたと。令和6年度は4人なんですけれども、令和7年度は5人に増えるということになっております。

奥良秀分科会長 187ページ、12節委託料で、多々新しいものが上がってきてるんですが、上から行きましょうね。ほとんどがこれは、やっぱり調査センターの跡地の調査ということでよろしいんですかね。

山本市民部次長兼環境課長 全てではないんですけれども、12節委託料、警備委託料については、これは環境調査センター廃止後の薬品とかを廃棄するまで、引き続き機械警備を継続します。全て廃棄が終わりましたら、警備委託料は終了する予定です。それから、大きなものでいきますと、地質調査委託料ですけれども、これは、環境調査センターが水質汚濁防止法の特定施設であり、土壌調査をする必要がございますので、その土壌調査に係る調査委託料です。それから、廃棄物処分業務委託料は環境調査センターの薬品等々を廃棄し、そのほか低濃度PCBの処分もこの中に入っております。あと、大きなもので、分析委託料につきましては、今まで環境調査センターで実施していた大気分析、水質分析を民間に委託して実施するための予算を計上しているところです。

古豊和恵委員 今の分析委託料ですけれども、環境調査センターでされるときには、23万8,000円だと思うんですけれども、この予算になると、1,648万7,000円にはね上がってます。これは、何がどんなに違うんでしょうか。

湯浅環境課主幹 環境調査センターというのは、分析機関でいろいろな人が大気の実行を行っておりました。当然それに係る費用というのは、機械の維持管理費や薬品の費用が環境調査センターの費用となっております。それが廃止され、今回はその分析を民間委託に出すということでお金が大きくなっております。今まであった分析委託料は、本庁にある環境課がベンゼン等の調査をするに当たって、業者委託していたものです。

山本市民部次長兼環境課長 補足いたします。分析委託料は環境調査センター

ではできない分析を委託していたので、これまでもある予算でございます。大幅に増えている部分が、調査センター廃止に伴う予算になります。以上です。

奥良秀分科会長 187ページはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）なら続きまして、188ページ、189ページです。すいません。187ページで、地質調査委託料はどのように委託されていくんでしょうか。

湯浅環境課主幹 環境調査センターが分析機関ですので、有害物質を取り扱っておりました。それで保健所のほうに届出を出しておりまして、廃止後は、山口県で指定されている調査機関に、その分析をお願いするようになります。それは入札で実施します。

奥良秀分科会長 地質調査委託料というのが、私の認識では、あそこの土地がやはりいろいろ薬品等々汚染されているんで、地質調査が必要ではないのかっていう委託料ではないかと思ってるんですが、いかがでしょうか。

湯浅環境課主幹 はい、そのとおりです。ですので、県が指摘した調査機関が土地の履歴を調査し分析する区画を設定し、分析する項目を決定し、県に届出を出すようになります。

奥良秀分科会長 ということは、検査をする業者は県の委託業者になるんでしょうか。

湯浅環境課主幹 県の民間会社が、県に、うちは土壤汚染調査をする能力がありますよという届出を出します。それで認められれば認められた期間ということになります。

奥良秀分科会長 すみません、私の質問の仕方が悪いのかもしれませんが、この地質調査は今から委託をされるんですか。地質調査委託料ということ

で、入札か何かをされるのでしょうか。

湯浅環境課主幹 入札します。

奥良秀分科会長 それは、地質調査で有害物質除去できるとか、そういった業者がやるということによろしいんですか。

湯浅環境課主幹 そうです。まずそっちの状況を調査して、有害物資があるかどうかを調べてからの話になります。

奥良秀分科会長 それと、先ほど廃棄物のところで、PCBと言われましたかね。それは今あったら問題になるんじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

山本市民部次長兼環境課長 低濃度PCBについては処理期限が迫っておりまして、まだ旧ごみ処理場に残っているものがございます。これは環境調査センターと関係なくコンデンサーとか大きなものが残っております。その処分をするに当たっての予算を計上しているところです。

奥良秀分科会長 これが、もし処理できなかった場合の罰則は、どういうふうになってましたかね。期間内にやらないと、かなり重たかったと思うんですけど。

山本市民部次長兼環境課長 おっしゃるとおりとおり、できなかつたら罰則があると思いますけども、できるように業者もある程度見込みは立てておりますし、予算が通りましたら、令和7年度中に処分をする予定でございいます。

奥良秀分科会長 処分ができるってことでよろしいですね。(うなづく者あり)

古豊和恵委員 地質調査と言われましたけれども、要は建物が建っているわけですから、その下は調査できないですね。そうすると、今、建物の周りの地質調査をします。将来その建物をのけた場合は、またその改めて建物の下の地質調査をしなければならないものなんではないでしょうか。

奥良秀分科会長 この環境調査センターをのけるときの審査であったと思うんですけど、その土地の下だと思っんですが。

湯浅環境課主幹 割と厳しい法律で、建物の下も今年度（後刻「来年度」に訂正）の予算でやります。

奥良秀分科会長 来年度ですね。訂正されますか。訂正をお願いします。

湯浅環境課主幹 大変失礼いたしました。来年度の予算で実施する予定です。

奥良秀分科会長 187ページよろしいですかね。続きまして189ページの上だけですね。

吉永美子副分科会長 多分、今年度出ていないと思っているんですが、工事請負費14節、59万2,000円は何でしょうか。

山本市民部次長兼環境課長 これも調査センター廃止に伴うものになりますけれども、市内のいろいろなところに大気汚染を調査するためのやぐらがございます。やぐらを解体するための予算を計上しております。

吉永美子副分科会長 次に13節なんですが、用地借上料が半額になって、会場借上料が、令和7年度は3倍以上になっている理由について教えてください。

湯浅環境課主幹 用地借上料が、今、解体すると申しましたやぐらのほうの借

りている土地になっております。既に解体したところもありますので、その分が来年度は減っているということになります。会場のほうなんですけれど、環境展で、水道局と一緒におのだサンパークを借りていましたが、水道局がいなくなり、環境課単独で会場費用を出すということで会場費用が上がっております。

奥良秀分科会長 189ページまでよろしいでしょうか。なければ、190ページに移ります。

山田伸幸委員 今、こういった清掃管理に当たる人員が、全国的に少なくなっているのをニュースで見たんですけれど、本市ではどういう状況でしょうか。

村長環境衛生センター所長 令和7年度につきましては、令和6年度と比べまして正規職員が4名減っております。これは今年度、令和6年度から収集の一部を民間委託に出しておりますので、4名減っているんですが、その中で早期退職者が1名います。この分を来年度、パートで1名補充していただくようになっております。

奥良秀分科会長 191ページはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）なければ、192ページ、193ページに移ります。

山田伸幸委員 ごみ収納箱等設置補助金が100万円計上されております。今、ごみの収納箱が非常に高くなっていて、現在の補助金がもう少しほしいという声があります。率直なところなんですけど、この値上げについては、その分を上乗せしようとかいう考えはお持ちじゃないですか。

山本市民部次長兼環境課長 ステンレス製のごみ収納箱は1基10万円以上するものもございますし、値段が上がっているというのは、環境課でも把握しております。これに当たって、今、1件最大2万円としているも

のを1件3万円に増額するように検討しているところです。

奥良秀分科会長 それは令和7年度の予算には反映されていないということでしょうか。

山本市民部次長兼環境課長 予算の範囲内で補助をしていきます。一件の補助額を上げるように今、検討しているところです。

山田伸幸委員 ごみのルールを書いた大きいポスターというか、お知らせがありますよね。これを見ると平成31年に制定したもので、何かちょっと時代と合わなくなってるんじゃないかなというところが幾つも見られるんですけど、そろそろ改定されたほうがいいんじゃないでしょうか。

村長環境衛生センター所長 毎年検討しているところです。どういった方法がいいのかというところで、今ちょっと詰まっております。委員が言われるとおり、もう大分たっておりますので、改正したいと思っております。

山田伸幸委員 それと、あまりにも字が小さ過ぎて、お年寄りには見れないという苦情が非常に多いんです。あれを1枚に収めること自体がもう無理なんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

村長環境衛生センター所長 委員がおっしゃられるとおりでして、そこもあって今、悩んでいるんです。他市のを見ますと、冊子にしている自治体が多くあります。冊子と1枚のポスターという自治体もありますので、いろいろと他市の状況を見ながら検討しているところでございます。

奥良秀分科会長 それもありますけど、他市は、例えばスマホで、これはどういうふうに出せばいいかとかというのが、多分アプリで分かるようなところも出てると思うんですよね。そういったものを検討されたほうがいいと思うんですが、いかがでしょうか。

村長環境衛生センター所長 公式LINEで、ごみの処理の仕方は検索できる
ようにはなっております。来年度からは、ごみの収集日も発信できない
かというところで考えております。

山田伸幸委員 そういった意味でいうと、いつがごみの収集日で、出せるもの
が分かるように、QRコードでやられたら、スマホでもすぐに確認でき
ると思うんです。そういった工夫をぜひしていただきたいんですが、い
かがでしょうか。

村長環境衛生センター所長 検討させていただきます。

奥良秀分科会長 その他、193ページまでで質疑はありますか。分析委託料
が上がってきてるのは、環境調査センターがなくなったことが理由にな
るのでしょうか。

村長環境衛生センター所長 今まで小野田の最終処分場、山陽の最終処分場の
地下水調査をお願いしていたところですが、それがなくなりますので民
間委託ということで、この予算を計上しております。

山田伸幸委員 以前ごみの焼却量そのものが大きく減っているとお聞きしまし
た。となると焼却灰の再利用の扱い量が減っていくんじゃないかなと思
うんですけど、どうでしょうか。

奥良秀分科会長 扱ひ量は多分減っていて、金額的には減っていると思うん
ですが。

村長環境衛生センター所長 焼却量は減っております。主灰で言えば、令和6
年度は1,824トン、来年度は、1,678トンで考えております。
また飛灰でいえば、令和6年度が480トン、令和7年度は466トン

で考えております。

山田伸幸委員 これは市民のそういう環境意識の結果なんでしょうか。それとも人口減が響いてるんでしょうか。

奥良秀分科会長 それは前回の補正で、たしか人口減と、物価高騰による買い控えという答弁を頂いております。それでよろしいでしょうか。

村長環境衛生センター所長 そのとおりです。

奥良秀分科会長 今、193ページまで行っております。その他はよろしいでしょうか。でなければ、次が194、195ページですね。

中岡英二委員 し尿処理費の12節委託料が1,800万円ぐらい増えています。その中で、今年から設計委託料、分析委託料が計上されているんですが、その辺を説明してください。

原野環境課主査兼環境政策係長 し尿処理場につきましては、下水道のほうに共同処理するように今、整備を進めております。浄化センターから、下水道課の水処理センターのほうに処理ができるかどうかこのたび実際に試験投入をしたいと思っております。それを引くための圧送する管を敷きたいと思っております、それを設計、工事を設計するための委託料になります。

山田伸幸委員 これは簡単な処理をしたものは、そうするんですか。それとも、市がくみ取ったものをそのまま圧送するんですか。

原野環境課主査兼環境政策係長 その辺りも、いろんな方法で検討してみたいと思います。それに加えて分析委託料のほうで実際その水質がどうかということも検証しながら、今後うちの処理ももちろんですし、下

水道のほうも当然安定的な処理ができないといけませんので、その辺りを検証したいということで考えております。

山田伸幸委員 脱水汚泥の運搬業務委託料となってるんですが、これは、どういった業務内容なんでしょうか。

村長環境衛生センター所長 浄化センターで、し尿等を処理しているんですが、処理し切れなかったものがどうしても残渣として残ってきます。それを浄化センターから、うちの環境衛生センターの炉まで運んでいただく運送委託料でございます。

中岡英二委員 すみません、ちょっと戻っていいですか。12節委託料で、し尿等の搬送業務委託料、その下のし尿処理施設運転管理業務委託料が計上されていますけど、こういった原因で計上されているんでしょうか。

原野環境課主査兼環境政策係長 こちらは、近年の労務単価、それから物価高騰によって、その他の人件費、それから溶液費等が上がっている影響で増額となっております。

中岡英二委員 委託料もそうなんですか。

原野環境課主査兼環境政策係長 おっしゃるとおりです。同じです。

奥良秀分科会長 あと、検査業務委託料が逆に下がっているんですが。

原野環境課主査兼環境政策係長 こちらは昨年浄化センターを3年に1回精密機能検査といたしまして、大規模な施設のそれぞれの検査を行う業務があったんですけれども、それが今年なくなったということで下がっております。

奥良秀分科会長 197ページまでの担当課のところでは質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり) 以上をもちまして④番の審査を終えたいと思います。職員の入替えのために、14時20分から再開いたします。それでは休憩に入ります。お疲れさまでした。

午後2時10分 休憩

午後2時20分 再開

奥良秀分科会長 休憩を解きまして分科会を再開いたします。引き続きまして、今から審査番号⑤番につきまして、審査を行ってまいります。こちら審査事業がありますので、順を追って進めたいと思います。初めに審査番号11番について、執行部の説明を求めたいと思います。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 審査資料の71ページをお開きください。審査番号11番、こども家庭センター事業について御説明します。この事業は、重点施策2「ひとを創る」の(1)子育て支援の充実に該当する事業となります。まず、事業概要については、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、子育てに困難を抱える家庭に対して、切れ目なく、漏れなく対応するために、令和7年度からスマイルキッズ内に、こども家庭センターを設置し、運営を行うものです。事業の対象・手段・意図ですが、対象は妊産婦及び子育て家庭、手段は母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営、意図は妊産婦及び幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援等を切れ目なく提供することとしております。事業の活動指標としては、相談件数を挙げており、令和7年度の目標値を1,800件としております。この事業についての妥当性・有効性・効率性の評価点は35点となっております。続いて72ページを御覧ください。支出内訳としては、こども家庭センターの運営に係る事業費として、機械器具借上料39万5,000円、燃料費19万8,000円、消耗品費5万円、山口県里親会宇部支部負担金3万6,000円、保険

料2万6,000円、講師謝礼1万円、その他として3万円、合計7万4千500円計上しております。それらの財源内訳としては、国からの子ども・子育て支援交付金として3万4,000円、県からの地域子ども・子育て支援交付金として8,000円を充当予定です。資料は73ページに添付しております。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いたします。

奥良秀分科会長 執行部からの説明が終わりましたので、委員の質疑を求めたいと思います。質疑の場所をページでお示しして質疑をお願いします。

山田伸幸委員 こども家庭センターとはという73ページのところでお聞きをしたいんですけど、要するに今まで母子保健ということと、それから児童福祉に分かれた部分が一体となって事業を実施されると。今までそれぞれで担っているものが違っていたものを、今度はスマイルキッズの中で保健師なども異動させて、それを対応しようということによろしいんでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 そのとおりでございます。補足としましては、今までスマイルキッズの中に、子育て世代包括支援センターココシエと家庭児童相談室がございました。そこに新たに母子保健機能も合わせまして、より強化した形でこども家庭センターをスタートさせたいと思っております。

山田伸幸委員 そのためには人員の強化で、保健センターにおられる保健師がスマイルキッズに異動して来られるんですか。

山本健康増進課長兼子育て世代包括支援センター所長 今いる母子保健の担当がそのままスライドというと語弊があるかもしれませんが、基本的な考え方としては、母子保健を担っている、今まで担ってきたような立場の保健師、保健所を中心とした職員がそのままごっそり家庭センターに移

動すると御理解いただいて結構です。

山田伸幸委員 既に昨年からそのための準備工事がされてきたと思うんです。

私たちも現場に行ってみさせていただいたんですけど、一番南側のところを新たに、今後のこういった活動の拠点になるということですね。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 9月の補正の際に、実際現地に行って施設を見ていただいたと思います。改修工事も終わりました、いよいよ引越に向けて進めております。今、山田委員がおっしゃったように、現在の執務スペースの横にさらにスペースを設けまして、そちらが拠点となる予定です。

山田伸幸委員 相談業務については、現在でもこの母子保健については保健センターで担ってきたんでしょうか。

山本健康増進課健康増進係長 相談業務につきましては、スマイルキッズ内にあるココシエ、それから保健センターで担っておりました母子保健担当の保健師、両方で相談業務を行っておりました。

山田伸幸委員 先ほど出た指標の中にあつた1,800件というのは、そういったものが合わさった数値と考えてよろしいんでしょうか。

野村子育て支援課課長補佐 先ほど申しましたココシエ分と母子保健分、それに加えて家庭児童相談の相談もありますので、それを加えた件数が1,800件となっております。

山田伸幸委員 それは大体これまでの実績件数を積み上げたものとほぼ同程度のものでしょうか。それとも、新たに増えていくということで、1,800件となってるんでしょうか。

野村子育て支援課課長補佐 これまでの実績を基に目標を立てております。

山田伸幸委員 ということは、もうかなりの部分がスマイルキッズに、特に子育て、出産とかいった機能が移転するということです。本市の場合はハード的に、今までスマイルキッズがありましたので、何とか対応してこれたんじゃないかと思います。実際に今でもかなりの訪問者もおられますし、子供たちもたくさん来て、保護者の人と一緒にそこで過ごすということならば、ちょっと手狭になってくるんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 このたび執務スペース等については改修を行いました。それにあわせて相談を受ける場所の確保もある程度、できる範囲ではしておりますので、現在の改修の状況で当面は対応できると考えております。

山田伸幸委員 以前から訪問するたびに執務スペースが狭隘ではないかなとずっと感じてきたんです。物を置く場所とか、そういったことを考えたときに、もっと対応をしていくことがスムーズな相談業務にもつながるんじゃないでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 今の人員等の配置を想定する中では、現在のスペースで対応できると考えております。今後において、例えば、何か資格を持った職員の配置が必要となった場合には、またその状況を見ながら、執務スペース、相談スペースの確保については検討していきたいと思っております。

山田伸幸委員 それとこの説明資料の一番最下段のところに、様々な資源による支援メニューにつながると書かれております。これらをやっつけようとすると、ショートステイとか、保育所に代わるような機能も持たせるみたいな形も書かれておりますし、教育委員会なんかのいじめ相談とかそ

ういったいろいろなものも合わさってくることを考えていくと、本当に今の体制で十分なのかなと思います。本市がつくろうとしているこども家庭センターというのは、この下のずらっと並んでいるメニューのどこまで対応しようと考えておられるのでしょうか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 家庭児童相談室は、現在、要保護児童地域対策協議会、いわゆる要体協という事務局を持っておりまして、ここにおいては関係機関と連携しながらやっておりますので、既存の関係機関と引き続き連携してまいりたいと思っております。

山田伸幸委員 それと今まで保健センターが担ってきた出産とか、あるいはそういう妊産婦とかの支援で、2人ほど異動ということなんですけれど、今度は保健センターの人が足りなくなるということはないんですか。

山本健康増進課長兼子育て世代包括支援センター所長 2人ほど異動というのがよく理解できなかったんですけども、基本的には今まで妊産婦に関わってきた母子保健の担当者は、引き続き妊産婦に対して関わり続けます。そういうことがありますので、基本的には健康増進課で妊産婦に対して今まで母子がやってたことをするということは、今は想定していません。ただ、何かあって連携を取らないといけないとか、そういうことがあれば当然、保健師同士ですので、情報のやり取りとか出てくるかなとは思いますが、過不足なく回していけるのかなと考えてます。

前田浩司委員 今回の家庭児童相談というか、この辺の機能を追加することによって、やはりプライバシーに対する配慮というか、今回この機能を追加することによって何か対策するとかの必要性はあるのでしょうか。逆にもう必要性があるからこういう対応を取るという方向付けがあるのか、お尋ねさせてください。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 今もスマイルキッズの中には子育て世代包

括支援センターココシエや家庭児童相談室がございます。個人情報をおくさん扱っておりますので、取扱いについてはしっかり対応しております。こども家庭センターができた後も、引き続きその体制は取ってまいりますので、個人情報の漏えい等には十分気をつけて対応はしてまいります。

前田浩司委員 個人情報の漏えいについては分かるんですけども、やはり人の目を気にするとかいうことが起こり得るのか。例えば、相談に来られる方の動線を、今までとは違ったことを考えておられるのか。その辺、現時点の状況をお伺いしてよろしいでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 それぞれ皆さんいろいろな御相談内容がありまして、例えば、人に見られたくないというように、状況がいろいろございます。その場合は、表から入らず、例えば裏から入るとか、パーティション等も設けるとかで対応する予定としておりますので、その辺りで委員がおっしゃられたような不安材料は払拭できるかと思えます。

奥良秀分科会長 現場を見たときに、たしか動線の説明はあったと思います。その他に質疑を求めたいと思います。

山田伸幸委員 現在と人為的なものになるかもしれませんが、この新しいこども家庭センターは何人体制になるのでしょうか。

吉岡福祉部長 人員については、当局と調整中ですので、現在何人というのは申し上げにくいところです。

山田伸幸委員 子供の面倒見る方も含めて、パートの方もたくさんいらっしゃると思うんですけど、今後はそこに正規職員も加わっていくということでもよろしいんですか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 今、山田委員がおっしゃられるのは、スマイルキッズの業務内容になります。それとこちらのこども家庭センターは全く別になりますので、スマイルキッズの支援員が正規職員になるということはございません。今までと同じ状況での対応になります。

奥良秀分科会長 こども家庭センターには何人配属になるかというのは調整中でいいですか。（うなづく者あり）分かりました。

中岡英二委員 私の認識の中では、スマイルキッズはかなり進んだ支援センターとっております。こども家庭センターとはというところで、全ての妊婦、子育て世代、子供への一体的な相談支援は、既にスマイルキッズで行っているんじゃないんですか。新たにどこを強くしていくということなんですか。もう1回説明してください。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 今、中岡委員がおっしゃられたように、本市は他市よりも先んじて平成30年にスマイルキッズをつくって、今まで児童福祉、母子保健の両方をやってまいりました。そういう状況ではあるんですが、こども家庭センターの設置が努力義務となっておりましたので、こども家庭センターを設置するに当たって、今までの強みをさらに強化するということで、母子保健部門をこちらのスマイルキッズのほうに移してやっていくというような形になります。

中岡英二委員 今年からできるということなんで、こども家庭センターがスマイルキッズの拠点となるというのは分かるんですが、これを南部や北部に広げていくというお考えはあるんですか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 あくまで子育て総合支援センターとしてはスマイルキッズを一番の拠点と考えております。地域のほうに地域子育て支援センターというのが幾つかございますので、そことスマイルキッズの連携を、令和7年度から今まで以上に協力関係をしっかりつくって

やっといこうと思っております。

山田伸幸委員 地域子育て支援センターって、要するに保育所の中にある分ですよね。それは間違いはないですか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 間違いございません。

山田伸幸委員 そこにもやはりいろいろな、多面的な子育てや妊産婦の相談等もあるんじゃないかなと思うんですけど、そういったときに、この新しいこども家庭センターとの連携がこれまで以上に求められてくるんじゃないかなと思うんです。その辺はその地域に出向いていってでも対応していくという体制になるんですか。いかがでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 その辺りにつきましては、地域にも出向いていくようになりますが、こども家庭センターの職員というよりは、スマイルキッズのコンシェルジュが行うような形になろうかと思えます。一つ計画中でありますのが、スマイルキッズの中で毎月いろいろな講座をやっております。その一つとして保育士と遊ぼうという講座があるんですが、今までは公立保育所の保育士がそこを受け持ってやっておったんですが、地域子育て支援センター、先ほど保育所の中にあるというお話がありましたように、そういったところの保育士も、スマイルキッズに来ていただき、保育士と遊ぼうにも携わっていただいて、スマイルキッズの中の状況もよく知っていただいて、その場で地域子育て支援センターのPRも併せてやっていただくというような形での双方の連携を考えております。その中でいろいろな情報交換とか、相談業務等がありましたら、こども家庭センターにつなげていただくということも考えております。

吉永美子副分科会長 厚狭地区複合施設のところに保健センターがあるわけですね。要は妊産婦達が保健センターに相談に行かれたときには、今までと

変わりなく、保健センターでも相談には乗られるという認識を持ってよろしいでしょうか。

山本健康増進課長兼子育て世代包括支援センター所長 飛び込みでいらっしやったときに、今までと変わらずということは難しいと思っていますが、山陽地域の方で保健センターでないと困るというような、場所的な問題として御希望がございましたら、事前に予約で日付を決めて、こども家庭センターの保健師が山陽地域のほうに来て相談に乗るという体制を検討しております。

吉永美子副分科会長 こども家庭センターがスマイルキッズ内にできることはいいことなんですけども、人によってはかえって不便になるということがあってはいけないと思っております。令和7年度からということですが、これはこのたびの3月議会で可決されれば、4月1日からオープンですか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 こども家庭センターは、4月1日からのオープンを考えております。

吉永美子副分科会長 やはり子育て世帯に対して、こども家庭センターができて、こうなっていきますよっていうお知らせを早急にしていってほしいのですが、どのような手法を考えておられますか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 現在、ホームページ、広報紙等での周知を図ることを考えておりますのと、関係機関、施設等にチラシを作成しまして、配布していきたいと考えております。

吉永美子副分科会長 ホームページの中に子育ていいねがありますね。市公式LINEのようないろいろな手法がありますので、せっかく設置されるわけですから、皆さんが喜ばれるように少しでも進めていただきたいと

思っております。相談件数を1,800件と挙げておられますけれども、今、本当に核家族が増えていると認識しております。相談が気軽にでき、1人で悩むことが絶対にならないようにしていただきたいという思いを持っています。いろいろな手法を使って、子育てを応援していますということをお知らせいただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 その辺りにつきましては、しっかり周知等を図ってまいりたいと思います。

吉岡福祉部長 このこども家庭センターにつきましては、スマイルキッズのほかにできるわけでありませうけれども、あくまでも子育て支援課の中の一つの係でございます。その係がスマイルキッズの中にできると。ただ、御存じのとおりスマイルキッズは、県内にも似たような施設はありますが、取り扱っている業務としましてはかなり県内でも進んでいる施設であり、山陽小野田市が誇る子育て支援の拠点になっている施設であると思っております。その中に、また新たに子育て支援課の母子の関係を担うこども家庭センターが一つの係として設置されて、さらに充実した施設になるということでございます。

前田浩司委員 今日ほかの事業でもお願いした部分があるんですけども、この建物についても、もっと市民の方に訴えるということが一番大事だと思います。誰が見ても分かる、年寄りの方が見ても分かる、若い方が見ても分かる、そういったことで、急がれる必要性はないんですけども、デジタルサイネージでのPRも必要ではないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 今のスマイルキッズの建物には、虹の絵があって、子供が書いてある絵が側面に配置してあります。デジタルサイネージの必要性についてはまだ検討したことがございませんので、もし今後、そういったことが必要であれば、その時点でまた考えていこうと

は思います。

奥良秀分科会長 相談は予約制になるのでしょうか。

山本健康増進課健康増進係長 こども家庭センターでの母子保健関係の一部は、予約制のものもございますが、こども家庭センターについては、随時の相談受付という形になろうかと思えます。ただ、保健センターで何か相談をとという部分につきましては、先ほど課長も申しましたように、予約制という形にしようと考えております。

奥良秀分科会長 そうなってくると、今、副会長からの広報の話があったんですけど、多岐にわたっての事業をセグメントとして、ほかのところにつないでいくような事業になっていると思えます。やはり事業ごとに、どのような方法で、予約であったりとか、もう直で来てもいいですよとかっていうふうにやっておかないと、迷うんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

山本健康増進課健康増進係長 それぞれの事業ごとに、今までも様々な手法で周知をしてきておりますので、それぞれの事業の効果的な方法を考えまして、周知を図っていきたいと思っております。

奥良秀分科会長 それと、73ページの資料の一番下の、先ほど山田委員が言われたところなんですけど、山陽小野田市の執行部の中でも多岐にわたって横串が入っていくと思うんですけど、この辺の連携とか情報交換とかもきちんとできるようになってるのでしょうか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 家庭児童相談の部分におきましては、表記があるような関係機関とは連携を取ってやっております。

奥良秀分科会長 かなり広いので。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 先ほど要対協のほうで連携してますというお話をさせていただきましたが、子育て支援ネットワーク協議会というのがありまして、その協議会のメンバーに、この資料の下のところにある方が入られてるところもあります。そういった既存の団体、協議会等も使いながら、こういったスタートの連携はしっかりやっていく予定としております。

奥良秀分科会長 今、出たから聞くんですけど、その協議会を令和7年度に何回やられる予定なんですか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 令和7年度につきまして6回を予定しております。

奥良秀分科会長 2か月に1回。了解しました。その他、質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）審査番号11番はよろしいでしょうかね。（「はい」と呼ぶ者あり）11番を終了して、続きまして、審査事業12番につきまして、審査を行いたいと思います。執行部の説明をお願いします。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 審査資料の74ページをお開きください。
審査番号12番、妊婦のための支援給付事業について御説明します。この事業は、重点施策2「ひとを創る」の具体的施策（1）子育て支援の充実に該当する事業です。まず、事業概要ですが、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律において、子ども・子育て支援法に妊婦のための支援給付が創設され、令和7年度から施行されるところ、妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、児童福祉法の妊婦等包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせて、子ども・子育て支援法の妊婦のための支援給付を実施することにより、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施する事業になります。妊娠給付認定後に5万円を給付し、妊娠している子供の人数等の届出後（出産予定日の8週間前）に

妊娠している子供の数に5万円を乗じた金額を給付する事業となります。事業の対象・手段・意図についてですが、対象は妊婦給付対象者、手段は対象者に定額の給付金の支給、意図は給付金支給による子育て支援としております。事業の活動指標については、妊婦のための支援給付金の対象者数として、妊婦給付認定後の人数、子供の人数等の届出後の人数の2つをそれぞれ活動指標とし、いずれも目標値を300人としております。この事業についての妥当性・有効性・効率性の評価点は37点となっております。資料の75ページをお開きください。支出内訳としては、妊婦のための支援給付金として3,000万円、通信運搬費6万6,000円、消耗品費4万8,000円、印刷製本費1万2,000円の合計3,012万6,000円を計上しております。財源内訳は、妊婦のための支援給付交付金として、国からの3,006万3,000円、県からの3万1,000円を充当予定です。資料は、76、77ページに添付しております。説明は以上となります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

奥良秀分科会長 執行部から説明が終わりましたので、質疑がある方はページを指定して質疑を行ってください。それでは、質疑を求めます。

吉永美子副分科会長 予算の概要（骨格予算）の中で、妊婦等の身体的精神的ケア及び経済的支援を行いますとあります。身体的、精神的ケアというのはどういうものを指すのか、教えてください。

山本健康増進課健康増進係長 伴走型相談支援で、妊娠期から出産子育て期まで、切れ目なく寄り添った支援をしていくという中で、メンタルの不調の早期発見して必要なサービスとかにつなげていくであったり、身体的な面でいいますと、例えば、健診の結果等で何か異常等があった場合につきましては、その辺りのケア等を適切に行っていくというところになるかと思えます。

吉永美子副分科会長 今、身体的ケアだけ言われました。精神的ケアはいかがですか。

山本健康増進課健康増進係長 産後は、体調面からも、また、ホルモンの変化等からも、産後うつになりやすくなったりもします。その辺りも含めて出産前からリスクを考えながら支援をしていくということになるろうかと思えます。

吉永美子副分科会長 妊婦のための支援給付事業というのが、大きな点は結局、妊婦と認定されたら5万円、そして、妊娠している子供の人数等の届出後に妊娠している子供の人数掛ける5万円。この支給がこの事業の大きなポイントじゃないんですか。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 このたびの妊婦のための支援給付事業につきましては、おっしゃるとおりです。

吉永美子副分科会長 伴走型支援を充実するっていう言葉はあるんですけども、この事業そのものは、妊婦等の身体的や精神的ケアよりもじゃなくて、ほとんどが経済的支援にはなりませんかっていう質疑です。

野村子育て支援課課長補佐 言われるとおり、この事業だけを取れば確かに経済的支援にはなるんですが、これを行うためには、包括相談支援事業とそういったものと組合せて行うことによって効果的になりますので、そういった意味で身体的、精神的ケアも行っていくということになります。

吉永美子副分科会長 これは74ページの中に、そういった相談体制を活動指標または成果指標の中に入れるのは不可能ということですか。伴走型とは言いつつも。

大海健康増進課技監 今回の相談部分につきましては、妊婦等包括相談支援事業

として別に事務事業を立てておりまして事業を実施するようにしております。

吉永美子副分科会長 要は伴走型とおっしゃっているから聞いているわけです。伴走型ですと書いてありますよね。なので、この74ページの中に給付支援給付金の対象者、また、支援給付金の対象者数、認定後、届出後とあるけれども、それだけで見るともうこれは完全に給付金だけと捉えられます。伴走型にお金を出すだけではありませんと言われるのであれば、この3番目に何かしら入るのは不可能ということですね。

大海健康増進課技監 伴走型といいますのが、新しく制度が妊婦等の包括相談支援事業ということになっておりますので、名称が変わっております。ですので、そちらのほうの事務事業の中で、活動指標、成果指標というところを掲げております。一体的に行うということには変わりございません。

中岡英二委員 妊婦の方が手続をするときに、妊娠したという証明書を持って市役所に持って行って手続をするということですか。手続上のことを説明してください。

奥良秀分科会長 妊婦の方がどうやったら認定されるのかということを知りたいと思います。

山本健康増進課健康増進係長 病院から妊娠届をもらわれて、交付場所に持って来ていただければそちらで手続をしていただくようになろうかと思えます。

中岡英二委員 交付場所というのは、具体的にどちらですか。

山本健康増進課健康増進係長 こども家庭センターと、保健センターでも予約

していただいて、実施いたします。

中岡英二委員 仮に妊娠して、そういう手続をして5万円。出産のときに2人だったら10万円支給ということだと思うんですが、そのお金はいつ頂けるんですか。

山本健康増進課健康増進係長 この制度は、2回目の支給の起算日が予定日の出産予定日の8週間前以降ということになっておりますので、それ以降にその対象となられる方が申請されればということになります。ですので、妊娠後期の面談後、もしくは出産後も面談を行いますので、その辺りのいずれかで申請を行われるものと考えております。

中岡英二委員 認定が行われますが、そのお金はそのときに支給されるということですか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 申請書を審査して、内部の処理を終えまして、約1か月はかかると見込んでおります。

中岡英二委員 今年、来年と何回でもその人は頂けるんですか。1回限りということはないんですか。

奥良秀分科会長 妊娠をされたらということで質疑されてると思います。答弁をお願いします。

藤田子育て支援課子育て支援係長 要件に該当すれば。

中岡英二委員 何回でももらえるということですね。

藤田子育て支援課子育て支援係長 第一子に限っておりませんので、何回でもと解釈していただいたらと思います。

前田浩司委員 一つ教えてほしいんですけれども、これまでの例えば妊娠期面談したときに5万円とか、あるいはその出産後面談したら5万円っていうのがあったと思うんですけれども、これは、それとはまた別ですか。

山本健康増進課健康増進係長 委員がおっしゃられるその制度が来年から法定化されて、この事業に変わるというものです。

古豊和恵委員 これは全ての妊婦、子育て家庭が安心してと事業概要に書いてあります。妥当性も、妊婦を対象としており、効率性も、妊婦を対象とするものである。しかし現在、皆さんよく御存じだと思いますけれども、晩婚化が進んでいて、やはり子供が本当に欲しくて、こういう制度がどんどんできていきます。子育て世代には本当に手厚い制度だと思うんですけれども、晩婚化が進んで子供が欲しいときに、できない。そういう方たちのためにはどうなんでしょうか。

奥良秀分科会長 大変申し訳ないですが、本事業と関係がないので、そこは御容赦いただきたいと思います。おっしゃる意味はよく分かってます。

山田伸幸委員 この妊婦というのは、国籍等も問わないということによろしいんですか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 国籍は問いません。

奥良秀分科会長 国籍は問わないっていうことは、山陽小野田市民であればということでしょうか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 はい、そのとおりでございます。

奥良秀分科会長 その他、質疑はありますか。もう一度確認させていただきた

いんですけど、まず妊婦にお金がもらえるのは、認定後何か月でしたかね。1か月でよかったですか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 申請が出てから1か月程度と考えております。

奥良秀分科会長 妊娠をして、要は出産予定日の8週間前までにとあります。先ほど古豊委員が言われたように晩婚化が進んでる中で、人工授精によって多子が生まれる可能性が今、かなり高くなってきてるんですけど、そういった対応はどういうふうにされるんでしょうか。例えば、多子というのが、双子、三つ子、四つ子、やはりいろいろなケースが起きているのは御存じだと思います。その中で、例えば減退手術とかを行っているところもあります。だからそういったところも加味しながら、どのように対応されるのかを質疑させてもらっています。

石田福祉部次長兼子育て支援課長 その部分なんですけど、流産であるとか、死産であるとか、人工妊娠中絶となった胎児も給付の対象となる予定です。双子、三つ子については、人数に加算されますので、双子であれば掛ける2、三つ子であれば掛ける3という計算で支給するようになります。

奥良秀分科会長 分かりました。減退というのが、多過ぎて出産のときに危険を伴うから減退することもありますので、そういったことも加味されているってことでよろしいですね。（うなづく者あり）分かりました。あとは75ページなんですけど、資料に書いてあるからお聞きするんですけど、令和8年度に、要はシステム利用料とか時間外勤務手当って書いてあるんですけど、令和7年度もそういったもので使われるんじゃないかなと思って、なぜ入ってないのかなっていう素朴な疑問です。

藤田子育て支援課子育て支援係長 システム利用を考えているところではある

んですけども、令和7年度については、他市の状況等や出生数等も把握しながらシステムを入れるかどうか検討して、また令和8年度以降どうするかを考えていきたいと思っています。

奥良秀分科会長 令和7年度は入ってこないということによろしいですか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 そのとおりでございます。

奥良秀分科会長 その他、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしということで、審査事業12を終えたいと思います。引き続き、審査事業16について執行部からの説明を求めたいと思います。

山本健康増進課長兼子育て世代包括支援センター所長 審査番号16番、定期予防接種事業（带状疱疹ワクチン）について御説明します。審査資料93ページをお開きください。定期予防接種事業（带状疱疹ワクチン）です。この事業は、予防接種法上のB類疾病に位置づけられる带状疱疹の予防接種について、令和7年4月から同法に基づく定期の予防接種として実施するもので、令和7年度の新規事業として予算計上しております。それでは、事業の詳しい内容について、国が作成したリーフレット御覧いただきながら御紹介したいと思います。資料95ページを御覧ください。まず、ページ中段にも記載がありますが、带状疱疹について簡単に御説明いたします。带状疱疹は、過去に水痘、いわゆる水ぼうそうにかかった際に体の中に残ったウイルスが、体力や免疫の低下をきっかけに、再活性化することにより発症するもので、皮膚に痛みやかゆみを伴う発疹が帯状に現れる疾病でございます。また、皮膚の症状が治った後も神経痛が続く带状疱疹後神経痛などの合併症を併発するケースも少なくなく、こうした後遺症も年齢が上がるほど発症かつ重症化しやすいとされています。続きまして、本事業の対象者ですが、基本的には65歳になる方及び60歳以上65歳未満の方で、一定の疾患がある方となります。なお、このたびの定期接種化に当たり、66歳以上の方につきましては、

令和7年度から今後5年間の経過措置期間において、70歳、75歳といった形で5歳刻みの節目の年齢に到達されるタイミング等で順次対応することとしており、既に対象年齢を超えた方につきましても、しっかりと接種機会を確保することとしております。次に、带状疱疹ワクチンの種類でございますが、ページ下段を御覧ください。このたびのワクチンには、生ワクチンと組換えワクチンの2種類がございます。それぞれのワクチンの接種方法や接種回数等につきましては資料に記載のとおりですが、この他にも、接種費用や予防効果等においても違いがございます。一般的に、より高価な組換えワクチンの方が、予防効果などで高い効果が期待されております。続いて、予算について御説明いたしますので94ページを御覧ください。令和7年度の予算でございますが、まず、予防接種委託料といたしまして、2,467万4,000円を計上しております。これは令和7年度の対象者の見込み数4,500人の2割にあたる900人分に、自己負担が生じない低所得者分30人分を加えた930人分のワクチン接種に係る委託料でございます。国が示す標準的な接種費用を基に、原則その7割を公費負担するものとして算出しております。なお、2種類のワクチンそれぞれの接種割合につきましては、ワクチンの予防効果や他市における任意接種への助成の状況等を参考に、自己負担がある方については、生ワクチンを2割、組換えワクチンを8割、自己負担のない方については全て組換えワクチンと想定し委託料の算出をしております。また、その他の経費といたしましては、郵送による個別の接種勧奨等に要する事務費として、通信運搬費38万3,000円、消耗品費3万1,000円を計上しており、事業費全体といたしましては2,508万8,000円を見込んでいるところでございます。最後に、本事業の財源につきましては、特定財源はなく、全額一般財源での対応となっております。説明は以上です。御審査のほどよろしく願いいたします。

奥良秀分科会長 執行部から説明が終わりましたので、委員の質疑を求めたいと思います。ページを指定して質疑を行ってください。

山田伸幸委員 ワクチンが2種類あるということなんですけど、これは自由に選択できるんでしょうか。

野原健康増進課主査兼健康管理係長 2種類のワクチンがございますけれど、市民の方が選択して各医療機関で接種していただくような形になります。

中岡英二委員 94ページの一般財源が2,500万円幾らと言われましたが、特記事項の中で、普通交付税算入あり、B類疾病、おおむね事業費の3割程度算入とありますが説明していただけますか。

野原健康増進課主査兼健康管理係長 こちらの3割という数字でございます。こちらは、ほかのB類疾病、インフルエンザ等もそうなんですけれど、総接種金額のおおむね3割、主に低所得者に対して交付税措置基準財政需要額に算入されるということで、3割程度算入とこちらで決めさせていただいております。

中岡英二委員 対象者は低所得者ですね。

野原健康増進課主査兼健康管理係長 この交付税算入の対象者は低所得者という形になります。

奥良秀分科会長 このワクチン接種は、どういった人たちに打てるんでしょうか。もう一度説明をお願いします。低所得者だけじゃないと思いますので、その辺を整理して答弁をお願いします。

山本健康増進課長兼子育て世代包括支援センター所長 すみません、ちょっと混乱があったかもしれません。あくまでも、年齢で該当される方は皆さん受けていただけるということがまず一点。それから、交付税のところでの3割が、何をもって3割なのかというところで低所得者という話が

出ました。一応国が想定する低所得者の方については、自己負担を取らないようにという国の考えに基づいておおむね3割ぐらい見ておけば、国が想定する低所得者の方たちの接種費用を賄えるだろうというのが国の算段です。ただ、これは、あくまでも普通交付税の算定の考え方になり、補助金とかそういったものはまた変わってきますので、一つの算定の基準と捉えていただいて、とにかく全額が措置されるわけではないということを御理解いただきたいと思います。それから、普通交付税は御承知かもしれませんが、特定財源ではなく一般財源ということで税と同じ扱いになりますので、私の説明の中でそういうふうに申し上げたところです。

吉永美子副分科会長 ワクチンが2種類あるということで、生ワクチンと不活化ワクチンですか。それぞれの特徴がありますけれども、これは、該当の方にお手紙を送られるわけでしょう。そのときに、この二つの種類の違いと、当然負担額も違いますが、そういったのをどのようにしてお知らせしていただけるのでしょうか。

野原健康増進課主査兼健康管理係長 対象となる方に個別通知をします。一方で、ただ、載せる分は検討しているところでございます。金額等を分かるような形で、ホームページで周知させていただこうと思っておりますので、検討したい。（聴取不能）QRコード制といった手法を考えています。

吉永美子副分科会長 ここに保健師の方がおられますけれども、市民から聞くところによると、私も2回、带状疱疹になっているんですが、2回なっている人はもう免疫ができているから、ワクチンを打たなくていいという発言を頂いているんですけど、そういった実態って本当にあるんですか。

大海健康増進課技監 带状疱疹にかかれた方がこの予防接種を受けられるか

どうかというところにつきましては国の説明とそして、市内の医師にも確認をしました。带状疱疹にかかられても、有効であるから予防接種を受けていただいていたいいとお聞きしています。

吉永美子副分科会長 市民のどなたかから言われたんですけど、2回かかっているってということとは関係なく、やはりワクチンは打ったほうがいいという認識を持ってよろしいでしょうか。その方にも伝えてあげないといけないのでお願いします。

大海健康増進課技監 打っていただいていたいいと思います。

中岡英二委員 生ワクチンと組換えワクチンがありますが、まず生ワクチンの費用が幾らぐらいなのか。負担が2割ですから、具体的な金額が分かりますか。

野原健康増進課主査兼健康管理係長 国が示しております標準的な接種費用といたしまして生ワクチンが8,860円、組換えワクチンが2万2,060円となっています。

奥良秀分科会長 その次に質疑があったのが、何割負担になるのかということですね。

野原健康増進課主査兼健康管理係長 おおむね3割というところで整理させていただきます。生ワクチンが2,660円。不活化ワクチンが6,620円という形で整理しております。なお、不活化ワクチンは2回になりますので、掛ける2回で御理解していただければと思います。

奥良秀分科会長 低所得者は全額出るということでよろしいですかね。(うなづく者あり)ほかに質疑はありますか。

吉永美子副分科会長 低所得者の方に通知を出すときには、いわゆる費用はかかりませんということをお知らせしてあげるとのことですね。

野原健康増進課主査兼健康管理係長 個別勧奨のところにも、そういった方は無料になりますということは明記させていただこうと思いますので、それで皆様、御認識できるかなと考えております。

奥良秀分科会長 もう一度答弁お願いします。最後の部分がよく聞こえなかったので、すみません。

野原健康増進課主査兼健康管理係長 個別勧奨はがきで、対象となる方、あと費用が無料になる方の条件を記載しようと考えております。その手紙は対象の方全員にお送りしようと思っておりますので、そちらを見て、私は無料なのだと認識していただけるのではないかと考えております。

吉永美子副分科会長 要はAさんに手紙を出すじゃないですか。あなたは無料ですよということにはなっていないということですね。

野原健康増進課主査兼健康管理係長 副分科会長が言われたとおりです。

奥良秀分科会長 これは新型コロナウイルスの予防接種と同じようにクーポン券みたいなものを送られる予定なんでしょうか。

野原健康増進課主査兼健康管理係長 こちらの带状疱疹ワクチンの分は、いわゆるインフルエンザと同等な、新型コロナウイルスワクチンのほうも始まっておりますけれど、そちらと同様で接種券等を郵送することはございません。市民の方が病院に行ってください、接種していただくような形になっております。

奥良秀分科会長 生ワクチンと、ここには組換えワクチンって書いてあるんで

すけど、組換えワクチンと不活化ワクチンって一緒なんですか。

大海健康増進課技監 不活化ワクチンと組換えワクチンの違いですけども、この組換えワクチンは不活化ワクチンの一部であると認識しております。

奥良秀分科会長 ここには書いてないんですが、この有効期間は、大体どのぐらいということはお分かりになりますか。

大海健康増進課技監 ワクチンの予防効果ですけども、生ワクチンにつきましては、接種後1年時点では6割程度、接種後5年程度では4割程度ということになっております。一方組換えワクチンは接種後1年時点では9割以上、そして接種5年時点では9割程度、接種後10年時点では7割程度ということでかなり差がございます。

奥良秀分科会長 その辺もお伝えはされるんでしょうか。

大海健康増進課技監 先ほど野原も申しましたとおり、周知等につきましてはホームページ等も含めてしっかりお伝えしてまいりたいと思っております。

中岡英二委員 基本的なものなんですが、このワクチンは内科で打つんですか、皮膚科で打つんですか。

大海健康増進課技監 接種医療機関につきましては、これからまた県が調査をして、実施できる、できないところっていうところになるかと思いますが、基本的には内科、もしくは皮膚科等でも接種されておられます。

奥良秀分科会長 特色でも、かなりいろいろあると思うんですよ。例えば、生ワクチンであれば皮下で、組換えワクチンであれば多分筋肉注射になるのかとか、情報提供は、その辺も全て網羅されるということによろしい

ですか。

大海健康増進課技監 接種方法も、接種回数等も違いますし、金額等も違いますのでその違いにつきましてしっかり市民の方に伝わるように、ホームページと、チラシと、関係機関の中でお話をし、直接住民の方にお話しする機会があればお伝えしていきたいと思っております。

奥良秀分科会長 あと、副作用のほうにつきましてはまだ全然違うと思うんですよ。その辺もきちんと伝えられて、生ワクチンよりも、不活化ワクチンというか、組換えワクチンのほうが、かなり副作用が出やすいというようなことも情報は出ております。そういったことも全て伝えられるということですのでよろしいですかね。

大海健康増進課技監 副作用等につきまして安全性につきましてもしっかり周知してまいりたいと思います。

奥良秀分科会長 その他、質疑はありますか。予定以上に来た場合、要は予算がなくなったときにはどうされる予定でしょうか。

山本健康増進課長兼子育て世代包括支援センター所長 こればかりは予算がないのでやりませんということにもいかないだろうと思っています。ただ、予防接種の予算は他の予防接種も含まれてかなり大きな予算を持っていますので、その中で回していけるのであればそれで対応したいと思っておりますし、どうしてもということになれば補正等も検討していくことが出てくるかなと思っています。

奥良秀分科会長 その他に委員の質疑はよろしいでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしでよろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは審査事業16につきましての審査を終えたいと思います。15時

40分まで休憩します。

午後3時30分 休憩

午後3時40分 再開

奥良秀分科会長 休憩を解きまして、分科会を再開いたします。今から予算書のほうに移ります。170ページから始めたいと思います。9目出産子育て応援事業費です。これが170、171、173ページの上段の部分ですね。9目だけです。10目は違います。言い方が悪かったですね。健康増進課分についての質疑を求めたいと思います。質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）次に176ページ。4款1項1目、2目ですね。

山田伸幸委員 委員報酬のところ、健康づくり推進協議会委員20人、食育推進会議委員15人とあります。協議会は何回程度されるのか、そしてどういった内容をされるのかお答えください。

伊藤健康増進課健康増進係長 まず、健康づくり推進協議会についてですが、令和6年度は3回行っております。内容は、この協議会が市の附属機関に位置づけられたもので、主に市の健康づくりに関することや健康増進計画の策定、その進捗管理について協議をさせていただいております。

加藤健康増進課健康増進係長 私からは食育推進会議について御説明させていただきます。委員報酬の15人分になりますが、令和6年度は3回の会議を開催しております。こちらにつきましては、食育に関する推進に向け、食育推進計画の策定及びその進捗状況について協議させていただいております。またその推進に向けて、各団体等で行う取組等を協議させていただいているものになります。

奥良秀分科会長 令和7年度は何回やられる予定でしょうか。

加藤健康増進課健康増進係長 令和7年度は2回の予定です。

山田伸幸委員 健康づくり推進協議会です。これ以前は、ピンクリボンとかオレンジリボンとかも含まれてやってきたのではないかなと思うんですけど、現在でもそういった妊産婦だとかいろんな福祉関係のものもこの中に含まれるかどうかのかがでしょうか。

奥良秀分科会長 質疑が分かりましたか。

大海健康増進課技監 一つ確認ですけれども、健康推進員のことによろしいでしょうか。（うなづく者あり）こちらの健康推進員につきましては、この健康づくり推進協議会のメンバーの委員にはなっていないと思います。

奥良秀分科会長 別のものということによろしいですね。（うなづく者あり）その他、今、177ページから質疑を求めています。

中岡英二委員 2節給料が、かなり増えてるんですけども、人員も増えてると思うんですよ。5人から11人。どうしてこんなに人がいるのかなと。

山本健康増進課長兼子育て世代包括支援センター所長 大変申し訳ないんですが、ここは人事課の所管ということになってますので、私のほうから、お答えすることが難しいかなと考えてます。

奥良秀分科会長 人事のことは答えられないということです。では、次に行きましょう。178、179ページに移ります。

山田伸幸委員 救急休日医療対策業務委託料というのは、どういった内容で5

50万円支払われるのでしょうか。

野原健康増進課主査兼健康管理係長 救急休日医療体制業務委託はいろいろございまして、こちらの休日祝日に医療機関に対応していただくための委託料になっております。

山田伸幸委員 今、市内ではこの業務は行ってないと思うんです。宇部市のほうでされている部分ですかね。

野原健康増進課主査兼健康管理係長 こちらの業務は、休日当番医になります。主に日曜日なんですけれども、各内科と外科でクリニック診療を行っていただくような形になっています。

吉永美子副分科会長 その件なんです、年末とかに、いわゆる休日をお願いをされたりしてますよね。例えば、12月31日とかすごかったのは御存じでしょうか。年末とか1病院だけにしてるんですかね。本当に大変な時期とかでも、今回は山陽地区だけだったですよ、違いますか。車がすごく渋滞していて、私の認識が間違っていたら、ごめんなさいなんですけど、内科が1病院だけしかなかったのも、ちょうどインフルエンザがすごいときだったと思うんですよ。当番院の数が実態としては足りなくはないですか。その辺いかがでしょう。

野原健康増進課主査兼健康管理係長 年末年始に大変多くの市民の方がこちらを利用されたという話は、私たちも把握しております。担当された医者にお話を聞く限り、かなり多く、対応がなかなか大変だったという話は聞いております。ただ、令和6年度に関しては、全て1医療機関で対応していただいて、私たちが聞く限りでは、今年度は大きな事故というかそういったこともなかったと聞いております。令和7年度以降、こういったことがあり得るといえるところは、頭の中で整理させていただいておりますので、今後、対応は検討していきたいとは考えております。

吉永美子副分科会長 内科が特に多いと思うんですよ。だから今、1医療機関だけをお願いするってことですよね。それを例えば二つに増やすようなことも含めて検討していただけるということによろしいですか。

野原健康増進課主査兼健康管理係長 副会長が言われたような形で、そういった体制が組めるかどうかというところも、山陽小野田市医師会に委託しておりますので、そちらと話を進めていきたいと考えております。

山本健康増進課長兼子育て世代包括支援センター所長 どのタイミングで令和7年度にそれが対応できるかっていうことも含めて、はっきりしたお答えが難しいんですけども、吉永副会長が言われたことは、課題としては把握しております。2院体制ということは確かに理想ではあるんですけど、実際なかなかその体制を取ってくださいというと、かなり難しいところが出てくると思いますので、例えば長期の休暇について、そういうことが可能か、年末年始のそういうことから、まず検討を始めたいと思います。いずれにしても、今から医師会等とまた協議の場を持って、意見交換した上で、できることはないか検討を進めたいと考えてます。

山田伸幸委員 以前そういった1院で引き受けるということをやられた先生からお話を聞いたことがあるんですけど、もう限界と先生は言われたんですよ。やはり、特にインフルエンザとか新型コロナウイルスと一緒に来たときは、診察室に入ってもらうわけにはいけないので、先生が車のところところをずっと回りながら診療していくということで、非常に手間が取られたし、患者も大変だったと聞いております。その辺の事情もよく医療機関から聞かれて、対応を検討されたほうがいいと思うんですけど、いかがでしょうか。

山本健康増進課長兼子育て世代包括支援センター所長 しっかり現場の御意見を踏まえて、対応を考えていきたいと思っております。

吉永美子副分科会長 一つ上のシステム改修委託料は、こちらで聞いてもよろしかったですか。これはどういうものでしたか。

野原健康増進課主査兼健康管理係長 こちらのシステム改修委託料は、うちの健康管理システムの改修費用になります。こちらのマイナンバー連携で中間サーバーに上げる国が示したデータのレイアウトが変わります。それが令和7年6月から適用になりますので、それに応じたシステム改修費用となっております。

吉永美子副分科会長 いつも聞きますけど、この積算方法についてお知らせください。

野原健康増進課主査兼健康管理係長 こちらはクラウドで対応しております。各市町で、業者が出した金額を案分しております。

古豊和恵委員 その一番下の乳児健康診査委託料で、乳児は何歳までで、対象は何人いるのでしょうか。

奥良秀分科会長 乳児が何歳からかということなんですが。

山本健康増進課健康増進係長 こちらの委託料は、1か月、3か月、7か月健診の健診料となっております。それぞれの対象者数ですけれども、それぞれありますが大体300人弱程度となっております。

奥良秀分科会長 全体で300人ということでよろしいですか。

山本健康増進課健康増進係長 今年度の対象者数はまだ年度途中ですので、正確な数字が分かっておりません。昨年度の対象者で言いますと、1か月健診が288人、3か月健診が285人、7か月児健康診査が287人

となっております。

古豊和恵委員 この乳児健診は、全員必ず受診されているのでしょうか。

山本健康増進課健康増進係長 はい、そのとおりです。

古豊和恵委員 1人も欠席もなく全員ということによろしいですね。

山本健康増進課健康増進係長 本市で把握している対象者は全員受けられているかと思えます。ただ、対象者数で挙げて、例えば転出入の関係で、うちで受けられないまま提出されたという方もおられますので、必ず100%にはならないということになります。

古豊和恵委員 乳児健診は非常に大切だと思います。そこでやはり異常も見つかると思えますし、そして家庭の中で何があったかっていうのも、ここで見つかるのではないかと思っていますので、100%でお願いしたいと思えます。

奥良秀分科会長 さっき1、3、7か月で何人と、予算取りの人数は答えられなかったんですけど、どのぐらいの人数で予算を組まれてるんでしょうか。

山本健康増進課健康増進係長 令和7年度につきましては、330人で予算計上させていただいております。

奥良秀分科会長 330人ずつですね。1、3、7か月の掛ける3っていうことですね。

山本健康増進課健康増進係長 そのとおりでございます。

奥良秀分科会長 179ページはよろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）
続きまして、180、181ページです。

山田伸幸委員 妊婦健康診査のことなんですけれど、181ページの一番上、
やはり定期的な検査をすることによって、安全な出産につながっていく
と言われておりますが、補足といいますか、妊娠届を出された人が必ず
これを14回受けられるものなのかどうなのか、実態はどうですか。

山本健康増進課健康増進係長 必要な健診は受けられていると認識しておりま
す。ただ、出産予定日から3週間前37週以降は正期産となり、それ前後
で出産されておられますので、必ずしも全員が14回受けられるとは限
らないということになるかと思えます。

古豊和恵委員 その下のひきこもり相談支援事業委託料、令和5年が177件
で、197万6,000円、今回は、大体何件を予想して、このひきこ
もり委託料を予定しているのでしょうか。

伊藤健康増進課健康増進係長 この委託料につきましては、ふらっとコミュニ
ティという事業所に委託をしております、相談窓口、それから、居場
所づくり、それから訪問等、様々な事業をしていただいております。そ
れぞれ何件という想定はしておりません、事業所が示してくる見積り
によって算定をしております。

古豊和恵委員 その見積りは、何が何件というふうに言ってこられるわけ
ですか。それによって向こうの言い値で予算を組んでるわけですか。

奥良秀分科会長 このひきこもり相談支援事業の委託料というのは、1事業所
ですか。何事業所なんですかね。

伊藤健康増進課健康増進係長 1事業所です。ふらっとコミュニティという1

事業者になります。

奥良秀分科会長　　ということは、古豊委員が言われた金額のとおりです。

古豊和恵委員　　1事業所からこれだけの予算をくださいということで、予算を組んでるわけですね。

伊藤健康増進課健康増進係長　そのとおりです。

大海健康増進課技監　少し補足させていただきます。事業所から、これでというわけではなく、ある程度仕様書といいますか、こういうことでお願いしたいというものがあります。あとは相談人数等もかなり多く、受けていただいております。1件であろうが100件であろうが同じ金額ということにはなりますけれども、その中でもひきこもり相談支援事業として、丸々受けていただいと考えるといただけたらと思います。

奥良秀分科会長　　随意契約ということによろしいですかね。

大海健康増進課技監　おっしゃるとおりです。この引きこもりの相談支援事業所につきましては、かなり著名な事業所です。全国的にもかなり有名で、かなり専門的な知識をお持ちなスタッフもいらっしゃいます。随意契約にはなっておりますけれども、相談にしっかり対応していただいと認識しております。

古豊和恵委員　　そうすると、各家庭から、ひきこもりで困っていると市に相談があった場合は、市はどのような対応をされていますか。

大海健康増進課技監　こちらで相談対応できるものにつきましては、保健師が相談対応しております。また先ほど申し上げたとおり、家族会といった居場所が必要で、また、家族支援も必要ということであれば、委託先を

御紹介させていただいているところです。

古豊和恵委員 実際には、市内では、ひきこもりでふらっとコミュニティと関わってらっしゃる方は何人ぐらいいらっしゃるんですか。

奥良秀分科会長 それは実績値になりますので、予算には入っておりません。見込みを聞かれる分にはいいですけどね。

古豊和恵委員 令和7年度の予算で、どのぐらい見込んでいらっしゃいますか。

伊藤健康増進課健康増進係長 年度によってばらつきがあるんですけども、令和5年度の実績では、市の相談とふらっとコミュニティへの相談を合わせて223件ありますので、大体200件前後を想定しております。

古豊和恵委員 これは毎年、人数的には少しは増えているわけですか。

奥良秀分科会長 令和7年度の見込みが増えているかということですね。

伊藤健康増進課健康増進係長 先ほども言いましたように、ばらつきはありますけども、徐々には増えていると思います。

奥良秀分科会長 増える傾向ということですか。今、181ページの審査を行っています。

中岡英二委員 181ページの新生児聴覚検査委託料は、どこに委託して、何人を予定しているのですか。

奥良秀分科会長 一問一答ですので、まずは、どこにということですか。

山本健康増進課健康増進係長 主には山口県医師会です。この新生児聴覚検査

をすると手挙げをしていただいている医療機関に委託しております。来年度は320人分を見込んでおります。

中岡英二委員 これは市内ではなくて県内で、委託先だったらどこでも受け入れるということですね。

山本健康増進課健康増進係長 そのとおりでございます。また県外に里帰りされる方もおられますので、その場合は医療機関と直接契約をさせていただくようお願いをしますが、それでも難しい場合は償還払いの対応をしております。

中岡英二委員 それと関連して、18節負担金、補助及び交付金の中で、一番下の新生児聴覚検査助成費は金額的には少ないんですけど、これはどういうものなんですか。

山本健康増進課健康増進係長 今、少し申し上げましたが、県外でこの検査を受けられる場合に、医療機関との委託契約が結べない医療機関で実施された際に、その費用を後に償還払いという形でお支払いするものです。

奥良秀分科会長 その他、181ページ。

吉永美子副分科会長 妊婦歯科健康診査委託料についてお聞きします。御存じのように歯周病は、やはり体に対してよくない部分があります。この歯科健康診査は大事だと思うんですね。そういう意味では、令和7年度は今年度6年度より下がってるんですが、実績がよくないから下げたということでしょうか。

山本健康増進課健康増進係長 来年度につきましては、実績を見込みまして、委託料としては少し減額しているところです。

吉永美子副分科会長 実績が減ったこと自体を容認されているとは思わないんですけども、妊婦健康診査があるわけですから、併せて歯科健康診査を受けていただくように、どのように進めておられるかお聞きします。

山本健康増進課健康増進係長 私どもといたしましても、妊婦健康診査と同様の健診として、1人でも多くの方に受けていただきたいと思います。そのための工夫といたしましては、妊婦健診票のつづりの一番前にこの歯科健康診査の受診票をつけております。お忘れにならないようにということで、そちらに付けさせていただいてます。また、この未受診の方の理由で一番多いのはやはり、特に理由はなく忘れていたとかということが多いです。折に触れて、その周知ができるように、最初は妊娠届の時、それから妊娠後期は先ほどから議論がありました伴走型相談支援で、こちらから御案内をします。そちらにもチラシを入れ、さらにその後母子保健推進員が妊娠後期の訪問に行きますので、そのときにもお声掛けをしていただき、なるべく多くの方に受けていただきたいと思います。ということで周知をしているところでございます。

吉永美子副分科会長 国民健康保険特別会計のときに申し上げ、ポスターを貼ってあるかどうか分からないですが、歯周病になると、こういうよくないことが出てきますというのを市役所の中に貼っていただいて、そういったチラシで歯周病による身体への悪影響を御案内の中に入れておられますか。

山本健康増進課健康増進係長 妊娠届出時と、あと先ほど申しました妊娠後期で御案内する際の中に、こちらの歯周病等がやはり早産等のリスクになりますので、その辺の情報を入れたもので周知させていただいております。

吉永美子副分科会長 分かりました。

前田浩司委員 産後ケアの委託先はどちらですか。何病院あるんですか。

山本健康増進課健康増進係長 産後ケア事業は三つの型がございます。それぞれ宿泊型が17か所、デイサービス型が16か所、訪問型が4か所でございます。

前田浩司委員 令和6年度の実績というか、利用は増えつつあるんですか。

奥良秀分科会長 令和7年度で実績を基に上げられたか下げられたかという質疑だと思います。

山本健康増進課健康増進係長 令和6年度の予算と比較しますと、令和7年度は、少し委託料を減額しておりますけれども、今年度の実績見込みとしましては、訪問型が特に昨年度に比べて3倍ぐらい増えている状況になっております。

前田浩司委員 宿泊型は、あまり多くはないということですか。

山本健康増進課健康増進係長 今のところ、昨年度と同程度の見込みとなっております。

前田浩司委員 私が個人的に思ってるのは、こういった産後ケアをどこか宿泊できるところを利用して、山陽小野田市は産後ケアで景観のすばらしいところで休養できますよとかいうような形はどうなのかなと思っております。今のところは病院関係という理解でよろしいでしょうか。

山本健康増進課健康増進係長 そのとおりでございます。

奥良秀分科会長 令和7年度は、訪問を増やしたのはどういう理由でしょうか。

山本健康増進課健康増進係長 今年度から、産後ケア事業の自己負担額を三つの型を合わせて、5日分までは無料とさせていただきました。6日以上は一部負担を頂くんですけども、その辺りで、やはりこれを利用されたい方が、さらに相談をしやすくなったのではないかと考えております。

奥良秀分科会長 今までは、何日分まで出たんでしょうか。拡充されたんですよ。

山本健康増進課健康増進係長 1日目から一部自己負担額を頂いておりました。

吉永美子副分科会長 ひきこもりの件で、ひだまりさんに頑張っていたと思うんですけども、これホームページにはしっかり載せていただいているんですが、ほかにそういったひきこもりで困っている市民に対してのアプローチというか、少しでもお知らせするためにどのような努力をいただいていますか。

伊藤健康増進課健康増進係長 ふらっとコミュニティ以外にも、山口県が実施している家族会とか、本人の集いなども、ホームページで周知させていただいております。

吉永美子副分科会長 私、一般質問で申し上げたからあれなんですけど、いろいろな選択肢があるというのはいいことなんですよ。それじゃなくて、こういった相談できる場所がありますというのをホームページ以外で、どのようにその情報を与えていきますかということ聞いております。

伊藤健康増進課健康増進係長 ひきこもりの相談は、いろいろな関係機関から上がってくることがあります。例えば、ケアマネジャーとか、民生委員、あとケースワーカーなどにこういう相談窓口があるということを周知しております。

吉永美子副分科会長 前田委員がほかで言われたけど、市が出しているデジタルサイネージとか市公式LINEとか、いろいろなやり方があると思うんですよ。SNSを使うとか、ホームページとかだけではなくて、口頭で頂くのももちろんケアマネジャーとかじゃなくて、1人でも、家族が、うちの子供はどうにかならないかと思っている方に対して、どうしたらいいんだろうというときに情報を少しでも与えるというか、少しでもそのお知らせをするツールを広げていただきたいという意味で申し上げているんです。

奥良秀分科会長 令和7年度の取組はいかがでしょうかということ。

伊藤健康増進課健康増進係長 市公式LINEも使いながら、また周知させていただきたいと思います。

奥良秀分科会長委員 181ページ、ほかに質疑はありますか。18節の公的病院支援事業補助金500万円増加の理由は何でしょうか。

野原健康増進課主査兼健康管理係長 こちら公的病院支援事業補助金ですけど、小野田赤十字病院に対して補助金を出しております。このたび500万円ほど増額させていただいております。赤十字病院もなかなか経営状況が難しいという話は、病院担当の方々からも聞いておりました。このたび、市長にも要望という形で、今の現状をお話しする機会もございましたので、原課といたしまして、やはり市の南部の医療体制を確保する上で重要な病院になりますので、この補助金を増額するような形で要求し、予算編成をする中で500万円増額という形になっております。

奥良秀分科会長 その次の病院事業補助金は1,000万円増えている理由は。

野原健康増進課主査兼健康管理係長 こちらは病院事業の繰出金になります。補助金と負担金で分かれているんですけど、今回、補助金のほうが、

約1,000万円増額となっております。この大きな要因といたしましては、昨年度に比べて、医師や看護師が研究に要する経費も対象となり、医者数が、25人から28人に増えているというところで聞いております。それとまた、児童手当の拡充がございました。そちらの経費が増額となっておりますので、約1,000万円増額となっております。

奥良秀分科会長 担当課として、この公的病院支援事業補助金500万円をばんと出すことについて、妥当性はあるということによろしいですか。南部地区の病院事業体制が手薄だから、そこを守るために500万円を出す妥当性はあると考えられて出されてるのでしょうか。

山本健康増進課長兼子育て世代包括支援センター所長 500万円の妥当性ということになると、非常に曖昧な話になるところもあるんですけども、実はこの補助金が始まったのはもう今から10年以上前で、当初500万円から始まって、紆余曲折ありましたが近年は750万円ですばらしく推移しておりました。野原からも説明の中で触れましたけども、コロナ禍を経て、やはり経営の厳しさがなかなか改善しないし、しないどころか、どんどん悪くなっていったんじゃないかというようなこともあって、非常に日本赤十字病院のほうも危機感を持たれてます。それを踏まえて我々のほうにもさらに、強力な支援を頂けないかということで、相談にいらしたというような経緯も実はございます。それで、この500万円が、そもそも、私たち原課としては、もっとあっていいんじゃないかというような気持ちもなくはないんですが、ただ、市の財政の全体のバランスの中で、今年度はこの額にさせていただいたということでございます。南部の医療体制の確保は確かに念頭に置けてますけども、それだけではなくて、今、日本赤十字病院は、回復期の病床にどんどん特化していきこうとされています。要は入院されて急性期で治療を受けられた方が、自宅に戻るのを後押しするような方向で病院の改革を進められてますし、さらに加えて自宅に戻られてからの訪問診療も力を入れていきたいということです。いわゆるその地域包括ケアシステムという、そ

の地域で高齢者の方が自宅で自立して、生活を続けられるというようなことを指してますけども、その中で、中核的な役割をこの市の中で果たしていただきたいという期待も込めて、増額をさせていただいてると理解しています。

奥良秀分科会長 お願いに来られたからという話がありましたので、そういう質疑をさせてもらいました。病院からの報告でも、これに労災病院を入れて、山陽小野田市の医療構想も出ていますよね。そういったことも勘案しながら、やられているのかどうなのかが質疑したかったので、質疑させてもらいました。そういうことも考えられるということで、よろしいでしょうか。

山本健康増進課長兼子育て世代包括支援センター所長 本市が属しています医療圏、この医療圏の病床の再編は県で調整会議が持たれてはいますけども、その議論にも沿った病床の再編計画も持ってらっしゃいます。ですので、市としてはそこを強力に後押ししたいという気持ちはございます。

奥良秀分科会長 了解しました。

吉永美子副分科会長 がん患者の医療用補整具購入助成費なんですけど、令和6年度に比べて新年度は大きく予算額が減になっておりますけど、この理由を教えてくださいませんか。

伊藤健康増進課健康増進係長 令和7年度は、今までの実績を見て、6人分として予算を計上しております。

吉永美子副分科会長 令和6年度の実績からということなんですけれども、がん患者の方が、医療用補整具が必要でないということはとてもいいことです。ただ、こういった助成があるということを知ってなくて使わないということがあってはならないと思っているので質疑させていただきます。

いています。がんを患っている方が病院にかかれたとき、病院におきましても、山陽小野田市はこのように補助がありますということのお知らせがいわゆる医師からでもいくような形を取っていただいておりますでしょうか。

伊藤健康増進課健康増進係長 現在、がんの診断、それから治療を行う病院、それとがん患者の相談先となっている、がん相談支援センターにチラシとポスターを置いていただいで情報提供をしていただいております。それに加えて、理美容院などにもポスターを掲示させていただいて、ウィッグの助成があるよということで周知をしていただいております。

大海健康増進課技監 少し補足させていただくと、同様の制度が県の事業でもございます。市の事業につきましては、県の事業の対象にならない方に対して支給をしているというような状況です。

奥良秀分科会長 181 ページまでよろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）183 ページまで。2 目予防費までですね。予防費 2 目だけ、よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしということで、審査番号⑤を終了いたします。それでは今から休憩に入ります。16時30分から再開いたします。

午後 4 時 2 5 分 休憩

午後 4 時 3 0 分 再開

奥良秀分科会長 休憩を解きまして、分科会を再開いたします。続きまして、審査番号 8 番、市民課について審査をしてまいりたいと思います。こちらは審査事業がありませんので、予算書を基に審査してまいります。8

0 ページから審査を行います。支所費です。80 ページ、81 ページで質疑はありますか。ここはもう人事院勧告分しかないので、次に行きます。82、83 ページです。よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）はなければ、112 ページ行きます。112 ページの戸籍住民基本台帳費ですね。これも、111、112 ページ、113 ページは人事院勧告分になるので、その次の114 ページ、115 ページになると思いますね。3 項 1 目、コールセンターは入ります。

山田伸幸委員 それでは、115 ページの12 節委託料のところ、システム改修委託料が3,900 万円計上されております。これはどういった内容になるのでしょうか。

浅川市民課長 システム改修委託料の3,906 万7,000 円の内訳ですけれども、戸籍システムを標準準拠システムに移行する経費で、3,646 万4,000 円、そして、コンビニ交付システムへの設定追加印刷試験に係る経費として、71 万5,000 円、そして振り仮名の法制化対応に伴う戸籍システム住基ネットシステムの改修に係る経費として、188 万8,000 円となっています。

山田伸幸委員 振り仮名についてはもう少し詳しく説明していただけますか。現在の住民基本台帳システムで、それを今、改修してと思うんですけど、振り仮名の振り方が各地域で違っているのを標準化させる事業だと思うんですが、少し説明してください。

藤田市民課課長補佐 振り仮名の振り方ですが、地域によって異なるということをおっしゃいました。それを国の基準に基づいて統一するものでございます。ですけれども、システム改修は、その国の仕様に基づいて改修するもので、その経費を上げております。

山田伸幸委員 この振り仮名は、片仮名なんでしょうか。それとも平仮名なん

でしょうか。

藤田市民課課長補佐 国の仕様は片仮名になっております。

奥良秀分科会長 これは補正に計上されていたものですかね。

藤田市民課課長補佐 令和5年度から法改正があって以降、当初予算、補正なりで予算計上して改修してきたものでございます。

山田伸幸委員 それとその下のコールセンター業務委託料は、一体どういった内容なんでしょうか。

浅川市民課長 戸籍の氏名の振り仮名の確認の通知を本市に本籍を置く方へお送りしますので、戸籍の振り仮名に関する問合せに対応するためのものになります。

山田伸幸委員 そのために、なぜコールセンターが必要になるんですかね。

浅川市民課長 本市の戸籍数は約3万戸籍ほどあるんですけれども、戸籍人数としては、約7万人いらっしゃいまして、その方々に対する通知になりますので、これは一体何であろうかということで、問合せ等がありましたら、そちらで対応したいと思っております。

奥良秀分科会長 コールセンターは、何人体制ぐらいの予算になるんでしょうか。

浅川市民課長 今のところは5人体制を考えております。

山田伸幸委員 これは、どこで対応されるんですか。

浅川市民課長 業者に委託したいと思っております。

山田伸幸委員 その業者は、どこの業者なんですか。

浅川市民課長 入札により決定します。

奥良秀分科会長 その他質疑を求めます。三つほどその上にある工事委託料は、まず何でしょうか。

浅川市民課長 こちらの工事委託料につきましても戸籍の振り仮名の問合せ対応で、庁内の電話回線を増設したいと考えております。

奥良秀分科会長 その次の電算委託料はどうなんでしょうか。

藤田市民課課長補佐 電算委託料は、戸籍システムの住所辞書を編集する委託業務になります。去年は上がっておりませんでした。標準化に伴って、戸籍の契約がデジタル推進課から、市民課に移りましたので、この委託についても、デジタル推進課から市民課に移ったものでございます。

奥良秀分科会長 ということは、委託はもう始まっているということによろしいですか。

藤田市民課課長補佐 これは現行システムについても、同じ契約をしております。

奥良秀分科会長 その次の廃棄物処分業務委託料、こちらの内容については。

浅川市民課長 こちらは公園通出張所になります。Aスクエアに入っておりますので、そちらのごみの処分のためにお支払いしているものになります。

奥良秀分科会長 分かりました。その他質疑はありませんか。

吉永美子副分科会長 システム改修委託料、3,906万7,000円です。

これはしつこく聞きますけど、積算方法をお知らせください。

浅川市民課長 業者の方から見積りを頂いて、それを根拠にしております。

吉永美子副分科会長 このたびのは、クラウドは関係ないってことですね。その辺のすいません、区別がよく分からないんですけど、何が言いたいかという、業者から出されたものをそのまま、「はい、分かりました」ではなくて、「ちゃんと精査をしていますか」ということですね。

浅川市民課長 こちらについては、7市町とはちょっと異なっておりまして、費用の精査につきましては、他社の見積りを取ることができずに、他市との比較も困難なんですけれども、不要な工程や作業が計上されていないかを確認しまして、妥当であることを確認しております。

奥良秀分科会長 その他に質疑はありませんか。13節の機械器具借上料とシステム利用料がかなりの増額になってるんですが、こちらの理由をお願いします。

藤田市民課課長補佐 機械器具借上料の増額分については、令和6年度に更新をしました住基ネットのシステムの増額です。更新しましたが、令和6年度については、賃貸借期間が終了して再リースの金額になっていたので少額でした。今回、更新しましたので、新たに金額が増額になっております。システム利用料につきましては、増額の要因は、標準化に伴って国が準備するシステム基盤で、ガバメントクラウドの利用料が新たに発生します。こちらが増額の主な要因です。

奥良秀分科会長 そのガバメント利用料が、900万円以上上がってきてると

思うんですが、これは担当課としては精査されているのでしょうか。妥当性があるかどうかというのは——もうこればかりは言われた金額をそのまま挙げられているのでしょうか。

浅川市民課長　こちらはちょっと高額になってるんですけども、標準化法によって標準準拠システムへの移行が求められております。御理解いただければと思っております。

山田伸幸委員　これは別に競争入札も何もなくて、随意契約による金額なんですよね。違いますか。

浅川市民課長　こちらにつきましては、業者選定について令和5年度にプロポーザル方式を前提とした情報提供依頼を県内に戸籍システムの導入実績のある4者に行いました。その結果、現行システムの業者しか情報提供がなくて、他社は提供不可との回答だったため、その現行システムの業者と標準準拠システムへの移行について協議を進めてきたところでございます。

吉永美子副分科会長　システム改修とかもそうですけど、基本的にうちの場合は、こういったシステムは、NECとやっているんですか。

浅川市民課長　現行システムはNECになっております。

吉永美子副分科会長　NECがこれぐらいかかりますよと言ってきたことに対して、そのままではなくてどう精査しているかといつも聞いてるんです。それをきちんとされているということで、よろしいということですね。

浅川市民課長　現行システムの業者の戸籍システムを使用している団体もあるんですけども、ライセンス数やデータ連携の環境、あと端末構成が異なるため、作業工数の比較が困難ということでございます。

奥良秀分科会長 115ページはよろしいでしょうか。なければ、その次の117ページまでですね。

山田伸幸委員 住居表示の委託料があるんですけど、新たにどこか決めておられるんですか。

浅川市民課長 こちらは所管外になります。

奥良秀分科会長 1目だけですね。

吉永美子副分科会長 負担金、補助及び交付金の光熱水費負担金30万円が令和7年度に出ておりますけど、これはどういうものでしょうか。令和6年度はありましたか。

浅川市民課長 こちらは公園通出張所の光熱水費です。Aスクエアに入っておりますので、その管理会社へ支払うものになります。

吉永美子副分科会長 30万円はどのような計算で支払わないといけなくなっているんでしょう。

浅川市民課長 電気使用料は、400単位の使用料掛ける単価40円掛ける12か月で、電灯使用料が300単位の使用料掛ける単価30円掛ける12か月分となっております。

奥良秀分科会長 ほかに質疑はありますか。歳入について質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）審査番号8番について終了してよろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）審査番号8番について審査を終了します。職員の入替えのため休憩で17時から再開いたします。

午後 4 時 5 0 分 休憩

午後 5 時 再開

奥良秀分科会長 休憩を解きまして、分科会を再開いたします。ただいまより、審査番号①を途中まで行っておりましたので、続きから始めさせていただきます。予算書の 168 ページ、8 目より再開します。168 ページ、169 ページです。ここはよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）続きまして 170、171 ページです。

山田伸幸委員 子育て広場全国連絡協議会について説明をしてください。

藤田子育て支援課子育て支援係長 こちらにつきましては、スマイルキッズとファミリーサポートセンター事業を実施するに当たり、損害保険に加入しております。その加入要件としてこの子育て広場全国連絡協議会に加入することが要件となっており、こちらの加入のための負担金となっております。

山田伸幸委員 金額は会費だけだろうと思うんですけど、ここでは子育て広場全国連絡協議会が保険の扱いの加入要件ということは、かなり熱心な活動をされているんじゃないですか。それには一切関わらない、ただ入会金は会費を払うだけということなんですか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 委員がおっしゃるとおりでございます。この協議会については、様々な活動をされていらっしゃるというのは把握しております。

奥良秀分科会長 171 ページです。9 目もいいですよ。なければ、172、173 ページの 10 目までですね。10 目はやりましたけど、もし何か

あれば。

中岡英二委員 173ページの18節の負担金、補助及び交付金のところで、今年度は250万円です。昨年度は3,300万円とかなり多かったんですが、これは出産応援給付金とか何かその辺と関係あるんでしょうか、お聞きします。

藤田子育て支援課子育て支援係長 先ほど審査事業の中で説明をさせていただいた妊婦のための支援給付金に変わりますので減額となっております。

奥良秀分科会長 173ページまでよろしいですか。

山田伸幸委員 その250万円は、これこういった内容で給付されるんですか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 3月31日までに出産された方については、この妊婦のための支援給付金ではなくて旧制度の今の子育て応援給付金でお支払いするので、それまでに出産されている方に関しては、こちらの子育て応援給付金を給付いたします。

山田伸幸委員 要するに今年度まで出産された方を、年度をまたいで5人ぐらいですかね。50人ぐらいおられるから、その分を年度もまたいで支給する分を確保しているということよろしいんですか。

野村子育て支援課課長補佐 こちらの出産子育て応援事業費につきましては、出産後に面談を受ける必要があり、面談を受けた方が対象となります。ここに上がっている250万円につきましては、令和6年度中の3月31日までに出産されて、その面談を令和7年度に入ってから行った方を対象としております。

山田伸幸委員 分かりました。

奥良秀分科会長 その他、10目までいいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）
ということで、続きまして、183ページ、1項1目19節未熟児養育
医療費です。

山田伸幸委員 700万円という金額なんですが、これは、どういった内容で
何人程度見込んでおられるのでしょうか。

藤田子育て支援課子育て支援係長 こちらにつきましては、出生時に体重が2,
000グラム以下や運動異常や体温が摂氏34度以下、また強いチアノ
ーゼなどがある所定の症状に該当する本市に住所を置く未熟児が指定医
療機関において、入院医療を受ける場合に、医療費を公費で負担するも
のとなります。人数については、年によって上限がございますので設定
はしていません。

古豊和恵委員 その上の不妊治療助成費は駄目ですか。

奥良秀分科会長 担当課じゃないらしいので。183ページはよろしいですね。
私立幼稚園障害児教育費、273ページですね。質疑はありますか。（「な
し」と呼ぶ者あり）質疑なしということで、審査番号1を終了いたしま
す。引き続きまして、審査番号2に移ります。入替えがありますね。1
7時15分から再開したいと思います。休憩に入ります。

午後5時9分 休憩

午後5時15分 再開

奥良秀分科会長 休憩を解きまして分科会を再開いたします。続きまして、審
査番号2番につきまして、審査を行ってまいります。審査事業がありま
すので審査事業から審査を行います。審査事業13番につきまして執行

部の説明を求めます。

杉山障害福祉課長 審査番号13番、自立支援給付費事業（就労選択支援）について御説明しますので78ページをお開きいただき、事業概要を御覧ください。就労選択支援は、障害者総合支援法の改正により、新たに創設され、令和7年10月1日から開始されるサービスで、障がい者本人の希望や適性に合った就職先や就労系福祉サービスを選べるよう支援するものです。国の提供資料に基づいて詳細を説明しますので、80ページを御覧ください。就労選択支援の対象者は、左上にありますとおり、就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者となります。今、御説明した就労移行支援、就労継続支援は、どちらも障害者総合支援法に基づく就労系の障害福祉サービスです。就労移行支援は、一般就労を目指す障がい者等に対して仕事に役立つ技術の習得や就職活動を支援するサービスです。就労継続支援は、障害や病気のために一般就労が困難な障がい者に対して、実際に働く場所を提供するとともに、知識・能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。就労選択支援は、これらの就労系福祉サービスを受ける前、又は、既に利用しているけれどもサービス利用の更新を行うに当たり、利用するサービスを見直したいときに、利用するものとなります。就労選択支援の支給決定期間は、右にありますとおり、原則1か月です。就労選択支援の利用の流れとして、下の図を御覧ください。まず、計画相談支援事業所が、就労系障害福祉サービスの利用を希望する対象者に対し、利用計画をつくります。利用計画とは、対象者が利用する就労選択支援事業所や通所する日数、利用時間等の予定を記載したものです。この利用計画に基づき、対象者は就労選択支援事業所で①アセスメント以降の四つのサービスを受け、アセスメント結果を記載したシートを作成してもらいます。就労選択支援の利用終了後は、アセスメント結果を踏まえ、障がい者本人が希望する就労系の障害福祉サービスの利用に向けて、計画相談支援事業所が支援を行います。また、本人が一般就労を希望する場合は、ハローワーク等がアセスメン

ト結果を基に職業指導等を実施し、一般就労へ向けた支援を行います。就労選択支援事業所で提供されるサービスの詳しい内容について、81ページを御覧ください。こちらは、標準的な1か月でサービスが提供されるときのイメージ図です。1週目から2週目にかけて①作業場面等を活用した状況把握として、本人や家族と面談して就労に係る希望等を把握したり、本人がどの程度作業できるかなどを観察したりする状況把握、すなわちアセスメントを行います。次に、そのアセスメント情報を取りまとめて、③のアセスメントシート（案）を作成します。そのアセスメントシート（案）に基づき、②多機関連携によるケース会議を開きます。これは、利用計画を作った計画相談支援専門員や、総合支援学校の生徒の場合であれば、学校の進路担当の先生等の関係者が集まって、アセスメント結果の共有と最終的な就労先の決定及びそのために必要な支援等を協議するものです。次にケース会議の結果を踏まえ、③アセスメントシートを作成し、このシートを基に、④事業者等との連絡調整として、本人が就職を希望する就労系障害福祉サービス事業所や企業等と、その後の円滑な就労へつなげていくことができるよう連絡調整を行います。この事業に係る令和7年度の予算の算出につきましては、まず、就労選択支援の利用者数の見込みとして、このサービスの対象者である、就労移行支援又は就労継続支援の過去5年間の利用実績から、1年間の平均利用人数を計算したところ40人でした。令和7年度は10月からサービスを開始しますので、78ページの指標にありますとおり、年間平均利用人数の約半数である22人が利用すると見込みました。続けて、就労選択支援サービスの基本報酬は1日1,210単位であること、支給決定期間1か月の利用日数は、土日を除く最大利用日数が23日であることから、令和7年度の歳出予算は、1万2,100円掛ける22掛ける23日で、79ページにありますとおり、612万3,000円と見込みました。この事業の財源としましては、国の負担金が2分の1で306万1,000円、県の負担金が4分の1で153万円、残りが一般財源で153万2,000円となります。説明は以上です。御審査のほど、よろしく申し上げます。

奥良秀分科会長 執行部から説明が終わりましたので、質疑を求めたいと思います。

山田伸幸委員 このサービスで今、流れるように説明を受けたんですけど、具体的にこれまであったようなサービス数と決定的に違うポイントというのは何でしょうか。

岡手障害福祉課障害支援係長 決定的に違うのが、これまでも就労系のサービスはたくさんありました。利用する段階で、事業所を見学に行ってここならいけそうとか、相談支援事業所の相談員と相談しながら事業所を就労Aにするとか就労Bにするとかそこで考えながら利用していたのですが、今回のこの就労選択支援は、それらのサービスを利用する前に、利用していただいてその方の強みであったり、できることとか希望を聞きながら、その就労選択支援でアセスメントをしっかりした後にするよりその方に適したサービスにつながるところが大きな違いとなります。

山田伸幸委員 ということはかなり専門的な知識と経験を持って、このアセスメントシートの作成に当たらないと。やっぱ本人に合ったものは、なかなか見つからない。そもそもこの地域でどれだけの事業所がこういった障害者の雇用に答えてくれるかは分からないわけですけど、その辺がこれをやることによって何らか改善が出てくるのでしょうか。

岡手障害福祉課障害支援係長 これまでも就労系の障害福祉サービスはありました。ただ、委員おっしゃられるようにきちんとそのアセスメントのところできてなくて、そこを今後、受けてくださる事業所、この就労選択支援を行う事業所の支援員がアセスメントをきちんとする。そのことによって、これまで就労サービスであったり、一般就労が定着しなかったりという課題に対して、アセスメントがきちんとできることで、適切な一般就労及び就労系の障害福祉サービスにつながるということを期待

しております。

山田伸幸委員 それと、②にある多機関連携によるケース会議ということで、相談支援専門員としてケースワーカーと保健師、教育機関、就労支援関係者ほかとなっているんですけど、今までこういったものはなくて、本人及びそのサービス提供者辺りが、個人的な面談等で全部、就労にまで至っていたということでしょうかね。

岡手障害福祉課障害支援係長 多機関連携によるケース会議に似た形のものがありました。例えば就労のサービスを使っている方に対して、使ってみて、利用日数であったり仕事内容がどうなのかというような、使ってから会議はあったのですが、今回のようにサービスを受ける前や一般就労する前に、多くの機関が集まって、その方のことを考えるという会議はありませんでした。

古豊和恵委員 80ページの右上に基本報酬の設定等があるんですけど、同一事業者によって提供されたものの占める割合が、100分の80を超えている場合は減算する。この減算するというのはどういうふうになるのでしょうか。

岡手障害福祉課障害支援係長 現在、その上のところの特定事業所集中減算というもので、1日につき200単位つまり2,000円減額されるというものになります。今回のこの就労選択支援を行う事業所として今、国が対象とする事業所としては、就労移行支援事業所等の就労系の事業所がこの就労選択支援を行うとしております。ただ、この減算の意図としましては、中立性を維持するということを国が出しております。就労移行支援事業所や就労B事業所で選択支援を行ってさらにそのまま、同じ法人のサービスに流すだけでは、中立性が保てないということで、例えばそこに100分の80を超えている場合は減算という文章がありますが、10人、就労選択支援を使った方が同じ事業所に10人中8人

以上いる場合は、1日につき1人ずつから2,000円減算という考えになります。

山田伸幸委員 減算ということは、それは事業所がかぶるということなんですか、それとも、障害者がそれだけの報酬が得られないということなんですか。

岡手障害福祉課障害支援係長 利用者には影響はなく、事業所が請求をする段階で2,000円少ない金額を国保連合会に請求する形になります。

山田伸幸委員 公平性の担保って言われても、そんなに選択する余地が少ない中で、こんなことされたら、もうける事業所のほうが嫌になりませんか、どうですか。

杉山障害福祉課長 今、御説明したとおり、全ての人を単純に自分の系列の事業所に囲い込まないようにするもので、本当に適した事業所につないだのに、全ての人が系列の事業所になったというようなことは本来あり得ないだろうという想定の上にこういった減算があると思います。今、言われたB型の事業所は最近かなり多くありますので、B型であれば特にどこの作業が本当に適しているのかといったことも踏まえて、この就労選択支援を使っていただければと考えております。

古豊和恵委員 その下の支給決定機関、これは1か月以上かけた継続的な作業体験を行う必要がある。1か月働くと、本人が給料を頂けるわけですか。

岡手障害福祉課障害支援係長 この支給決定期間といいますのは、市がその方にサービスの支給をする受給者証というのがあり、その利用期間になります。先ほど課長の説明にありましたとおり、就労選択支援のサービスは基本1回、1か月と国が指定しております。1か月かけてアセスメント等を行ってそれでもなおその先の就労先が決まらないとか、もう少し

きちんと違った目線等で、アセスメントをする必要があるという場合に、もう1か月までは延ばしてもいいよという国の支給決定機関になっておりまして、お給料等には影響するものではありません。

杉山障害福祉課長 補足します。支給決定とある言葉が少し分かりづらいのかなと思うんですが、障害のある方がどこかのサービス又は一般就労につきたいというときに、就労選択支援というサービスをまず、使いたいということで市に申請に来られます。その方にそのサービスを使っていいですよというのが支給決定となりますので、その利用者の方は所得に応じてとなりますが、基本的に無料となる方が多く、御本人負担が最大1割、基本的に無料で、どのサービスが先に就労する上で適しているかということ、無料で見極めをしてもらえる就労選択支援のサービスを一月かけて受けられるというものになります。

古豊和恵委員 そうすると、1か月また2か月で、就労適格と決まれば、そのあとは御本人がそこに就職してお給料として頂けるわけですか。

杉山障害福祉課長 そうですね。一般就労であればそのままお給料がもらえます。あとは先ほど就労系サービスは、就労継続AとBがあるとお話ししました。A型であれば基本的に雇用契約を結んでいき、B型であると最低賃金が適用にならないような作業となりますが、作業内容に応じて工賃が支払われるということになります。

山田伸幸委員 本人とそれから保護者、それと事業所を結ぶコーディネーターみたいな役割を果たすということなんですか。

岡手障害福祉課障害支援係長 この就労選択支援で、コーディネーター部分も担いますけれども、この就労選択支援の大きな強みは、これまで、この方にこういうサービスがあうのではないかというのはもちろん本人も含めて話はしてきましたけれども、この就労選択支援はこの最初のアッセ

ント事業所に通って作業を見てもらいながらアセスメントから最終的にシートが出来上がるまでの間に、障害者本人が共同して行う、本人を含めた形で進めていくというところが大きな違いとしてあります。

奥良秀分科会長 よりミスマッチを減らすということですかね。

岡手障害福祉課障害支援係長 はい、そうです。

中岡英二委員 80ページの下の流れで、分からないことがあります。障害者本人とありますが、これは障害の種別にかかわらず、障害の方全てが希望できるサービスなんですか。

岡手障害福祉課障害支援係長 この就労選択に限らずですが市の障害福祉サービスを利用するに当たっては身体、知的、精神、それから難病ということで、対象者が決まっております。その場合は申請ができます。

中岡英二委員 そうした中で利用を希望すると。そしてこの計画相談支援事業所がすごく大事なところと思うんですが、ここは、何人ぐらいで構成されて、どういう方が本人と、こういうアセスメントをつくっていかれるのでしょうか。

岡手障害福祉課障害支援係長 相談支援事業所は市内には6事業所あります。それぞれ事業所によって、相談支援専門員とって、この計画を立てる人数は、1名から3名までばらつきがあります。ただ、市内には6事業所ですが、市内だけで選ぶ必要はありませんので、宇部市の相談事業所を選ばれる方もいます。

中岡英二委員 どういうところで有料となるんですか。

岡手障害福祉課障害支援係長 その方の所得に応じてとなりますが原則は利用

の1割負担です。あとは非課税世帯と所得割の金額によって一部自己負担がある方がいます。

中岡英二委員　　こういう本人への情報提供等は随時あるとあります。計画相談支援事業所が働き先を本人に会う場所を決めていくと思うんですが、指定された事業所は市内で何件ぐらいあるんですか。

岡手障害福祉課障害支援係長　この就労選択支援事業所は、今後実施を希望する事業所が山口県に届出を行い、県が国の定めのある基準に沿って審査し、指定するため現段階では分かりません。ただ、現国が定める基準の要件として今言われておりますのが、就労移行支援または就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業所であって、過去に事業所から3年以内に3人以上の利用者が、新たに通常の事業所に雇用されたものとしてされており、要はその事業所サービスを使って一般就労に結びついた方が過去3年で3人以上いる事業所が指定を受けることができます。

中岡英二委員　　これは、御本人がこういう証明というか（聴取不能）

岡手障害福祉課障害支援係長　事業所名までは入らないのですが、この就労選択支援を希望されて申請されましたら、相談支援事業所の計画プランが出てきまして、それに沿って市のほうは、支給決定をしましたら、いつからいつまで使っているという受給者証を発行します。

古豊和恵委員　　例えば、A型なりB型に就労されるときに、障害のある方は、移動手段はどのようになるのでしょうか。

岡手障害福祉課障害支援係長　就労継続支援A型B型ありまして、B型は送迎がある事業所が多いのですが、中にはない場合もあります。A型に関しては雇用契約を結ぶという一般就労の一手前というところで、基本的には御自身でその事業所まで通所していただくということになります。

古豊和恵委員 先ほど最低賃金も多分ないかもしれないと言われたんですけれども、送迎がない場合は自分でバスなり移動手段を探して行かないといけないと思います。最低賃金がない場合にも交通費は全部自己負担となるのでしょうか。

岡手障害福祉課障害支援係長 そうですね。最低賃金によって交通費がというような決まりがありませんので、B型事業所で送迎があるところを選ばれたり、自転車等で通われたりされている方もいらっしゃいます。

前田浩司委員 ケース会議と書いてあります。実際に、他機関連携というのは、どういった機関が、このケース会議に参加されるのでしょうか。

岡手障害福祉課障害支援係長 利用されている方によって集まるメンバーというのは変わってくるかと思いますが、基本的にはこの就労選択支援事業所の支援員を中心として、計画を立てられた計画相談支援事業所の職員、それからその方が一般就労と言われる方の場合はハローワークの職員を呼ばれたり、A型、B型就労移行の事業所に行かれる場合はそちらの職員の方に声をかけて集まっていたということになります。

前田浩司委員 障害者の方の就労に向けてということはよく分かりました。人の判断なのかあるいは機械的な判断なのか。

奥良秀分科会長 多分、工程的には1番、2番、3番、4番とつなげていくかを言われているんだと思うんですが、それが人的なのか機械的なのかという質疑だと思います。

岡手障害福祉課障害支援係長 このサービスをするに当たって、機械によってアセスメントを出すとかいうものではありませんので、全て人的なものになります。

前田浩司委員 聞き方が悪かったかもしれませんが、例えば、人工知能みたいな、何かそういうデータみたいなものを活用するものを一部入れるとか、判定に結構厳しいんじゃないかなと個人的に思っているんですけど、そういった意味で質問させていただきました。

岡手障害福祉課障害支援係長 国から出ている限りではそういった判定するようなシステム等は出ておりません。

杉山障害福祉課長 81ページの①のところにニーズ、利用希望、賃金、暮らし方というところに少し小さい囲みがあります。その方が、細かい作業ができるのかできないのか、また、集中力がどの程度続くのか、また精神的に安定しているのかいないのかと本当に様々なんですね。またその方1人でずっと作業されるわけではなくて、やっぱり作業所というのはほかの方もいらっしゃいますので、単純に今もちろん提供されていませんけれども、機械判定で、その方の様子を、こうしたらうまくいくと判断していくのはとても難しいものだと思います。その環境が例えば明るいところのほうがいいのか、開けたほうがいいのか、この方はなるべく狭いところがいいとか、本当に多岐にわたるものでそういったことをアセスメントしながら、このほうが落ち着いて作業ができるねとか、こういった作業が向いているねということの一つずつ、本当に実地の現場と、あとは、例えば御家族が家だとかこういうふうになれば、興奮しても落ちつきが見られるとか、本当にそういった細かい調整をしていくことになるので、本当にある意味一人一人オーダーメイドでやっていくような作業になると思います。

前田浩司委員 ちょっとくどいようなんですけれども、今後やっぱりそういう判定資料みたいなものがあると、例えばこの人はこういう方面に向いているとか、そういった趣旨でちょっと発言させていただいたので、お許し願います。

古豊和恵委員 80 ページで、障害者本人が就労先、働き方についてよりよい選択ができるよということでした。障害のある方で、本人が働きたいという意欲があれば、その障害の度合いはどの程度から働けるのでしょうか。

岡手障害福祉課障害支援係長 障害の程度の度合いというのがそれぞれ、その方によって違ってくると思います。御本人の希望があって、その方がどのようなサービスだったら利用できるのか、一般就労できるのかというところを見極めるためのサービスとして今回この就労選択支援ができたと思っております。障害の種類及び程度という辺りもアセスメントしますし、就労に関する意向や考え方があったり、これまでどういったお仕事をしてきたりとか、就労のためにその方に必要な配慮や支援がどの程度あるのかとか、聞き取りを進みながら、サービスもしくは一般就労に結びつけていくことができたらと思っております。

古豊和恵委員 今まで働いた経験のある方は、そうだろうと思うんですけども、例えば、学校を卒業して初めて就職するとか、歩くのがやっとという方もやっぱりいらっしゃると思うんですよね。言葉がしゃべれないとか、そういう方たちも、働く意欲があれば、こういうサービスを受けられるということによろしいんですかね。

奥良秀分科会長 サービスを受けられる前の状況把握から入っていくと思います。そういった方達も、状況把握から入っていけるのかどうなのかという質疑です。

岡手障害福祉課障害支援係長 おっしゃるとおりです。

奥良秀分科会長 どんな障害がある方でも、働く機会は与えられるということですね。

杉山障害福祉課長 先ほどありましたけれども、障害者手帳を交付されているとか、障害年金を受給されている、あと精神通院の受給者証を持っているというような、国が対象者として認めている方であれば、その程度が重くても軽くても、このサービスを使うことができます。

吉永美子副分科会長 すみません、ちょっとよく分からなくて。現在、この計画相談支援事業所は存在しておりますよね。赤くなっているところが今ないと。だから就労選択支援事業所がないということですね。ということは、計画相談支援事業所に相談をして、B型とかA型とか、就労移行支援事業所に結びつけていただいたりするんだけど、ある面、知的障害とかでも軽い方々を一般就労に結びつけることは今できていないんですか。今の制度だと100%全くできないんですね。

杉山障害福祉課長 今も程度の重い軽いにかかわらず一般就労の方もいれば、就労系の障害福祉サービスを利用されている方もいます。計画相談というのは、高齢者でいうケアマネジャーのようなものなので、就労の働き方の相談というかそこも踏まえて、障害者の御本人の生活が例えば1週間とか1か月どの曜日に事業所に通って、どの曜日には趣味で時間を使いたいとか、サービスも使いながら、障害者御本人がどうすれば一番よりよく楽しく生きていけるか、生活できるかという全体を見るのが計画相談支援事業所になり、プランをつくります。就労選択支援事業所は、その中の、先ほどから言われている、働いてみたい、お金を稼ぎたいという方について、そこに特化したマッチングをするというもので、今までも計画相談支援事業所なりが直接その就労の事業所と話をしていましたけれども、きちんとその方に照準を当てて丸一月時間を取るというようなやり方はしてこなかったもので、就労だけに特化したマッチングの機会を取るため、このたび就労選択支援事業所とこのアセスメント、標準1か月かけてやってみようというサービスができたというものです。

吉永美子副分科会長 就労選択支援事業所は今後こういった事業所が担ってくださる事業所なんですか。どういうものなるんですか。

岡手障害福祉課障害支援係長 先ほどの説明と少しかぶるところがありますけれども、国が定める基準が、現在行っている就労支援事業所、就労継続支援事業所であって、過去3年以内に3人以上の方を一般就労へと結びつけたことがある事業所が就労選択支援事業所として、指定を受けることができます。

杉山障害福祉課長 補足します。80ページの下の図の右側に、一般就労したその上に就労系の障害福祉サービスがあります。ですので、こちらにある今の事業所が、新たに国が定める講習をもちろん受けることと、こういった事業所で過去3年以内に3人以上一般就労をさせていること。ですので、事業所の中だけではなくて一般就労のことも考えることができるよという事業所で、講習を受けた職員が就労選択支援事業所としてやっていくということになるので現場も分かるし、一般就労のことも分かるしということで、さらにそこで講習を受けて、スキルを高めていただいて、マッチングをより精度の高いものにしていただくというイメージになります。

吉永美子副分科会長 市内に就労選択支援事業所として受け入れることができる事業者が既に存在しているということによろしいということですね。

杉山障害福祉課長 はい、そのとおりです。

奥良秀分科会長 その他質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしということで審査番号13番につきまして審査を終了します。引き続きまして審査事業15番を行いたいと思います。執行部の説明を求めます。

杉山障害福祉課長 審査番号15番、のぞみ園更新事業について御説明します。

6ページの事業概要を御覧ください。のぞみ園は、生活介護のサービスを提供する施設で、昭和62年の開所から約40年が経過し、建物の老朽化が進んでいます。また、トイレの数が少なかったり、食事を作業室で取っていたりするなど、現状では不十分な設備であることから、これらを解消し、のぞみ園で提供する生活介護の質の向上及び安全の確保を図るため、新たに建物を整備します。なお、生活介護とは、日中に入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供を行う障害福祉サービスです。新たに整備するのぞみ園の位置については、90ページの配置図を御覧ください。左下の建物が現のぞみ園で、その北側が新たに整備する新のぞみ園です。続いて、91ページの平面図を御覧ください。これは建物平面図で、図面を横向きとして上が北、下が南になります。建物の南側網掛け部分が玄関と玄関ポーチ、スロープです。玄関から入ったところがホールで、その奥の広いところが作業室、さらに奥の広いところがこのたび新たに設置した食堂です。食堂の西側には、利用者の更衣室が1と2の二つあります。ホールに戻り、ホールを基準にその東側は南から職員室、その北にホール側から順に面談室、書庫、湯沸室があります。さらに北に同じくホール側から順に職員更衣室1、2、通路、和室があります。和室の北には、興奮した利用者が落ち着くことができるよう個室を二つ用意しています。もう一度ホールに戻っていただき、ホールの西側は、玄関を入ってすぐのところが保健室、その北にこのたび新たに設置した浴室、その奥が脱衣室とそのトイレです。その北は、職員用女性トイレ、職員用男性トイレが一つずつあります。その更に北に、利用者用のトイレを男性、女性それぞれ2か所ずつ合計四つ設置しています。なお、トイレは、現のぞみ園では合計2か所ですが、新のぞみ園では合計7か所に増えます。以上を配した建物の延床面積は394.10平方メートルで、この建物は平屋建ての木造建築です。この建物の外観については92ページを御参考ください。続いて、89ページを御覧ください。ここで、資料の訂正をお願いします。訂正箇所は④初期費用、運用費用のところ、2、上下水道

料金、3、電気料金の左側は「手数料」ではなく「光熱水費」です。確認が不十分であり、申し訳ありませんでした。この資料は、令和6年度及び令和7年度の予算及びスケジュールについて、整備の概要を①から④までに分けて整理しています。これまで、本事業については、令和4年度に基本設計、令和5年度に建設の実施設計と外構の実施設計、地質調査を実施しました。資料にありますとおり、令和6年度から建物の建設工事を開始しています。①建設工事は、建物の建設に係るもので、建物が完成するのは令和7年10月末の予定です。続いて②屋外付帯工事は、建物の外周りがほぼ完成する令和7年8月から外構整備を行うもので、令和8年2月末の完了を予定しています。③備品購入、イントラネット、電話は、事業運営に必要な備品を購入したり、電話やイントラネットを整備したりするものです。これら①から③までの工事及び整備を令和8年2月末までに完了し、翌3月以降は、新のぞみ園で、生活介護のサービス提供を開始します。④初期費用、運用費用は、建物の引渡しを受けた令和7年11月から必要となる建物の光熱水費等を支払うものです。詳細な令和7年度予算として、まず、①建物建設のため、①-5建築主体・機械設備工事分の工事請負費を1億7,790万円、①-6電気設備工事分の工事請負費を2,690万円としています。この工事に伴って、施工の際に図面と建設現場を照合して着実な施工とするため、①-3監理委託料を348万4,000円、設計者が工事中の質問や色彩計画を伝える①-4設計意図伝達業務委託料を122万4,000円としています。また、①-8建設工事完了後の建築確認申請を行うため、手数料を35万9,000円、全ての工事完了後に事後家屋調査を行うため、①-7家屋調査業務委託料を576万3,000円としています。②屋外付帯工事として、建設地の敷地内の舗装や駐車場の整備、排水処理などの外構整備を行うため、②-3工事請負費を5,250万円計上しています。③の建物完成後の整備として、新のぞみ園の事業運営に必要なものとして、冷蔵庫、椅子やテーブル、カーテンなどの備品を購入するため、③-1、③-2で備品購入費として合計386万1,000円を計上しています。また、イントラネット配線を敷設するため

③－３工事請負費を１５８万７，０００円、③－４電話の開通費用、③－５複合機移設費用として、手数料を合計４万５，０００円としています。④の建物引渡後の光熱水費等として、新のぞみ園が開園する令和８年２月までの④－１上水道加入金、④－２上下水道料金、④－３電気料金を支払うため、手数料を４２万５，０００円、光熱水費を合計２４万２，０００円、建物の機械警備を行うため、④－５警備委託料を２３万４，０００円としています。また、令和７年１１月から令和８年３月までの④－４建物の保険料として３万８，０００円を計上しています。令和８年３月の開園後は、建物保険を除き、指定管理者である山陽小野田市社会福祉事業団が新のぞみ園で生活介護サービスを提供するための事業費として、建物の光熱水費を支払います。以上を合計した歳出予算額は、２億７，４５８万１，０００円です。これらの財源は、全て一般財源です。説明は以上です。御審査のほどよろしく申し上げます。

奥良秀分科会長 執行部から説明が終わりましたので質疑を求めたいと思います。入札のときにもかなり詳しく説明をしていただいて、その反復になっていると思います。

古豊和恵委員 もう聞いたかも分からないんですけど、ここの建物の坪単価は幾らでしょう。

松本障害福祉課課長補佐 建築主体工事、機械設備工事費と電気設備工事費を足したものでよろしかったでしょうか。（うなづく者あり）契約金額が合計で２億７，５９９万円になります。これを床面積３９４．１平米で割りまして、１坪が３．３平米と換算しまして、計算しますと約２３１万円になります。

古豊和恵委員 坪単価２３１万円が高いのか安いのか分からないんですけど、普通から考えたら高いように思うんですけども、いかがでしょう。

奥良秀分科会長 妥当性ということだと思います。

松本障害福祉課課長補佐 これは建築住宅課に問い合わせまして回答を得ています。建設費が妥当かといったところですが、数年前から建設費は急上昇しているというところでありまして、物価上昇と週休2日制の導入の二つの要因がございます。それらによって上昇したことを考慮すると、のぞみ園の建設費は適切な金額だと回答を頂いております。物価上昇については、刊行物単価本というのがございまして、そちらの建築施工単価は、2020年から2024年の5年間で、約1.4倍の物価上昇率となっております。また、週休2日制の導入ですが、山陽小野田市では令和4年10月から週休2日制を導入しておると聞いております。工事に当たっては、週6日の労働から週5日の労働に変更になったため、工期が長くなります。工期が長くなるとそれだけ経費が加わってきますので、工期が長くなれば契約金額が上がるということになる。先ほど言った坪単価っていうところですが、ハウスメーカーの坪単価は大体80万円から150万円と言われているそうです。本物件に関しては、地盤が軟弱であるというところもあって、柱状改良の方式でくいを打っております。そのために平屋建てであるということを考えますと通常の住宅よりは割高であるというところで妥当な金額だと思われまして回答を頂いております。

中岡英二委員 関連して週休2日制になって、どれぐらい工事期間が長くなったんですか。

松本障害福祉課課長補佐 週休2日制を導入する以前の日数というのは分かりませんが、契約日が令和6年9月27日から工期が始まって、令和7年10月31日までの13か月となっております。

中岡英二委員 延びて13か月ですね。その前はどれぐらい。その前が分らないと。

松本障害福祉課課長補佐 週休2日制ではない工程表がないので分かりません。
すみません。

奥良秀分科会長 もう週休2日じゃないといけないってことですかね。(答弁なし)

古豊和恵委員 のぞみ園ですけれども、現在、何名の方が利用されて、今度新しくなって令和8年度は何名を予定しているのか教えて……

奥良秀分科会長 令和7年ですかね。

松本障害福祉課課長補佐 令和7年1月現在の数字ですが、定員は20名になります。登録者数は18名になっております。令和8年3月の開園時に、その18名登録者数が、どのようになっているかは不明ですが、現時点では18名というところで回答となります。

吉永美子副分科会長 92ページですけれども、スロープがございます。これは車椅子の方用でしょうか。

松本障害福祉課課長補佐 車椅子の方を想定しております。

吉永美子副分科会長 そうすると、ここの下の外部主要仕上げ表で、スロープには視覚障害者の点字ブロックというのがありますけれども、車椅子の方のスロープのところに、視覚障害者の方の点字ブロックが入るということになるのでしょうか。

山本建築住宅課主査兼建築係長 審査資料の91ページを御覧ください。中央下部に玄関のスロープがあるかと思えます。大きく見ますと、玄関ポーチのところに点字ブロックがございます。スロープ部分には網かけ

部分しかありませんので、スロープの中には点字ブロックはございません。

山田伸幸委員 この建物の基本構造はどういったもので造られているのでしょうか。

山本建築住宅課主査兼建築係長 木造となります。

山田伸幸委員 木造というのは、近年、重宝されています。しかし、メンテナンスを非常に頻繁に行っていないと長もちしないというようなことも言われていますけど、そういったことも考慮されたのでしょうか。

山本建築住宅課主査兼建築係長 建物としては木造でありますけど、その外周を防火サイディング及び屋根をスレートと言われる不燃材料で囲っておりますので、一般的な鉄骨の建物とそう大差ない仕上げとしています。ですから、躯体部分で木が露出していることはないので、メンテナンスについては配慮して設計しております。

山田伸幸委員 あの辺り一帯は、もともと湿地でそういった対応が考えられたのかなと思ったんですけれど、その辺も配慮された設計となっているのでしょうか。

奥良秀分科会長 そのために地盤改良をされていると思いますので、その辺の説明をお願いします。

山本建築住宅課主査兼建築係長 湿地であるという御指摘がありまして、それは地盤改良をして、くい基礎をして、安全性を保つようにしています。それとは別に、外周建物の外周部で、ちょっと繰り返しになりますけど、サイディング、セメントの板で固めて、屋根もセメントの板で固めておりますので、木を露出させて造っているわけではないので、耐久性等も

配慮しております。

吉永美子副分科会長 先ほど聞きました車椅子の方のためのスロープですが、これ多分角度が何度までっていうのは決まっていると思うんです。その辺のことは当然ながら精査された中で、スロープを造っておられますよね。それがまず1点です。

奥良秀分科会長 ユニバーサルデザインということですが。

山本建築住宅課主査兼建築係長 先ほど御説明しました審査資料91ページ、中央下のスロープのところですけど20分の1と書いてあります。大体15分の1から20分の1で、かなり緩やかなほうで設計させていただいております。

吉永美子副分科会長 浴室を新設ということでしたが、これはいわゆる通所者全員が使われるという想定の下で造っておられますか。みんなで入るといんじゃないですよ。

松本障害福祉課課長補佐 全員というところまでは事業所からは聞いておりませんが、希望のある方がいらっしゃるということで、その数までは聞いておりません。すみません。

吉永美子副分科会長 そうすると要は、スロープは車椅子の方を想定して造っているということは、車椅子の方が希望されれば、浴室は使えるという、いわゆる先ほど、ありましたけどユニバーサルデザインになっているということによろしいですか。

松本障害福祉課課長補佐 そのとおりで、床面が全部フラットになっておりまして、入浴の際の補助は支援員が2名で行うと聞いております。

山田伸幸委員 建物の立面図のみ見させていただいておるんですけど、もし火事の際に、皆さんが安全に避難できるのかと考えたんですけど、その辺はどんなでしょうか。

松本障害福祉課課長補佐 北側にもスロープがありまして、安全に避難すると言ったら、日常で活動されている場所は作業室になります。作業室から北に向かって、避難していただくことがまず一つと。それと作業室の東側が出入口というか、開口が広い窓になっております。ここで材料などを搬入するように想定しておりますので、そちらのほうから避難するということもできます。

奥良秀分科会長 まだ先の話ですけど、避難計画とかもきちんとつくられるということでよろしいですね。もちろんそうだと思いますが、よろしいですかね。

松本障害福祉課課長補佐 事業所は感染症対策や、災害時の避難マニュアルをつくらないといけないので、そういったところは対策されるはずですよ。

奥良秀分科会長 その他に質疑を求めます。のぞみ園の更新事業について、ほかに質疑ありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは審査事業15番についての審査を終わって、予算書に移りたいと思います。予算書が140ページからです。

山田伸幸委員 141ページ、12節相談業務委託料1,530万円と、かなり高額なんですけど、これはどういったところにどういった内容を期待して委託されるのでしょうか。

岡手障害福祉課障害支援係長 この相談業務委託料は、相談支援事業所のぞみに障害福祉サービスの利用につながらないケースやサービス利用までの一般的な相談を委託しております。今、金額のことをおっしゃられました

たが、令和7年度からは委託内容と委託料の積算根拠の見直しを行いました。その結果この金額となっております。

山田伸幸委員 相談業務というのはどういった内容になるんですか。

岡手障害福祉課障害支援係長 一般的な相談と相談につながらないケースと、先ほど御説明させていただきましたが、多種多様な相談を受けていただいております。先ほどの計画相談支援事業所は通常のサービスが始まって、そのサービスの利用がどうかというところを主に相談員が対応しますが、こちらの相談業務に関しましては、そういったサービスとは関係がないところ、その方の家族だったり御本人の受診状況であったり、お金の管理であったりといった様々な相談に対応しております。

吉永美子副分科会長 いつも聞きますが、システム改修委託料について、積算根拠をお願いします。

松本障害福祉課課長補佐 このたびシステム改修につきましては、令和7年10月から始まる新しい障害福祉サービス、先ほど審査にありました就労選択支援に対応するためのシステム改修となります。内訳としましては、パッケージ費用が税込みで110万円、改修作業の費用として69万3,000円、合わせて179万3,000円となっております。

吉永美子副分科会長 このパッケージは、もう基本的に決められた金額になっているということですね。精査ではなくて。

松本障害福祉課課長補佐 パッケージの中身とすれば、先ほど岡手が説明したと思いますが、受給者証の印字だとか、サービスの支給決定と管理、それと、国民健康保険団体連合会に審査支払いを行うようになりますので、その業務に対応する改修になります。

古豊和恵委員 その上の役務費の手数料650万9,000円は何に対するもの
の为什么呢。

岡手障害福祉課障害支援係長 この手数料の中にはサービス等を使ったときの
国保連合会がその審査を行う手数料も含まれております。あとはサービ
スを使うに当たって、医師意見書作成料等、この手数料の中に含まれて
おります。

奥良秀分科会長 詳細に分けることは難しいですか。

杉山障害福祉課長 手数料の内訳について御説明します。少ないですが、9,
000円ほどタイヤの脱着手数料、これは冬用タイヤに替える手数料を
ここで計上しております。それから福祉医療費制度がありますが、こち
らに係る審査の手数料が352万8,000円。それから、先ほど岡手
が申しましたサービスの審査に係る手数料等で234万9,000円。
それから、医師意見書の作成料、これは医療機関に様々依頼しますが、
そちらに払うもので52万3,000円となっております。

吉永美子副分科会長 このたび、いわゆる令和7年度には、今年度あった翻訳
料がなくなっておりますが、これはどういった原因でしょうか。

幸池障害福祉課障害福祉係長 翻訳筆耕料につきましては、意思疎通支援者を
派遣する翻訳料としてお支払いをしていたんですけども、委託先を変
えた関係で、今回はその意思疎通支援事業（単独）の委託料として、別
の費目からお支払いをするようになっております。

奥良秀分科会長 141ページまでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）
続きまして、143ページまでよろしいですか。漏れがないように。

古豊和恵委員 143ページの上から4番目、日中一時支援事業委託料は昼間

に支援が必要な人に、希望するときに利用する金額だと思うんですけど、
昨年は1,495万2,000円、今回が1,797万6,000円と、
随分上がってると思います。利用者が増えたんでしょうか。これはどう
してでしょうか。

幸池障害福祉課障害福祉係長 こちらにつきましては、過去の実績を見ますと、
利用時間及び人数が増加しており、その分費用を追加しております。

古豊和恵委員 何人ぐらい増えたのでしょうか。

奥良秀分科会長 何人の予算になってるかということをお願いします。

幸池障害福祉課障害福祉係長 実績のほうで言いますと、令和4年度953人、
令和5年度1,035人で、人数が増えてきており、日数につきましても、
令和4年度7,115日、令和5年度7,447日と増えてきており、令和6年度の決算見込みを出した際にも、こちらの数値が伸びる傾向が見られましたので、それを加味して出しております。

奥良秀分科会長 加味したということですけど、要は予算としては何日とか、
何人とかという計算はされていないんでしょうか。

杉山障害福祉課長 今、申しましたが、令和6年度の決算見込みが、およそ1,
800万円程度となっており、それとほぼ同等と見込んでおります。で
すので、利用人数は1,136人、それと利用日数は時間によって違
いますので、人数を1,200人弱と見込んで、一月の平均の利用時間、
金額から算出したということになります。

奥良秀分科会長 よろしいですかね。143ページまで行ってます。19節扶
助費が上がってきてるのも、受けられる方達が増えてきたのかなという
ような、令和7年度の予算になってるんでしょうか。細々ではちょっと

難しいと思いますけど。

岡手障害福祉課障害支援係長 それぞれのサービスごとに、昨年度の当初予算とずっと比較をしております。見込みとしましては、予算を立てる夏頃の利用人数であったり、それまでがちょうど5か月分でしたので、5か月の月間の月平均人数で、令和7年度の人数を見込んで、それぞれ積み上げていった結果、扶助費として上がっているというところもありますし、人数だけではなくて、国のほうが出すサービスごとの単価っていうのがあるんですが、それもやはり年齢が少しずつ上がってきておりますので、そのためと思われれます。

杉山障害福祉課長 補足します。令和6年度から令和7年度にかけて、予算費目としての支出はあったんですけども、計画相談支援給付費、地域定着支援給付費、地域移行支援給付費、障害児相談支援給付費というこの四つの費目については、これまで手数料のほうに上げておりましたが、19節のこれは先ほど計画相談の話がありましたように、プランを立てたりというものなので、単なる手数料というよりは扶助費のほうの方が妥当ではないかということで、他市の状況も調査した結果、こちらに計上しております。こちらだけで4,000万円弱ありますので、19節はそのような理由から増えております。

古豊和恵委員 視覚障害者の方の同行援護給付費も10万円ぐらいは増えてますけれども、これは人数が増えたということではなくて、やはり人件費の関係なんでしょうか。

岡手障害福祉課障害支援係長 同行援護費は、委員がおっしゃられたように視覚障害の方の移動を支援するサービスになります。予算を見込む段階では1名の方が利用しておりまして、月平均で見ますと、2名の方が利用しておりましたので、令和7年度は2名分ということで計上しておりますので、令和6年度よりも上がっております。

奥良秀分科会長 143ページまでなければ、145ページ全部です。

中岡英二委員 145ページの福祉タクシーの助成費で、利用者が減ったと思うんですけど、どういう状況で減っていったんでしょうか。

幸池障害福祉課障害福祉係長 状況としましては、交付人数や使用枚数が減少しております。使用枚数につきましては、令和4年度は2万7,847枚が、令和5年度には2万2,981枚と大きく減少しており、交付人数につきましては、令和4年度が1,102人、令和5年度が1,051人と年々減少しております。

吉永美子副分科会長 保育所等訪問給付費ですけれども、今年度と比べて今年度は10倍以上になっています。この原因を教えてください。

岡手障害福祉課障害支援係長 保育所等訪問支援が保育所やその他の児童が集団生活を営む施設に事業所の職員が行って支援を行うものになるんですが、こちらの主な原因は利用者の増加によるものです。令和6年度は、利用者が2名だったんですけれども、現在8名の利用があります。増加の原因の一つとしましては、令和6年4月に、市内に保育所等訪問支援事業を行う事業所が開設して、そこで需要が増えたということが挙げられます。

山田伸幸委員 上の4分の1辺りにある難聴児補聴器購入費等助成費17万円とありますが、この単価は幾らなんでしょうか。

幸池障害福祉課障害福祉係長 単価としましては、まず軽度中等度難聴用補聴器、こちらを基準額4万4,000円1件と、4万6,400円を1件、それと、重度難聴用補聴器として、5万9,000円を1件、7万1,200円を1件、あと修理で9,500円を2件ほど見込んでおります。

吉永美子副分科会長 助成額としては3分の2となっています。なぜ3分の2と決めておられるんですか。助成額の決め方ですね。

幸池障害福祉課障害福祉係長 こちらの難聴児補聴器購入費等助成費につきましては、県の事業となっております、3分の2の公費のうち、2分の1ずつ県と市と分けてお支払いをしております。

奥良秀分科会長 145ページまでよろしいでしょうか。先ほど質問ができなかったんですけど、園用器具費等、今、物がなかなかない状況で、かなりもう工期がせっぱ詰まってきたときに物があるのかなというのがあります。その辺は、工期内で大丈夫ということよろしいでしょうか。

松本障害福祉課課長補佐 工期内で大丈夫なように、早いうちから入札を行って確保したいと考えております。実際には全部を備品購入するのではなくて、現のぞみ園で使えるものは移行して、継続して使用していただきます。また、面積が広くなった分、当然必要なものとか、新しくするものについては、備品購入で対応したいと考えております。

奥良秀分科会長 審査番号の②番を終了してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）歳入はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）歳入も質疑なしということで、審査番号②番について終了いたします。18時45分から再開いたします。休憩入ります。

午後6時35分 休憩

午後6時45分 再開

奥良秀分科会長 休憩を解きまして、分科会を再開いたします。続きまして審

査番号3番、高齢福祉課、福祉指導監査室ということで、こちらは審査事業がありますので、審査事業14番につきまして、執行部から説明を求めたいと思います。

尾山福祉部次長兼高齢福祉課長 それでは、審査番号14番、加齢性難聴者補聴器購入助成事業について御説明します。84ページをお開きください。こちらの資料で説明します。1、事業概要を御覧ください。難聴は、認知症の予防可能なリスク要因として影響が大きいという報告があることから、認知症予防の取組の一つとして、中等度難聴者を対象とした補聴器購入助成制度を創設するものです。2、対象者を御覧ください。本事業の助成対象者は、①市内に住所を有する65歳以上の者、②補聴器購入希望者本人の住民税が非課税であること、③聴覚障害に係る身体障害者手帳の交付を受けていないこと、④会話音域の平均聴力レベルが両耳で40デシベル以上の者、⑤医師が補聴器の使用が必要であることを認める者。以上の①から⑤までの全ての要件を満たす者としております。なお、40デシベル以上の状態というのは、85ページに記載していますように、難聴程度で言えば中等度難聴以上の状態となります。84ページにお戻りください。3、助成額は、補聴器購入費用の2分の1、上限額を3万円としております。4、対象者及び助成額の試算です。まず、対象者につきましては、日本補聴器工業会のジャパントラック2022調査報告から年代別の難聴者割合を引用し、本市の65歳以上難聴者人口を5,379人と見込みました。また、65歳以上の非課税者数から非課税者割合を34.1%と算出し、さらに、実際に補聴器を購入し助成を申請する割合を他市の例を参考に5%と想定し、それらを掛け合わせ、助成対象者数を92人と見込みました。助成額の上限額3万円を92人に助成することを想定し、276万円を計上しております。83ページをお開きください。令和7年度の予算額276万円は、全額加齢性難聴者補聴器購入費助成金で、財源は全額ふるさと支援基金を充てています。説明は以上です。御審査のほどよろしく申し上げます。

奥良秀分科会長 執行部からの説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。

山田伸幸委員 先日もこの事業のことが、ある場所で非常に盛り上がりまして、そのときに言われていたのが、住民税非課税としたことに対する意見です。多くの方が、耳は悪いんだけど住民税ぐらいは払っているということで、せっかく利用しようかと思ったけど、対象外になるということで憤慨しておられたんです。なぜ住民税非課税とされたんでしょうか。

竹内高齢福祉課課長補佐 補聴器は高額なものも多く、購入には経済的な負担がかかるため、限られた財源の中で必要とされる方に助成ができるよう対象者を検討した結果として、非課税者というところを対象としております。

古豊和恵委員 助成者見込み割合を、5,379人掛ける34.1%掛ける5%。この5%の根拠は何でしょう。

竹内高齢福祉課課長補佐 本市と同様の制度設計をしている他自治体の決算状況等を確認させていただきまして、こちらの5%を算出しております。

古豊和恵委員 他市と比べてと言われましたけど、どこの市でしょうか。

竹内高齢福祉課課長補佐 3市ほど参考にさせていただきました。一つは島根県の益田市、そして、東京都の小平市、そして千葉県鎌ヶ谷市になります。

古豊和恵委員 全国で3市が大体同じレベルだったということですかね。

竹内高齢福祉課課長補佐 制度設計は様々ございますが、うちと同じ条件ということで算出しました。もちろんこの三つだけというわけではないと思

いますが、確認したところ、この3市が該当しましたので、こちらを参考にさせていただきました。

古豊和恵委員 補聴器購入額の2分の1で3万円が上限となっていますけれども、故意ではなく、補聴器も壊れることがあると思います。その場合はどうなるのでしょうか。

竹内高齢福祉課課長補佐 このたびの助成につきましては、修繕費等は対象とはしておりません。ただ、84ページの対象者のところで、1から5までの条件を出しておりますけれども、実際に要綱を策定するときには、6番目の条件として、助成金の交付を受けたことがないもの、ただ、助成の決定を受けた日から5年を経過したものを除くという条件を付す予定です。この5年というのが、補聴器の耐用年数が一応約5年と伺っておりますので、この5年を経過した場合であれば、再度の助成も可能と考えております。

奥良秀分科会長 それは、最初に入れとかなないと。この資料2の中で入ってないってというのはどうなのかなっていうのがあるんですが。

竹内高齢福祉課課長補佐 このたび新規での創設ということでしたので、5年経過というところの部分については除いておったということになります。失礼いたしました。

古豊和恵委員 ほかに除いてるものはないですか。

竹内高齢福祉課課長補佐 ございませぬ。

古豊和恵委員 この補聴器は、私は両方でワンセットかなと思ってたんですけど、何か別々だと聞きました。その辺りはいかがでしょう。

竹内高齢福祉課課長補佐 片耳だけを利用されている方もかなり多数いらっしゃるかと認識しております。実際先ほどのジャパントラック2022調査報告では、両耳使用の方が43%、片耳使用の方が57%ということで、片耳利用の方のほうが多いという結果も出ております。

古豊和恵委員 それでは、この3万円の補助は、片耳だけでも3万円は出るということでしょうか。

竹内高齢福祉課課長補佐 対象者の条件を満たしておれば、片耳であっても助成の対象となるようにしております。

吉永美子副分科会長 加齢性難聴者の見込数を5,379人と出された根拠をお知らせください。

竹内高齢福祉課課長補佐 先ほどのジャパントラック2022調査報告によりますと、65歳から74歳までの難聴者率は14.9%、75歳以上の難聴者率が34.4%となっております。こちらを本市の人口に掛け合わせまして、65歳から74歳は1,348人、75歳以上が4,031人、合わせて5,379人と算出しております。

吉永美子副分科会長 全国的な流れとして、これを使うのが妥当であると、全国の自治体がそういう考え方でしょうか。

竹内高齢福祉課課長補佐 全国の自治体でこの数字を使っておるかは把握できていないんですが、参考とさせてもらった、例えば岩国市は、やはりこの数字を使って算出をされておられました。

吉永美子副分科会長 この34.1%の出し方について教えてください。

竹内高齢福祉課課長補佐 こちらは第9期の介護保険料を算出する際の非課税

者を65歳以上の方の場合7,087人と算出しておりますので、令和6年4月1日の高齢者人口を分母としまして、割合を掛けて34.1%を算出したところです。

吉永美子副分科会長 これの対象者として、聴覚障害に係る身体障害者手帳の交付を受けていないこと、当然そうなんです、この手帳の交付を受けるのは、このデシベルという関連では、幾つからになると交付になりますか。

竹内高齢福祉課課長補佐 両耳で聴力レベル70デシベル以上の方、また、片耳50デシベル以上、片耳90デシベル以上の条件を満たした方であったと思います。

吉永美子副分科会長 先ほど、考え方として3万円が上限なので、両耳つけようが3万円は変わらないということですよ。ただ、この考え方として、両耳をつけている方は50%に行っていないということですけども、市内のそういったこと、いわゆる補聴器を扱っているお店で見ると、眼鏡で半分はありませんよって書いてあるんですよ。眼鏡が確かに片目だけの眼鏡ってないですよ。それでお聞きすると、やはりこういったときに入ってみなきゃいけなくなると、片方だけしかつけてなかったら、ということがあるわけですから、本来であれば、市の考え方としては、両耳をつけたほうがベターであるという考え方を持つべきだと思いますが、いかがでしょうか。

竹内高齢福祉課課長補佐 専門家ではないのでなかなかお答えしにくい部分もあるんですが、それぞれの方に合った状態で補聴器を使用されるということが適当であろうと考えております。

尾山福祉部次長兼高齢福祉課長 少し補足でございますが、対象者の要件の中に、医師が補聴器の使用が必要であることを認める者としておりますの

で、医師によってその辺りの的確な助言が受けられるのではないかと考えております。

吉永美子副分科会長　それと先日申し上げたところですが、やはりこれがより効果的な事業となるためには、今、自分がどういう状況なのかということを中心にチェックして、それから医師のほうに、要は病院に行っていていただくという流れをつくるべきだと思っています。そういったアピールを是非、本当は市として無料で、聞き方について、どういう状況だということをしていただきたいわけですが、いかにこの効果的な事業になるかっていう取組はとっても大事だと思うんですが、お考えをお聞きます。

尾山福祉部次長兼高齢福祉課長　一般質問のときも御回答させていただきましたが、やはり必要な方がこの制度に結びついていくということは非常に重要なポイントだと考えております。この制度の周知と併せて、自己チェックができるようなものをチラシやホームページ等に組み込んだり、また、通いの場でチラシを配布したり、こういったものは高齢福祉課でも実施していきたいと考えております。

吉永美子副分科会長　あまり民生委員に頼ってばかりいけないと思うんですけども、こういった制度が始まったということを調査に行かれたときにチラシをお渡しするとか、何かのいろんなつて、ツールを使って知らせていく。自分はやっばつけたほうがいいんだなって思ったらそちらに導く。それが認知症予防にもつながる。いいローテーションなと思いますので、民生委員さんの力も借りることも含めた、本当いろんな手法を考えていただきたいと思うんですがいかがですか。

尾山福祉部次長兼高齢福祉課長　民生委員の定例会等に定例的にうちの職員が参加しておりますので、そういった場をお借りして、しっかりと周知をさせていただきたいと考えております。

山田伸幸委員 特記事項にいつからやるかということで、準備が整い次第となっているんですけど、大体いつ頃をめどに考えておられますか。

竹内高齢福祉課課長補佐 こちらの予算が可決されましたら、市民の方々や販売業者などへの周知等を行う予定としております。その準備が整い次第ということで考えておりますが、具体的にというのが、期間が難しいところはあるんですが、7月、8月頃を目指して頑張りたいと思っております。

中岡英二委員 この要件の中の（5）の中で、医師が補聴器の使用が必要であることを認めるものとあります。この医師の意見書は有料ですか。

竹内高齢福祉課課長補佐 診断書等に関しては恐らく有料になろうと思います。

中岡英二委員 この診断書費用は自己負担でしてくれということですね。

竹内高齢福祉課課長補佐 そちらはあくまでも申請書への添付書類という形になりますので、自己負担でお願いをしたいと思っております。

吉永美子副分科会長 意見書を頂くときに五千円幾らかかるといったような基準になってしまうということですか。

竹内高齢福祉課課長補佐 こちらの医師の意見書は要綱上の様式で定める予定としておりますので、こちらを書いていただくことについて、医師の方に診断書と同じような料金を払わないといけないかどうかというのが、こちらでは分からない状態です。もしこの意見書様式で書くぐらいであればということであれば、お金はかからないのかなとも思います。

吉永美子副分科会長 3万円を頂くために5,000円ぐらいかけてたらとて

も気の毒な話なので、それは手帳をもらうときには要るわけだからそれを言うとななるかもしれません。でも、この加齢性難聴の障害手帳まで行かない方に対してなので、本当に配慮していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。いかがでしょうか。

竹内高齢福祉課課長補佐 検討させていただきます。

奥良秀分科会長 フォーマットですね。そういったものも、市内の医師会かもしれませんけど、そういうところと確認しながら、お金がかからないようにということが、今の副会長の発言だと思いますので、その辺はまた検討していただけるということでよろしいでしょうか。

竹内高齢福祉課課長補佐 そうですね、調整をしたいと思います。相手があることなのでお約束はできないんですが、十分に検討させていただこうと思います。

奥良秀分科会長 それと、先ほど来から出ている84ページの4番の対象者のアのところでは用いられている数字の根拠は何かあるんでしょうか。今、この指標を使っていますよと言われてるんですけど。それをどのように根拠を持たれて使われているのかというのはありますか。ただ、たまたまそういう数字があったっていただけなのか、きちんと根拠があって使われているのかが分かれれば。

竹内高齢福祉課課長補佐 こちらは先ほど来から言っておりますジャパントラック2022というところの数字を根拠とさせていただいております。こちらについては、一般社団法人日本補聴器工業会というところが、一般の人々が聞こえの不自由さや補聴器についてどのように考えているか、補聴器の使用状況はどうなっているかなどについての実態調査を行ったものになっております。かなり大規模な調査ということもありますので、その調査の中に、先ほど言った難聴者の割合というのが示されております。

したので、そちらを根拠とさせていただきます。

奥良秀分科会長　それが信用し得るものであるということでよろしいんですね。

竹内高齢福祉課課長補佐　そのように考えております。

奥良秀分科会長　その他、加齢性難聴の補聴器についてよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、14番の審査事業を終了いたしまして、予算書に移りたいと思います。予算書が136ページから始めたいと思います。1項1目繰出金ですね、141ページです。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）続きまして146ページ。

前田浩司委員　147ページの13節使用料、機械器具賃借料は何でしょうか。

藤永高齢福祉課高齢福祉係長　13節機械器具借上料は、現在市内にある老人福祉作業所の熱中症対策として、夏の時期にスポットクーラーを整備することを予定しておりますので、スポットクーラーのリース料となります。

山田伸幸委員　12節委託料に、測量調査委託料が449万9,000円計上されておりますが、この目的は何でしょうか。

竹内高齢福祉課課長補佐　こちら、ケアセンターさんような関係になります。令和6年度に測量分筆業務を実施したところなんですが、過去行われた測量が古いものでして、この測量によりまして、土地の境界にちよつとずれが生じたところなんです。このずれによりまして、ケアハウスさんような浄化槽の一部が、市が所有する隣接土地の一部にかかることになったことから、この部分を分筆するために測量を行うものになります。

中岡英二委員　先ほどの13節機械器具借上料は福祉作業所の冷房器具と言わ

れましたが、福祉作業所は何か所ぐらいあって、どこですか。

藤永高齢福祉課高齢福祉係長 老人福祉作業所につきましては、条例設置しており、市内で4か所あります。具体的には、楽和園、厚狭陶好会館、親和荘、むつみ荘の4施設になります。

吉永美子副分科会長 今、御答弁があったケアセンターさんような関係で、この測量調査が終わったらもう1回売りに出すということによろしいですか。

竹内高齢福祉課課長補佐 測量調査には大分時間がかかるようになりますので、できれば売却業務とは並行して行っていきたいと思っております。測量調査の結果を待たずに、一応売却は進めていくと、入札の準備を進めるという予定でおります。

古豊和恵委員 ケアセンターさんような測量調査は、昨年343万円、今年は449万9,000円で、毎年委託料がかかるものなんですか。

竹内高齢福祉課課長補佐 令和6年度と令和7年度で、それぞれ測量する土地が違っております。金額が違うのは面積の大小によるものでして、このたびの令和7年度予算のほうが、測量面積土地が広がっておりますので、令和6年度よりも金額が上がっておるということになります。

古豊和恵委員 ケアセンターさんようは、そんなに広い土地ですか。年度をまたいで両方で800万円近くをにかけて測量するほど広い土地だったんでしょうか。

竹内高齢福祉課課長補佐 当初は、令和6年度の測量で全てが完了する予定でしたが、先ほど御説明したとおり、ちょっと境界にずれが生じまして、市が所有する隣接土地の一部、こちらについても、分筆をする必要が出

てきたことから、新たにこちらの測量調査委託料を予算計上させてもらっております。

古豊和恵委員 それでは前回でなくて、今回新たに測量した分が449万9,000円よろしいですか。令和7年度の予算額が449万9,000円で。

竹内高齢福祉課課長補佐 はい、そのとおりです。

奥良秀分科会長 いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）委託料で、相談業務委託料がなくなった理由は何かあるのでしょうか。

藤永高齢福祉課高齢福祉係長 令和6年度までありました相談業務委託料は、社会福祉協議会に委託していた心配事相談の委託料となります。こちらの事業は、市内5か所で毎月民生委員による高齢者の相談窓口を設置するものでしたが、これは過去において、高齢者の相談窓口が十分整備されていなかったということで始まった事業と考えております。現在は、年間95日程度窓口を設置しておりますが、相談者は31名となっております。3回のうち2回は相談者がいないまま、民生委員が待機するという状況が生じておりました。昔に比べて、地域包括支援センターの周知も進んできており、電話や訪問による相談も実施できる体制が整っておりますので、この事業は終了することとしております。

奥良秀分科会長 続きまして、老人の日行事補助金がなくなっているんですが、これについての理由は何かあるのでしょうか。

藤永高齢福祉課高齢福祉係長 老人の日行事補助金は、これまで地区社会福祉協議会に敬老会運営補助金として、敬老事業を実施するために補助金を交付しておりました。令和7年度からは、地域づくり交付金に含まれて一括交付することとしておりますので、予算からは削除されております。

奥良秀分科会長 地域づくり交付金ということは、RMOということによろしいんでしょうか。

藤永高齡福祉課高齡福祉係長 おっしゃられるとおり、RMO地区運営協議会に対して従前の補助金等を一括して交付するものとなります。

古豊和恵委員 報償金で、ねんりんピック出場者祝い金とあります。昨年も今年もありますけれども、これは毎年何人ぐらい出られてるんでしょうか。

藤永高齡福祉課高齡福祉係長 ねんりんピックの出場者は年によって異なります。令和6年度は、出場者が7名となっておりまして、予算は人数がはっきりしませんので10名で毎年計上させていただいております。

古豊和恵委員 ねんりんピックの出場者は、年齢的に何歳から何歳までが出場可能なんでしょうか。

藤永高齡福祉課高齡福祉係長 ねんりんピックの出場者は、主には60歳以上の高齢者が出場する大会となっております。

古豊和恵委員 上限はないということよろしいですか。

藤永高齡福祉課高齡福祉係長 おっしゃられるとおりです。

奥良秀分科会長 よろしいですか。147ページまで。（「なし」と呼ぶ者あり）続きまして149ページです。

古豊和恵委員 扶助費の中で一番下の無年金者特別給付金というのは、どういったものんでしょうか。

藤永高齢福祉課高齢福祉係長 無年金者特別給付金は、国民年金制度、その他の公的年金の制度において、年金制度創設時、御自身の責によらずに年金を受けることができない方が生じておりましたので、その方を救済するために給付金として交付するものです。これまで数名ほど受給者がいらっしゃいましたけれども、現在は山陽小野田市では対象の方はいらっしゃいません。今後、転入等で該当の方が出てくる可能性がありますので、粹取りとして計上させていただいております。

吉永美子副分科会長 御自身の責によらずというのは、何で責任なくしてもらえないということになるんですか。

藤永高齢福祉課高齢福祉係長 年金制度創設時の制度のはざまにいらっしゃった方と認識しておりまして、国籍であったり、障害初診日が海外滞在中の方が該当になります。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

奥良秀分科会長委員 149ページまでです。

尾山福祉部次長兼高齢福祉課長 先ほどの147ページのところで、老人の日の行事補助金がなくなっているというところの回答で、少し追加をさせていただけたらと思います。先ほど、担当が申したとおり、この敬老会の補助がRMOのほうに地域づくり交付金に含んで一括交付をするような形にはなっておりますが、これは敬老事業にだけに充てていただくわけではございません。RMOに関しましては、高齢者のいろいろな支援を考えていただくということで、敬老事業分に関しては一括交付金という形で入れておりますが、特別会計でも御審査いただきましたように、生活支援体制整備事業いわゆる第二層協議体で、いろいろなことを協議していただくことや、それと類似するような取組に活用できる新しい補助金、また、地域での支え合いをされるに当たって、活用していただける補助金、この二つを特別会計でも、新たに創設しておりますので、それらを合わせて、地域での高齢者対策をいろいろ考えていただい

ればというところを含んでおりますので、追加で補足説明をさせていただきます。

奥良秀分科会長 149ページまでで質疑はないということで、歳入の質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、歳入のほうの質疑はなしということで、審査番号③番につきまして終了いたします。以上をもちまして本日の民生福祉分科会を閉会いたします。本日はお疲れさまでした。

午後7時 散会

令和7年（2025年）3月12日

一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会長 奥 良 秀